

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成18年第1回幕別町議会定例会

(平成18年3月1日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
4番 牧野茂敏 5番 草野奉常 6番 岡田和志
- 日程第2 会期の決定 3月1日～3月20日(20日間)
(諸般の報告)
- 日程第3 行政執行方針(町長、教育委員長)
- 日程第4 平成18年度幕別町一般会計予算
- 日程第5 平成18年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 平成18年度幕別町老人保健特別会計予算
- 日程第7 平成18年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第8 平成18年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第9 平成18年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第10 平成18年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 日程第11 平成18年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第12 平成18年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第13 平成18年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第14 平成17年度幕別町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 平成17年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 平成17年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 平成17年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18 平成17年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 平成17年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 平成17年度幕別町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第21 幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例
- 日程第22 幕別町国民保護協議会条例
- 日程第23 幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 日程第24 指定管理者の指定について
- 日程第25 東十勝障害程度区分認定審査会の設置について
- 日程第26 「患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書」の提出を求める
請願書

会 議 録

平成18年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年3月1日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月1日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (28名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏 5 草野奉常
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子 10 豊島善江
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁夫 代表監査委員 市川富美男
農業委員会会長 上田健治 総務部長 菅 好弘 経済部長 中村忠行
民生部長 新屋敷清志 企画室長 佐藤昌親 建設部長 高橋政雄
忠類総合支所長 田岡利勝 札内支所長 本保 武 教育部長 藤内和三
総務課長 川瀬俊彦 糠内出張所長 中川輝彦 企画室参事 飯田晴義
企画室参事 羽磨知成 保健福祉センター所長 久保雅昭 町民課長 田村修一
商工観光課長 熊谷直則 忠類総合支所地域振興課長 水谷幸雄
忠類総合支所地域振興課参事 川島博美 忠類総合支所住民課長 姉崎二三男
忠類総合支所経済課長 野坂正美
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
4番 牧野茂敏 5番 草野奉常 6番 岡田和志

議事の経過

(平成 18 年 3 月 1 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（本保証喜） ただ今から、平成 18 年第 1 回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、4 番牧野議員、5 番草野議員、6 番岡田議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（本保証喜） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 3 月 20 日までの 20 日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
(なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 3 月 20 日までの 20 日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による例月出納検査及び地方自治法第 199 条第 9 項の規定による定期監査及び行政監査報告書が議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。
次に、去る 2 月 23 日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成 18 年度十勝町村議会議長会の事業計画が別紙のとおり決まりましたので、配布してございます。
後刻ご覧いただきたいと思えます。

[行政執行方針]

○議長（本保証喜） 日程第 3、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成 18 年第 1 回町議会定例会の開会に当たり、町政執行への所信の一端を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんの深いご理解、ご協力をお願いするものであります。
私も平成 15 年 4 月に再び町政執行の責任を担って以来、早くも任期の最終となる年を迎えました。
この間、最大の行政課題は、本町の将来を大きく左右するともいえる合併問題でありました。
自己決定、自己責任という本格的な地方分権の時代に対応し、持続的発展が可能なまちづくりを進めるため、行財政基盤の強化をはじめとする多くの課題の解決を考えた時、本町と忠類村の合併が最善な選択であると確信したところであります。
おかげを持ちまして、議員各位をはじめ、多くの町民の方々の温かいご理解とご協力を賜り、去る

2月6日に新幕別町として新たな一步を踏み出すことができました。

申し上げるまでもなく、合併は終着点ではなく、新たなまちづくりのスタートであり、一つの地域として共に手を携え、次の世代に自信を持って引き継ぐことができるまちづくりに取り組んでいかなければならないものと考えております。

新幕別町が本格的にスタートするに当たり、私は次の四つのことを念頭に置き、町政の推進に努力してまいりております。

その一つ目は、一つのまちとしての「一体感の醸成」であります。幕別と忠類の両地域は、歴史や産業形態、さらにはこれまで進めてきたまちづくりに違いがあるものの、これまで培ってきたそれぞれの地域の力と価値を高め、創造性あふれる新しいまちづくりを進めていくことが必要であります。

このためには、これまでの旧行政区域の垣根を取り払い、合併協議の中で培った両町村の信頼関係をさらに高め、お互いを思いやる温かい気持ちをもってまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

二つ目は、「均衡ある発展の確保」であります。

幕別と忠類のそれぞれの地域が持つ特性を生かして、機能分担により、町全体として調和のとれたまちづくりを進める必要があると考えております。特に忠類地域においては、去る2月27日に発足いたしました忠類地域住民会議をはじめ、住民の方々のご意見を十分にお聴かせいただきながら、地域全体が発展できる施策を展開することにより、均衡あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

三つ目は、「協働のまちづくりの推進」であります。

住民の皆さんと行政のパートナーシップによるまちづくりの推進は、私のかねてからの基本姿勢であり、今後も、地域と行政が対等な立場で連携、協力しながら、地域の課題を解決し、心豊かに安心して暮らすことができる社会を築いてまいりたいと考えております。

四つ目は、「行政改革の推進」であります。

市町村合併は、最大の行政改革と言われておりますが、地方財政を取り巻く環境が不透明な中、これまでの行政サービスの水準の維持、向上に努めることを基本としつつ、厳しい環境にも耐えうる効率的な行政運営と安定した財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

それでは、はじめに、地方財政対策について申し上げます。

平成18年度の地方財政計画の規模は、83兆1,508億円で前年度対比では0.7%の減となり、5年連続の減少となっております。

また、地方交付税の総額は、出口ベースで前年度に比較いたしまして、5.9%の減となっております。国は、税制改正による地方税の増や三位一体の改革による地方譲与税の増などを合わせると「地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額は確保した」としておりますが、人口の少ない地方にとっては、依然として厳しい状況にあるものと考えております。

次に、こうした厳しい地方財政状況を踏まえ編成いたしました本町の新年度予算の概要について申し上げます。

平成18年度の予算編成につきましては、合併後初めての予算編成となりますことから、合併協議において策定いたしました「新町まちづくり計画」や「協定項目の具現化」を基本に、また、厳しい財政状況のもと事務事業の見直しや人件費の抑制に努めるなど、限られた財源の中で優先度の高い事業や住民要望に応えるべく意を用いたところであります。

この結果、一般会計外8特別会計及び水道事業会計の総額は、265億6,494万4,000円となり、幕別・忠類の平成17年度当初予算を合わせた257億3,289万6,000円と比較いたしまして8億3,204万8,000円の増、率にいたしまして3.2%の増となっております。

一般会計では156億9,780万7,000円となり、同じく幕別・忠類の平成17年度当初予算を合わせた152億2万4,000円と比較いたしまして4億9,778万3,000円の増、率にいたしまして3.3%の増となっております。

増額となりましたのは、平成 18 年度は合併初年度であり、合併特例債を用いての「まちづくり基金造成」11 億 3,000 万円のうち 4 億円を積み立てるほか、国営土地改良事業負担金の繰上償還及び忠類地域の臨時市町村道にかかる公債費の繰上償還を実施すべく 12 億 4,322 万 1,000 円を計上したためです。

これら特殊要素を除きますと、逆に 1.6%の減となっており、実質 6 年連続の減額予算編成となったところでもあります。

一般会計の歳出について申し上げますと、投資的経費では、総体で 35 億 8,534 万 4,000 円となり、幕別・忠類の平成 17 年度当初予算合計額に比較しまして 3 億 6,646 万 5,000 円の増、率にいたしまして 11.4%の増となっております。

しかしながら、先ほども申し上げました国営土地改良事業負担金の繰上償還にかかる費用などが計上されておりますことから、実質の減となっております。

一方、経常経費につきましては、職員の退職不補充を実施するなど行政改革に取り組み、人件費では 1 億 2,000 万円の削減を図るなど、経費の節減に努めたところでもあります。

次に、歳入であります。主要財源であります地方交付税につきましては、普通交付税で前年度比 6%の減を見込むとともに、合併算入分で 1 億円と平成 17 年度に実施された国勢調査での人口増加分で 5,000 万円を加え、総額では 3.4%の減で見込んでおります。

特別交付税では、合併包括算入分 2 億円と当初で 2 億円の、合わせて 4 億円を計上し、地方交付税総額では、59 億 4,925 万 2,000 円となり前年度比 2 億 4,892 万 1,000 円の増で計上したところでもあります。

町税に関しましては、町民税では今年度の税制改正分で増加が見込まれるものの、固定資産税において評価替による減が見込まれるなど、町税総額では 23 億 501 万 6,000 円となり前年度比 1.6%の減で計上いたしましたところでもあります。

また、基金繰入金であります。国営土地改良事業負担金の繰上償還分も含め、8 億 6,262 万 4,000 円を繰り入れておりますが、限られた財源の有効活用に配慮しながら、継続事業や新たな施策の実施など、収支バランスの確保を図ったところでもあります。

それでは、平成 18 年度主要施策の展開につきましてご説明申し上げたいと思います。合併後の新たな総合計画につきましては、これから策定事務に入りますので、策定されるまでの間は、「新町まちづくり計画」に掲げる五つの基本目標に沿ってご説明させていただきます。

基本目標の第 1「共に考えともに創る活力あるまちづくり」、行財政運営についてであります。

冒頭にも申し上げましたが、合併後のまちづくりを進める上では、一つの町としての一体感の醸成を図ることが重要であると考えております。

町民一人一人や各種団体、事業者、さらには職員相互の交流を図るとともに、地域特性の再発見や地域への誇り、郷土意識の共有により、新たな町としての一体性の醸成、確保に努めてまいりたいと考えております。

協働のまちづくりの推進につきましては、支援事業メニューのさらなる検討を進めるとともに、情報の共有という観点から、広報紙、ホームページの充実を図ってまいります。

また、効率的な広域行政の推進の一つとして、一昨年からは、十勝圏において税滞納整理、消防、介護保険、国民健康保険の各事務について広域連携の検討をいたしてまいりましたが、このうち、税滞納整理事務については「一定の効果が見込まれる」との結論となりましたことから、十勝圏複合事務組合の事務として、平成 19 年 4 月からの業務開始に向けて、本年度から準備作業に入る予定であります。

なお、十勝圏複合事務組合の事務であります帯広高等看護学院の保健学科については、保健師養成を取り巻く教育環境の変化等により、入学志願者が減少していることもあり、平成 19 年度の募集をもって保健学科を廃止いたすこととなったところであり、今後、所要の手續が進められることとなっております。

次に、基本目標の第2「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」、産業の振興についてであります。

はじめに、農林業の振興について申し上げます。

昨今の農業を取り巻く環境は、担い手・後継者対策やWTO農業交渉の行方など先行き不透明なことに加え、昨年3月に閣議決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づく品目横断的経営安定対策により大幅な制度改正を行うことになるなど、農業生産者にとりましては非常に厳しい状況にあるものと考えております。

町といたしましては、この制度改正を受けて新しい「幕別町農業経営基盤強化基本構想」を策定すべく作業中ではありますが、国の新農政制度が本年の秋まき小麦から対象となりますことから、農業委員会や農業振興公社、さらにはゆとりみらい21推進協議会と連携を密にし、早急に基本構想の策定を進めてまいりたいと考えております。また、合併を機に「地域農業マスタープラン」、「農業・農村振興計画」や「グリーンツーリズム市町村計画」の見直しなど、新幕別町全体の農業振興に向けた環境整備を進めてまいります。

また、町の単独事業であります「ふるさと土づくり事業」については、忠類地域の緑肥作物種子購入事業も新たにメニューに加え、農業の基盤である土づくりの推進に努めてまいります。

次に、農業振興公社についてであります。合併に伴います農業振興公社の事業区域の拡大につきましては、まくべつ農村アカデミー及び農業後継者対策等の担い手対策を忠類地域の区域を含めて事業を実施してまいります。

なお、農地保有合理化事業に関連する事業につきましては、現在、農業委員会において統合に向けた協議を進めているところでありますので、その推移を見ながら事業区域の拡大を図ってまいりたいと考えております。

畜産につきましては、新規事業として忠類地域で、北海道農業開発公社が事業主体となる「畜産担い手育成総合整備事業」に着手し、草地造成改良や用排水整備など平成18年度から平成21年度までの4年間で計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、土地改良事業につきましては、本年度は、国営かんがい排水事業幕別地区と札内川地区の一部が供用開始の運びとなります。

本年度計画いたしております土地改良事業につきましては、道営畑総事業が新規着工の美川地区及び忠類東部地区を含めて5地区、道営農道整備特別対策事業が1地区、道営一般農道整備事業が1地区、団体営事業が2地区、合わせまして9地区で事業を実施いたしてまいります。

次に、町営牧場についてであります。公共牧場本来の役割である預託事業を基本に運営してまいります。

なお、幕別地域の南勢牧場と忠類地域の各牧場とでは、その地形や環境に違いがありますことから、畜産農家の方々にとりましては、その目的や条件により預託する牧場を選ぶという選択肢が広がるものと考えているところであります。

次に、林業の振興についてであります。森林のもつ多面的機能をより発揮させるためにも国や道と歩調を合わせ町有林の造林・除間伐などの推進に努めてまいります。

また、旧両町村の森林組合が本年6月に合併することが決定し、森林組合自体の経営安定が期待されるところであります。民有林のさらなる振興のため、森林組合と十分な連携を図るとともに、忠類地域における育苗センターの運営についても意を用いてまいりたいと考えております。

次に、商工業の振興について申し上げます。

本町の商工業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

このため、地域の商工業の健全な発展に大きな役割を果たしている商工会との連携を図りながら、商店街の活性化や商工業の振興に努めてまいります。

また、中小企業の経営の安定を図り、制度融資の積極的な活用を促進するため、設備資金の融資枠を2,000万円から3,000万円に引き上げたところであります。

消費者対策につきましては、高齢者を対象とした架空請求、不当請求、悪質な住宅リフォームに関する問題等も発生しておりますことから、忠類地域におきましても消費相談業務を既に本年2月から実施いたしているところであります。

今後も、消費者が安全で安心して暮らせるよう、消費者協会をはじめ関係機関と連携を図りながら、被害の防止に努めてまいります。

次に、観光振興についてであります。 「自然・温泉・食」についての地域づくりや環境づくりをはじめ、見る観光から自然体験・農業体験さらには地域の食資源を生かした滞在型・体験型観光について観光物産協会など関係機関と連携し、観光の振興に取り組んでまいります。

また、道の駅忠類については、「道の駅プロジェクト会議」を設置し、道の駅の運営や施設内容の見直しについて検討の結果、新しい道の駅を建設することといたしたところであります。建設に当たっては、施設内にはトイレや休憩のスペースだけではなく、情報提供や特産物の販売等の充実を図り、エリア全体の再活性化を目指すものであります。

次に、雇用対策についてであります。企業誘致による雇用の創出に努めますとともに、ハローワークや各企業との緊密な連携をより一層深め、就労にかかわる情報の提供や雇用機会の確保に努めてまいります。

また、新卒者で未就職者に対する雇用対策事業を引き続き実施いたしてまいります。

次に、基本目標の第3「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」、福祉、保健活動の推進についてであります。

はじめに、保健活動についてであります。本年度におきましては、生活習慣病の予防を図ることを重点に、人間ドック及び脳ドックの助成金額を増額することといたしました。

次に、高齢者保健福祉の充実について申し上げます。

平成18年度から平成20年度までの3年間で一期とした高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について、介護保険運営等協議会に諮問をさせていただき、先月の23日に答申を頂いたところであります。

この計画においては、本年度から新たに幕別町として地域包括支援センターを設置し、軽度な高齢者や認定の対象外となった高齢者に対して、介護予防を重点としたサービスの提供に努めることとしているものであります。

また、認知症高齢者のグループホームについては、現在建設中の施設を含め、平成17年度末で設置数が12ユニットになるものと見込まれ、既に計画量を大幅に上回っていることから、本年度からは新たな施設の設置は認めないことといたしております。

なお、介護保険料については、現在2,950円となっております。基準月額保険料を400円増の3,350円とすることで、今議会に提案をさせていただいているところであります。

次に、障害者福祉の充実についてであります。障害者自立支援法の施行に伴い、新たに、池田町・豊頃町・浦幌町・幕別町の東部4町で東十勝障害程度区分認定審査会を設置し、適正な認定審査に努めてまいります。

また、本年度中に新たな障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスの充実に努めてまいります。

次に、子育て支援対策について申し上げます。

はじめに、さかえ保育所の建設につきましては、平成17年度の国庫補助金を活用し、平成18年度中に建設を行い、平成19年4月の開設を予定いたしております。

定員につきましては、現行60名から120名とし、子育て支援センターの設置及び一時保育を実施するなど、機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

常設保育所の保育時間の延長についてであります。保育時間を15分間延長し、午後6時30分までとすることで考えております。

紙おむつに係るごみ袋の支給につきましては、昨年12月の議会において紙おむつ用の町指定ごみ袋の支給を求める陳情が採択されるとともに、合併協議会におきましても、子育て支援対策として再考い

ただけないかのご提言を頂き検討を重ねてまいりましたが、本年度から、2歳未満のお子さんがある世帯に対し、一人につき1カ月当たり10リットルの燃やせるごみ袋10枚相当分を助成することといたしました。

また、新たに不妊治療費の助成や妊婦健診の助成拡大、乳幼児に対するフッ素塗布助成の拡大など、子育て支援の充実に努めてまいります。

アイヌの人たちへの福祉の充実についてであります。生活相談員制度を設け、相談業務の充実を図ってまいります。

次に、基本目標の第4「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」、教育、文化、スポーツの振興についてであります。

子どもたちが将来の社会の担い手として、豊かな人間性を育み、健康でたくましく生きていくことができるよう、家庭、学校、地域社会が協力・連携しながら、それぞれの役割を果たし、よりよい教育環境づくりを進めていくことが大切であると考えています。

また、町民一人一人が、自己実現と心豊かな生活を送るために、生涯にわたり様々な分野において学び続けることができる生涯学習社会の構築がますます重要になっていると考えているところであります。

教育委員会との緊密な連携のもと、義務教育施設の整備をはじめ、本町の教育機能の充実に一層意を配してまいります。

教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

次に、基本目標の第5「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」、生活環境の整備についてであります。

はじめに公園整備について申し上げます。

公園事業といたしましては、「緑の基本計画」に基づき札内西緑化重点地区内に予定しております近隣公園、街区公園の整備を進めてまいります。

また、広域公園として整備されます十勝エコロジーパーク内の幕別エリアにつきましては、国の直轄事業であります河川環境整備関連事業との整合を図りながら整備を進めてまいります。

次に、土地利用につきましては、平成15年から整備が進められております札内北栄土地区画整理事業の保留地は、1月末現在67区画の分譲がなされ、造成等事業も順調に進められていると伺っており、本年度も引き続き、関連する街路、公園、下水道等の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、河川整備につきましては、国による千代田新水路事業のほか、十勝川・猿別川の治水の杜事業、新川地区の十勝川堤内排水路事業など、また、北海道においては猿別川改修事業を引き続いて実施していただけると伺っておりますが、これら事業を含めまして、国及び北海道に対し水害防止対策に関する各種事業の要請をいたしてまいりたいと考えております。

次に、道路交通網の整備について申し上げます。

まず、国道38号線東13号までの4車線拡幅整備につきましては、用地買収補償等の進捗にあわせ、引き続き整備を進める一方、国道242号線千代田大橋架け替え事業につきましては、橋長705メートルの新橋が平成19年度中に完成の予定であり、関連する前後の歩道整備を進めると伺っており、1日も早い完成に向け、さらなる要請活動を続けてまいりたいと考えております。

また、帯広市から忠類地域を通り広尾町へとつながる高規格幹線道路の整備につきましても、早期の建設に向け要請活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、道道整備といたしましては、懸案であります幕別大樹線の五位～中里間約2.5キロメートルにつきましても、幕別本町と忠類地域を結ぶ広域幹線としての利用はもとより、町内の重要な幹線となる道路でありますことから、改修整備に向けて強く要請を続けてまいりたいと考えております。

また、同線の立体交差事業は、猿別橋関連の事業のほか、5叉路から寿町への2次改築についても引き続き整備が進められる予定であります。

札内南大通立体交差事業は、JR線路下の推進工事が実施される一方、札内9号南通につきましては、

国道交差点の施工と幕別札内線などの町道交差点とのすりつけ部分にかかる用地買収補償を進める予定であり、その業務につきましては受託事業として幕別町が行う予定であります。

次に、町道の整備につきましては、現在、町道延長 871.2 キロメートルに対しまして、改良率 67.1%、舗装率 55.8%という状況にあります。

整備に当たりましては、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

本年度は、幕別地域では 12 路線、忠類地域では 6 路線の整備を予定いたしております。

次に、公営住宅について申し上げます。

はじめに、札内文京町で整備を進めております「幕別町道営シルバーハウジング事業」につきましては、本年 8 月には 27 戸が竣工予定であり、本年度も継続して残りの 17 戸の整備が進められる予定であります。

また、再生マスタープランに基づく旭町団地の建替事業につきましては、本年度も継続して 1 棟 12 戸の建て替えを進めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

本年度事業といたしましては、幕別浄化センターの機械及び電気設備の更新工事のほか、汚水枝線新設は 2 路線、雨水幹線整備は 4 路線の整備を進める一方、幕別地域での個別排水処理事業につきましては、公共施設 2 カ所を含め 30 戸の合併浄化槽を整備する予定であります。

次に、水道事業について申し上げます。

本年度は、第三次拡張事業が 3 年目に入り、配水池の機械及び電気設備工事と札内系パイプラインとなります配水本管の布設工事のほか、昨年度に引き続き道道の立体交差事業関連による配水管布設替等の工事を行います。

簡易水道事業では、忠類地域の東部地区において、平成 18 年度より平成 23 年度を事業期間とした道営畑地帯総合整備事業の整備により、安定的な水道水の供給に努めてまいります。

また、幕別簡水明倫地区の施設整備事業を進める一方、新たに古舞地域の一部に配水管を整備し、未普及地域の解消と安定的な水道水の供給に努めてまいります。

次に、循環型社会の構築についてであります。ごみの有料化から 1 年 5 カ月が経過し、この間、住民の皆さんの深いご理解とご協力により、スムーズな収集及びごみの減量化が図られているところであります。

ごみの収集回数や庭木類などの収集方法の見直しにつきましては、本年 1 月に町内の 7 地域において説明会を開催させていただき、ご理解を頂いたところであります。今後も、住民の皆さんのご意見をお伺いしながら、環境に配慮した施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、地域ぐるみの地球温暖化防止への取り組みといたしまして、本年度は、太陽光発電システムのさかえ保育所への設置、一般家庭への助成制度の導入のほか、省エネ、新エネに関する情報の提供などにより意識の啓発に努めてまいります。

次に、消防体制の充実についてであります。忠類消防支署に高規格救急車を配置し、救急救助体制の強化を図ってまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

本年 2 月 28 日現在、679 日間交通事故死ゼロの日が続いております。このことは、警察署や幕別町生活安全推進協議会などの関係機関・団体の活動やご努力、さらには地域住民の交通安全意識の向上によるものと、深く感謝とお礼を申し上げる次第であります。

本年度におきましても、関係各位と連携を図り、交通安全対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、情報通信基盤の整備についてであります。昨年度に引き続き、札内地区を中心として地域イントラネット事業を実施し、公共施設間のネットワークを構築してまいります。

以上、第 1 回定例町議会の開会に当たりまして、町政執行に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

ました。

幕別町の新たな歴史がスタートした今、自分に課せられました責任と使命の重さを十分にかみしめ、今一度初心に立ち返り、職員と一丸となって、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりに向けて、最大の努力を重ねる決意であります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、執行方針を結ばせていただきます。

○議長（本保証喜） 次に、教育委員長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

林教育委員長。

○教育長（林郁夫） 平成18年第1回幕別町議会定例会の開会に当たり、幕別町教育委員会の所管行政に関する執行方針について申し上げます。

現在、我が国では時代の転換期を迎え、社会の大きな変化を伴いながら進む中で、教育の分野においては、子どもたちが将来への夢・目標をしっかりと持つことや、地域や家庭の教育力を向上させることが求められています。

本町は本年2月に忠類村との合併が行われたところであり、町民が一体となって新しい幕別町の創造に取り組んでいるところでありますが、まちを支える人づくり、その要となる教育の果たす役割はますます重要になるものと考えております。

教育委員会といたしましては、これまでそれぞれの地域が育んできた歴史や文化を尊重する中で、町民一人一人が、主体的な学習を通じて自らの生きがいをもさらに深まりあるものとするとともに、子どもたちがこの幕別町を誇りに思い、夢と希望にあふれ、主体性と責任感、高い志と向上心を持ち、心豊かにたくましく成長できるよう育みながら、新しいまちづくりに貢献することができるよう、積極的な教育行政を推進してまいります。

それでは主な施策について申し上げます。

はじめに生涯学習の推進であります。

ライフスタイルの多様化により、知識・技術の習得や生きがいを求めて人々の学習意欲が高まる傾向にあります。

生涯学習の場の充実、地域の活性化や地域づくりに効果を期待できるものであり、新生幕別町の生涯学習は、「みつける・みがく・いかす」を合い言葉に、住民自らが必要と考える地域や生活の課題を中心に、住民と行政が協働で学習プログラムを組み立てる仕組みづくりを進めるとともに、学習する人々やグループ・サークル間の交流促進などの振興を図ってまいります。

新生幕別町の町民としての一体感の形成は、それぞれの地域の特性をお互いに尊重し、理解しあうことから始まるものと考えております。こうした考えのもと、各地域が進めている生涯学習活動や各団体の活動、さらには次代を担う子どもたちの交流活動を積極的に進め、信頼と連携を築きながら郷土への誇りを一層高めるよう努めてまいります。

次に、幼児教育・学校教育の充実であります。

幼児教育は、人間形成の基礎が定まる重要な時期であり、心身の健康を培う活動や幼児期にふさわしい知的発達を促すことを目標とした保育実践に努めるとともに、幼稚園と保育所の交流を図りながら、地域、家庭及び小学校との連携の取れた幼児教育を推進してまいります。

学校教育においては、新町の歴史や風土、文化を学び、ふるさとへの愛着心を育む教育や環境教育、語学教育などを通じて個性豊かで魅力あるひとづくりを推進するとともに、学校間の交流を通してそれぞれの個性ある教育の情報交換と相互理解を深め、魅力と特色ある学校づくりの推進に努めます。

具体的な方策としては、「生きる力を育む創意あふれる教育活動支援事業」、「ゆとりいきいきパートナー事業」などの教育支援事業を引き続き実施してまいります。

地域に信頼され、地域に開かれた学校づくりを目指して昨年度より実施しています「まくべつ教育の日」につきましては、さらに地域との強い絆を結ぶものとなるよう取り組んでまいります。

特殊教育から特別支援教育への転換を支障なく進めるために実施している「多様な教育ニーズ推進モデル事業」については、2年目を迎え各学校の理解を得ながら確実な実施に向けて、準備を進めているところであります。

学校給食は児童生徒に対し、安全・安心のできる食材を使って栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、楽しく食事をする習慣を身に付けることが求められていることから、給食センターと学校の連携を深め、給食指導や栄養指導など「食育」をさらに充実させてまいります。

学校施設につきましては、札内中学校耐震2次診断を実施するほか、計画的に教育施設整備を進めるとともに、よりよい教育環境の整備を図ってまいります。

合併により新たに小中学校が増えたことに加え、札内地区の新住宅団地造成や少子化に伴う児童生徒数の増減等の推移が予想されることから、通学区域の見直しなどを含め全体的な再編計画を検討する時期であるとの認識から、関係機関等とも連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

第三は、学校と地域社会との連携であります。

近年、子どもを取り巻く様々な事件が発生する中、大人が子どもの成長にかかわる当事者としての強い自覚と責任をもつとともに、家庭、学校、地域社会がそれぞれの機能を生かしながら一体となって子どもたちを育てていくことが一層求められております。

児童生徒と地域住民が交わる機会を設け、様々な体験活動やふるさと学習などにより、子どもの健やかな成長を促すとともに、家庭や地域との連携を密にし、「いじめ」や犯罪などの危険から児童生徒を守る仕組みづくりに努めます。

家庭につきましては、すべての教育の原点として、幼児期から基本的な生活習慣や食習慣の形成、情操の育成などが十分図れるよう関係機関とも密に連携を図ってまいります。

学校におきましては、子どもたちが、生命の大切さや物事の善悪などを深く考え、確かに行動する力を身につけることができるよう、各教科や道徳、特別活動での取り組みを通じ、体験活動を重視した福祉・ボランティア教育を推進してまいります。

地域につきましては、子どもたちが社会の一員としての自覚を高めることができるよう、PTAや青少年団体、スポーツ少年団など地域の自主的な活動への支援を図り、地域の教育力の向上に努めます。

学校における危機管理につきましては、常に管理マニュアルの点検と見直しを行い、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を取れる体制の充実を図ります。

また図書館と中学校との図書室との情報通信技術を活用したネットワーク化を進め、将来的には地域のだれもが蔵書を有効に利用できる仕組みづくりを進めます。

第4は、地域文化の継承と創造であります。

合併により、新町の資料館が三つになりました。忠類ナウマン象記念館は自然史、蝦夷文化考古館は生活史、ふるさと館は産業史と、3館それぞれの特徴を生かして連携し、ふるさとの文化史、郷土史を伝える場としてまいります。

ふるさと館事業委員会が運営しておりますジュニアスクールは、「町じゅうが全部教室」との認識のもとに、本年度から忠類地域へも学びの場を広げるとともに、親子参加のプログラムを設けてまいります。

百年記念ホールは、芸術、文化活動の中心施設として、活用を推進するとともに、文化講演会、芸術鑑賞会など各種芸術活動の充実にも努め、さらに各地域の施設を活用した文化活動の振興を図ります。

また、地域内の各種文化活動グループ・サークル間の交流を促進するとともに、地域の歴史や伝統文化を新町全体の財産として共有し、後世に伝承していく取り組みを支援します。

第5は、スポーツ活動の推進であります。

すべての町民が健康で明るい生活を営むために、社会体育施設の整備を進め、効果的な活用を促進するとともに、パークゴルフをはじめとするスポーツ・レクリエーション活動を通じた地域間交流、世代間交流を進めます。

また、町民のスポーツへの関心・意欲を高めるとともに、世代を超えて地域ぐるみで、その時々

適したスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、各地域に根ざしたスポーツ団体の育成と、それぞれの団体間の交流連携を推進します。

第6は、次代を担う人材の育成であります。

新生幕別町がスタートし、地域の文化風土を継承し、さらに時代が求める人材を育てていくことが教育行政の重要な使命です。

国内地域との交流や国際化社会に適切に対応するために、児童・生徒を中心とした研修交流事業を通じ、広い視野を持った人材の育成を進めます。

また、国際交流員や英語指導助手の幅広い活用により、国際化に適応した語学教育の充実を図ります。

以上、平成18年度の教育行政執行に関する概要を申し述べました。

我が国は物の豊かな国になり、便利で快適な生活ができるようになりましたが、豊かな生活を享受するためには必要なことがあります。

その一つが、社会の一員としての自覚と責任ある行動であると考えます。

人間教育の基盤である幼児期から小・中学校の時期に手を抜いて育てられた子どもは、手を抜いた分だけ何か欠落したまま成長してしまうとの指摘もされております。

教育が人づくりの原点であると考え、子どもの成長・発達に応じて必ず踏むべきステップがあります。大人が、その大切なことをおろそかにしたり、省いたりしてはいないだろうかとの思いを持つべきであると考えます。

様々な社会問題が取りざたされ、教育の課題とされている時だけに、成長発達の適時に身に付けさせるべきことを、家庭も地域も学校も、自らの役割を再確認し、連携し、協働して行動することに努めなければならないと意を新たにします。

「人を思いやる、心豊かなひとづくり」を教育行政の理念とし、学校教育と社会教育が融合する「生涯学習社会」の実現を目指し、一層の力を注ぎ懸命に努めてまいります。

議員の皆さま、並びに町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、平成18年度の所信といたします。

○議長（本保証喜） これで、行政執行方針は終わりました。

この際、11時5分まで休憩をいたします。

10:48 休憩

11:05 再開

[一括議題]

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第6号、平成18年度幕別町一般会計予算から、日程第13、議案第15号、平成18年度幕別町水道事業会計予算までの10議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第6号から議案第15号までの10議案については、提案理由の説明を省略し、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第15号までの10議案については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 14、議案第 16 号から、日程第 20、議案第 22 号までの 7 議案については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 14、議案第 16 号から、日程第 20、議案第 22 号までの 7 議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第 14、議案第 16 号、平成 17 年度幕別町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 16 号、平成 17 年度幕別町一般会計補正予算（第 7 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 7,673 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 143 億 5,885 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 5 ページになります第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

繰越明許費についてであります、6 ページをお開きいただきたいと思います。

3 款民生費、1 項児童福祉費、さかえ保育所建設事業であります。

本事業につきましては、平成 18 年度に整備を予定したところでございますが、国の平成 17 年度の追加財政措置によりまして、耐震化対策等に係る社会福祉等施設整備費国庫補助金が交付される見込みであるため、事業年度を前倒しいたしまして、平成 17 年度予算により事業を実施しようとするものでありますから、年度内での事業完了が困難なこともございますので、平成 18 年度にまたがって事業が執行できるよう、今回、繰越明許費として御議決頂こうとするものでございます。

事業費につきましては、総事業費 3 億 1,183 万 8,000 円であります。

次に、6 款農林業費、1 項農業費、西幕別道営畑総事業負担金であります。

平成 17 年度の農道拡幅整備に伴いまして、支障となる物件の交渉に時間を要しましたことから用地確定が遅れまして、工事が積雪期になったことから、これに相当する事業費であります農業改良延長 1,116 メートルを翌年度に繰り越して事業を実施するものであります。

なお、18 年度に繰り越す事業費につきましては 2,240 万円であります。

中央幕別道営畑総事業につきましては、平成 17 年度の整備を予定しておりました圃場暗渠排水の関係でございますが、関係機関との協議に時間を要することとなったことによりまして、これに相当する事業費面積 35 ヘクタール分の整備を翌年度に繰り越すこととなったものであります。

なお、18 年度に繰り越す事業費につきましては 1,060 万円でございます。

次に、第 3 表債務負担行為の補正であります。

アルコ 236 物産センターの管理運営委託料であります、平成 18 年 4 月 1 日より、両施設の指定管理者制度移行を予定してありまして、施設の管理運営を開始する前に、管理運営に関する協定書を締結し準備を進める必要がありますことから、限度額 500 万円を新たに設定させていただくものであります。

次に、幕別ダム操作点検委託料につきましては、国営幕別地区土地改良事業により造成されました

幕別ダムの操作点検委託に係る債務負担を追加するものであります。

幕別ダムにつきましては、平成 14 年にダム建設工事完了後 2 年間の淡水試験を実施し、平成 17 年度末までにすべての整備を終えまして、平成 18 年 4 月 1 日付で帯広開発建設部から幕別町に管理委託される予定であります。

ダムの管理に当たりましては、高度な専門性と継続的な管理が必要とされますことから、町といたしましては幕別ダムの操作及び管理につきまして、ダム管理に精通した業者に委託する予定でありまして、取水期で用水需要期であります 4 月 1 日から 12 月末日までは、操作員 1 名を常駐させ、渇水期の 12 月 1 日から 3 月末日までは週 1 回点検を行い、適正なダム及び用水管理を行うことから、今回、操作点検に係る委託料として限度額 538 万 1,000 円を設定させていただくものであります。

次に、農業経営基盤強化資金に係る利子補給であります。農業経営基盤強化促進法に規定いたします認定農業者が効率的・安定的な経営体の育成を図るため、営農改善計画に即して行う規模拡大その他の経営展開に必要な資金を借り入れた場合におきまして、その金利の一部を、国が 2 分の 1、道・町が 4 分の 1 ずつの割合で利子補給するものであります。

今回につきましては、24 件の借入れに係ります利子補給として、限度額 899 万 8,000 円を設定させていただくものであります。

次に、新農政推進対策資金に係る利子補給であります。新農政推進対策資金利子補給費補助交付要綱に規定する農業者等が、安定的な農業経営を行うために農業制度資金等を借り入れて農地を取得した場合、その金利負担を軽減することにより経営強化を目的とすることで、当初 6 年間の約定償還利息のうち一定の利子補給をするものであります。

今回につきましては、2 件の借入れに係る利子補給として、限度額 6 万 3,000 円を設定させていただくものであります。

北海道農業公社からの肉牛貸付け及び譲渡契約書に基づき借り受けいたしました肉用雌牛 13 頭に係る譲渡代金に係る債務負担の追加であります。4 戸の農家に 5 年間貸付けいたしますが、期間満了時に譲渡代金の支払が伴いますことから、当該代金 692 万 4,000 円について債務負担行為の設定をさせていただくものであります。

次に、大家畜経営改善支援資金に係る利子補給であります。大家畜経営改善資金特別融資助成事業実施要綱に基づき、畜産農家が経営の安定を図るために借入れをいたしました償還条件の緩和と償還負担の軽減を目的に利子補給するものでありまして、今回につきましては 1 件の借入れに係る利子補給として、限度額 96 万 1,000 円を設定させていただくものであります。

次に、第 4 表地方債の補正であります。

追加であります。さかえ保育所建設事業については繰越明許でご説明したとおりでございます。事業費に係る起債を新たに追加させていただくものでございます。

札内中学校の音楽室の改修事業につきましては、11 月の臨時会でアスベスト対策として補正をさせていただきました。

実施後、国により財政措置が施されまして、3 分の 1 を国の補助金、残りについては 100%起債で 100%交付税措置をされるという国の方針に基づきまして、追加をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、変更でございます。

地域イントラネット基盤整備事業から臨時財政対策に係ります 29 事業につきまして確定をさせていただきましたので、限度額の変更をさせていただくものでございます。

全部の事業によりまして、2 億 4,050 万円の減額となるものでございます。

次に、歳出からご説明申し上げます。

33 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、79 万 1,000 円の減額補正でございます。議長、副議長、委員長長の報酬改定さらには期末手当の加算分の改定によります執行残でございます。

次のページになりますが、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、170 万円の減額補正で

ございます。旅費、郵便料等の執行残でございます。

5目一般財産管理費、2万8,000円の減額でございます。委託料、工事請負については執行残でございますが、需用費の修繕料につきましては、忠類地域における民放テレビの中継局の電源ユニットの修繕に要する費用を追加させていただくものでございます。

6目近隣センター管理費、75万3,000円の減額補正でございます。役務費以下執行残でございます。

7目庁用車両管理費、43万3,000円の追加でございます。公課費につきましては執行残でございますが、修繕料は車両等の修繕として52万8,000円を追加させていただくものでございます。

9目町有林管理費、24万9,000円の減額補正でございます。工事請負の執行残でございます。

10目町有林造成費、89万7,000円の減額補正でございます。町有林の皆伐工事でございますが、当初、軍岡地区におきまして5,72ヘクタールを実施しようと予定しておりましたが、その近隣であります幕別小学校の分収林の伐採9,2ヘクタールが実施されたことによりまして、軍岡地区の伐採工事につきましては後年次に繰延べしたことによりまして減額が主な内容となっております。

次のページになりますが、11目企画費、335万7,000円の減額補正でございます。報酬、旅費等執行残でございます。

13目職員厚生費、53万3,000円の減額補正でございます。9節の旅費につきましては、4月から北海道へ職員を派遣研修させますことから、派遣研修にかかわります赴任旅費を追加させていただくものでございます。

19節の負担金補助及び交付金、職員厚生団体交付金、50万円の減額でございます。職員の福利厚生を目的といたしまして毎年50万円を職員厚生団体に交付をしておりましたが、昨今の厳しい財政状況等に鑑みまして、厚生団体の方から17年度より職員の会費によりすべて運営をするということで、交付は返上するというところでございますので、全額減額をさせていただくものでございます。

15目交通防災費、21万4,000円の減額補正でございます。需用費の執行残でございます。

16目諸費、487万3,000円の減額補正でございます。11節、19節それぞれ執行残であります。幕別町忠類村の合併協議会の負担金、408万円と大きく減額になってございますが、当初、この協議会でガイドブックを作成する予定をしておりましたが、地域政策補助金の交付を受けまして、町予算で実施したことによる減額が大きな内容となっております。

17目基金管理費、5億858万1,000円の追加でございます。積立金であります。合併協議によりまして17年度末による基金の積立額、財政調整基金を15億円、減債基金を10億円ということで協議が整ってございますので、それぞれ財政調整基金、減債基金に、その額になるよう積立てを行うものでございます。

なお、この積立てに係る原資につきましては、それ以外の基金についてすべてまちづくり基金として包含させていただいておりますので、まちづくり基金の方よりそれぞれ財政調整基金、減債基金に積み立てるものでございます。

なお、17年度末におけます基金総額でございますが、まちづくり基金あるいは都市開発基金を含めまして、総額で37億3,682万1,000円となるものでございます。

次のページになりますが、18目電算管理費、123万8,000円の減額補正でございます。需用費以下執行残でございます。

19目協働のまちづくり支援費、444万1,000円の減額補正でございます。報酬、負担金等執行残でございます。

協働のまちづくり支援事業につきましては、当初、900万円の予算を計上しておりました。現在のところ88件の申請がありました。主な内容は、ごみネット21件、美化運動、花等の植栽でございますが17件、防災関連が3件、コミュニティ、いわゆるお祭り、盆踊り等に関して5件、これらが主な内容となっております。

20目電算統合システム整備事業費、2億635万1,000円の減額補正でございます。当初、1年度ですべての地域の整備を行うという予定をしておりましたが、当初予定しておりました補助金2億円が

1 億円総務省の補助が減額されたことに伴いまして、2 か年にわたって事業を実施する計画でございます。

今年度 17 年度は、幕別地域、忠類地域の整備が終わりまして、18 年度において札内地域で実施をするということから、2 か年分について減額をさせていただくものでございます。

21 目総合支所費、67 万円の減額補正でございます。需用費、役務費等の執行残でございます。

2 項徴税费、2 目賦課徴収費、78 万円の減額補正でございます。役務費、委託料等執行残でございます。

5 項統計調査費、1 目統計調査費、407 万 3,000 円の減額補正でございます。報酬が大きく減額となっておりますが、国の単価の減によるものでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、24 万 1,000 円の減額でございます。1 節から 20 節まで執行残でございますが、特に扶助費でございますが、障害者施設支援費、大きく減額となっておりますが、5 人が町外に転出したことに伴いまして大きく減額補正となります。

繰出金については、国民健康保険特別会計への繰り出しでございます。

2 目福祉医療費、1,350 万円の減額でございます。

次のページになりますが、扶助費、重度心身障害者医療費扶助及び一人親家庭等の医療費扶助、大きく減額となっております。1 割負担が 16 年の 10 月より実施されたことによりまして、この制度以外によりましても同様の負担割合だということから、70 歳以上の助成されている方で 100 名ほどがこの制度の対象外ということになってきておりますので、それらから大きく減額となっているものでございます。

5 目老人福祉費、613 万 6,000 円の減額補正でございます。執行残でございますが、委託料の高齢者食の自立支援サービス委託料、これにつきましては、110 名今まで配食を受けておりましたが、10 名ほどの減になったということで、その部分で大きく減額となっているものでございます。

次のページになりますが、8 目保健福祉センター管理費、36 万 1,000 円の追加でございます。燃料費の単価分、さらには複写機の使用料、これらを追加させていただくものでございます。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、45 万 9,000 円の減額補正でございますが、需用費の執行残でございます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、79 万 4,000 円の減額でございます。扶助費等の執行残でございます。

次のページになりますが、3 目常設保育所費、718 万円の減額でございます。さかえ保育所の施設設計委託料につきましては、9 目のさかえ保育所建設事業費に組替えをいたしておりますので、大きく減額となるものでございます。

4 目へき地保育所、433 万 3,000 円の減額補正でございます。へき地保育士の賃金でございますが、新和保育所が閉鎖になりましたことから、閉鎖部分に係る賃金が大きく減額となったものでございます。

5 目肢体不自由児通園訓練施設費、112 万 4,000 円の減額補正でございます。委託料等の執行残でございます。

6 目幼児ことばの教室費、57 万 4,000 円の減額補正でございます。南十勝ことばの教室負担金の確定に伴う減額でございます。

7 目児童館費、106 万 6,000 円の減額補正でございますが、共済費、賃金等の執行残でございます。

9 目さかえ保育所建設事業費、3 億 1,183 万 8,000 円の追加でございます。建設規模といたしましては、1,103.1 平方メートル、鉄筋コンクリート平屋建てを予定しております。さかえ保育所並びに子育て支援センター、一時保育などの機能を有する施設でございます。

執行方針でも申し上げましたとおり、平成 19 年 4 月からの開始となるものでございます。

次のページになりますが、細節 3 の太陽光発電システム設置工事であります。10 キロワットの発電が可能な太陽電池パネルを設置いたしまして、今、計算上では使う電気量の約 36%を賄えるだろうと

いうことで試算をいたしております。

金額にいたしまして、月額で2万4,000円程度ということで考えてございます。

次のページになりますが、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、60万円の追加でございます。インフルエンザの予防接種委託料でございますが、当初1,200人を予定しておりまして、途中で2,000人まで追加をさせていただきました。

ただ、接種希望者がさらに増えまして、現在2,400名ということで、当初の倍となったようなことから、それに係る部分について補正をさせていただくものでございます。

3目保健特別対策費、452万円の減額でございますが、委託料の執行残でございます。

次のページになりますが、4目診療所費、15万円の減額補正でございます。賃金の執行残でございます。

5目環境衛生費、204万4,000円の減額でございますが、委託料以下執行残でございます。

6目水道費、162万5,000円の追加でございます。簡易水道特別会計への繰出金でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、423万9,000円の追加でございます。4節の共済費から16節の原材料費までにつきましては執行残でございますが、十勝環境複合事務組合の負担金の確定に伴いまして、950万9,000円の追加をさせていただくものでございます。

さらに、資源回収実践地区協力交付金でございますが、当初800トン进行予定しておりましたが、実績として894トン、94トン収集量が増えておりますので、それに係る補正をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、5款労働費、1項労働諸費、2目雇用対策費、148万9,000円の減額でございます。臨時職員の賃金につきましては、雇用対策として新卒者の賃金を計上させていただいております。

当初、前期は3名、後期も3名みていましたが、実績として5名分ということになりましたことから、残分を減額補正させていただくものでございます。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費、3,776万7,000円の減額補正でございます。ふるさとの土づくり支援事業補助金につきましては、実績に基づきまして補正をさせていただきますが、それ以外のものにつきましては執行残等が主な内容でございます。農業ゆとりみらい総合貸付基金につきましては、実績に基づきまして減額をさせていただくものでございます。

5目畜産業費、140万円の減額補正でございます。負担金等の執行残が主なものでございます。

次のページになりますが、酪農ヘルパー事業の振興補助金につきましては、南十勝地区の忠類、大樹、広尾に係ります補助金の額でございます。たまたま予算上で忠類地区でも予算計上しております。私の町でも12月に計上させていただいておりますので、両方で計上していたということの経過がございますので、幕別町分については減額をさせていただくものでございます。

6目育成牧場費、26万2,000円の減額補正でございます。共済費、賃金等の執行残でございます。

7目農地費、440万1,000円の減額補正でございます。需用費以下執行残でございます。

8目土地改良事業費、1,950万7,000円の減額でございます。需用費確定に伴いまして、特に負担金補助及び交付金、各種事業の金額が決定されておりますので、それに伴う減額をさせていただくものでございます。

2項林業費、次のページになりますが、1目林業総務費、311万3,000円の減額補正でございます。報償費、負担金補助及び交付金の執行残でございます。

2目育苗センター管理費、167万円の追加でございます。忠類地域の森林組合の方に育苗センターの委託をいたしているところでございますが、実績に基づく精算をしている委託方式でございます。今年は雪が少なくなかったというようなことから、凍雪害の防止のために資材、賃金等が増になったということで追加をさせていただくものでございます。

7款商工費、1項商工費、4目観光費、219万8,000円の減額でございます。委託料の執行残でございます。

5目企業誘致対策費、8,332万円の減額でございます。貸付資金等の減額が主な内容となっております。

次のページになりますが、8款土木費、1項土木管理費、3目道路管理費、72万8,000円の減額でございます。需用費の執行残でございます。

4目地籍調査費、60万8,000円の減額でございますが、委託料の執行残でございます。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、971万円の減額でございますが、委託料、工事請負費等の執行残が主な内容でございます。

58ページになりますが、3項都市計画費、1目都市計画総務費、1億3,288万2,000円の追加補正でございます。繰出金、下水道会計への繰出金でございますが、当初、下水道会計で借換債の発行の予定を限度まで考えておりましたが、結果として約1億5,000万円ほど借換債の発行の許可額が減ったということから、起債発行分にかかわります財源不足額を繰り出すものでございます。

2目都市環境管理費、48万6,000円の減額でございます。役務費の執行残でございます。

4目公園建設費、7万1,000円の減額補正でございますが、工事請負費の執行残でございます。

4項住宅費、2目住宅管理費、250万4,000円の減額補正でございます。賃金、需用費の執行残でございます。

3目公営住宅建設事業費、344万5,000円の減額補正でございますが、工事請負費の執行残でございます。

次のページになります。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、317万3,000円の減額でございますが、主に工事請負費の執行残等が今回の減額となったものでございます。

2目非常備消防費、39万円の減額でございますが、報酬等の執行残でございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費、53万6,000円の減額補正でございます。役務費、委託料の執行残でございます。

6目学校給食センター管理費、58万円の減額でございます。1節については執行残でございますが、4節、7節につきましては、職員の入院等に係りまして、臨時職員賃金が必要となりましたことから、臨時職員等を追加させていただくものでございます。需用費以下は執行残でございます。

4項幼稚園費、2目教育振興費、211万円の減額補正でございます。負担金等の執行残でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、216万4,000円の減額でございますが、報酬以下執行残でございます。

3目保健体育費、194万2,000円の減額補正でございますが、ここも報酬以下の執行残でございます。次のページになりますが、64ページ。委託料が大きくなってございますが、スキー場の開設期間が短くなったことから、委託契約の変更に伴う減額が主な内容でございます。

4目青少年育成費、40万1,000円の減額でございますが、賃金の執行残、需用費につきましては、灯油の燃料単価差を補正させていただくものでございます。

7目スポーツセンター管理費、172万2,000円の減額でございます。賃金は執行残、需用費につきましては、消耗品あるいは灯油の単価差分を補正させていただくものでございます。

8目図書館管理費、56万7,000円の減額でございますが、共済費以下執行残でございます。

9目百年記念ホール管理費、44万5,000円の減額でございます。報償費以下執行残でございます。

次のページになりますが、11款公債費、1項公債費、1目元金、125万8,000円の減額補正でございます。

2目利子、2,295万7,000円の減額補正でございます。起債償還利子につきましては、当初、予算では2.5%新規借入分利率を見てございました。実際の借入れにつきましては平均で1.3%から1.4%で借入れができたということから、その金利差分を減額させていただくものでございます。

一時借入金につきましては、基金の運用等によりまして大きく執行残が出ますことから減額をさせ

ていただくものでございます。

12 款職員費、1 項職員給与費、1 目職員給与費、493 万円の追加でございます。時間外勤務手当を追加させていただくものでございますが、合併準備等の時間外が特に今年に入りまして増えたということから、不足する分を追加させていただくものでございます。

次に、歳入でございます。

9 ページへお戻りいただきたいと思っております。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、2,633 万 7,000 円の減額補正でございます。現年課税分 3,322 万 9,000 円と大きく減額をさせていただいておりますが、予算積算段階での農業所得の把握について、16 年、15 年との比較が、十分その辺のところは 12 月段階ではっきり検証できなかったということから、主に農業所得分を過大見積りしていたというようなことから、その分を減額させていただくものでございます。

2 目の法人につきましては、145 万 2,000 円の減額補正でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、1,583 万 8,000 円の追加でございます。現年課税分 1,507 万 1,000 円の減額でございますが、2 業者につきましては倒産等の関係から、2 社で 1,500 万円ほどの滞納が現実となることから減額をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、滞納繰越分、3,090 万 9,000 円と大きく追加をさせていただいております。たまたま先に倒産をしていた会社の整理が終わりまして、整理された会社から配当として 2,170 万円が大きく入っておりますので、3,000 万円のうちの 1 社から大きな歳入が入ったということで、滞納繰越分 3,000 万円ほど追加をさせていただくものでございます。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、6 万 7,000 円の減額でございます。

4 項町たばこ税、1 目町たばこ税、370 万 3,000 円の減額でございます。本数減によるものでございます。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、840 万 2,000 円の追加は額の確定によるものでございます。

次のページになりますが、11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、2,574 万 5,000 円の追加でございます。普通交付税、特別交付税、財源の不足分について充当させていただくものでございます。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金、1,001 万 4,000 円の追加でございます。道営畑総事業の分担金の増によるものでございます。

2 項負担金、1 目総務費負担金、8,280 万 6,000 円の追加でございます。地域イントラネット等に係ります忠類部分の負担金でございます。

2 目民生費負担金、40 万 1,000 円の減額でございます。

次のページになりますが、使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料、6 万円の追加でございます。

3 目衛生使用料につきましては、15 万 4,000 円の減額でございます。

4 目農林業使用料につきましては、194 万 1,000 円の減額でございます。入牧頭数の減によるものでございます。

5 目土木使用料、36 万 3,000 円の追加でございます。

6 目教育使用料、5 万 9,000 円の追加でございます。ただ、スキー場のリフト使用料については、大きく開設期間が短かったということで減額となっているものでございます。

2 項手数料、1 目総務手数料、49 万 5,000 円の追加でございます。

3 目衛生手数料、945 万 2,000 円の減額でございます。ごみ処理につきましては、当初、塵芥処理手数料 6,000 万円を予定してございましたけれども、実績として 5,100 万円ほどの歳入になる見込みでございます。

4 目土木手数料、245 万 1,000 円の追加でございます。

17 ページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金、138 万 3,000 円の追加でございます。障害者保護費の国庫負担が主な内容でございます。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金、1 億 488 万 8,000 円の減額でございます。地域イントラネットに係ります総務省からの補助金の減額が主な内容でございます。

2 目民生費補助金、8,711 万 6,000 円の追加でございますが、次のページになります。

2 節の児童福祉費の社会福祉施設等のさかえ保育所に係る分の追加が主な内容でございます。

3 目土木費補助金、1,225 万 1,000 円の減額でございますが、事業の確定に伴うものでございます。

4 目教育費補助金、248 万 9,000 円の追加でございますが、中学校の補助金、先ほど起債の関係でお話ししましたように、アスベスト対策に係る国庫補助 3 分の 1、300 万円の歳入が主な中身でございます。

3 項国庫委託金、4 目総務費委託金、11 万 1,000 円の追加でございます。

3 目農林業費委託金、113 万 6,000 円の減額でございます。

次のページになりますが、16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金、261 万 4,000 円の減額補正でございます。障害者保護費道負担の減が主な内容でございます。

2 目衛生費負担金、26 万 6,000 円の減額でございます。

4 目土木費負担金、20 万 2,000 円の減額でございます。

2 項道補助金、2 目民生費補助金、1,740 万 8,000 円の減額でございますが、重度心身障害、一人親等の医療費に係る部分が主な減額の内容となっております。

3 目農林業費補助金、5,185 万 6,000 円の減額補正でございますが、3 節の土地改良事業費、いわゆる食料・環境基盤緊急確立対策事業の道補助金、パワーアップ事業については、今回、歳入科目を雑入の方に振り替えておりますので、この分が減額の主な内容となっております。

次のページになりますが、4 目教育費補助金、55 万 6,000 円の追加でございます。

3 項道委託金、1 目総務費委託金、306 万 5,000 円の減額でございます。指定統計の委託の減が主な内容でございます。

2 目農林業費委託金、35 万 2,000 円の追加でございます。

3 目土木費委託金、65 万 5,000 円の追加でございます。

24 ページになります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、150 万 7,000 円の追加でございます。

2 目利子及び配当金につきましては、8 万 9,000 円の追加でございます。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、635 万 1,000 円の減額でございますが、除間伐の関係、事業繰延べをさせていただいたことから大きく減額となるものでございます。

2 目物品売払収入については、9 万 4,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、18 款寄附金、1 項寄附金、2 目総務費寄附金、348 万 3,000 円の追加でございます。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、5 目まちづくり基金繰入金、5 億 500 万 9,000 円であります。減債あるいは財政調整基金に繰り入れるための基金の取崩しでございます。

次のページになりますが、21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、4 目生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては、60 万円の減額補正でございます。

7 目ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては、223 万 3,000 円の追加でございます。

10 目の工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、8,129 万円の減額補正でございます。

5 項雑入、1 目滞納処分費、56 万円の減額補正でございます。

4 目雑入、5,812 万円の追加でございますが、先ほど 6 節の雑入で言うておりますように、食料環境基盤緊急確立対策事業推進交付金、補助金として道から交付される予定が、土地連から交付されるようなこととなりましたことから、雑入の中に組替えをさせていただくものでございます。

7節の国保特会からの負担金でございます。これにつきましては、道の調整交付金の関係がございまして、国保から一旦一般会計に繰入れをいたしまして、一般会計を通ることによって2分の1道の特別調整交付金として歳入されることから、一旦、国保から町の一般会計に繰り入れるものでございます。

次のページになりますが、12款町債、1項町債、1目総務債、1億9,030万円の減額でございます。

2目衛生債、200万円の減額補正でございます。

3目農林業債、1,690万円の減額補正でございます。

4目土木債、300万円の減額補正でございます。

5目教育債、600万円の追加でございまして、次のページ、6目減税補てん債、790万円の追加でございまして。

7目臨時財政対策債、3,460万円の減額補正でございます。

9目民生債、2億2,620万円の追加でございまして、事業の確定あるいは新規事業に伴います起債の発行等による今回の補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○9番（中橋友子） 1点だけお尋ねしたいと思います。

39ページの総務費の20目の電算システム整備事業にかかわりまして、ただ今のご説明ですと、この事業を予定していたのですけれども、国からの1億488万8,000円、これが減額されたということで、事業は次年度18年度にやられるということですね。

それで、マイナス予算になってきているのですが、これは合併にかかわって電算システムの整備事業というのはずっと計画的にやってきましたね。これがここに来て1億円の減額になるというその理由がちょっとわからないものですから、どういった理由で減額になり、さらに次年度、これが確実に保障されていくものであると思うのですが、その点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） 国庫補助の関係でございます。

地域イントラネット事業に対する総務省の補助の要綱が、事業費の2分の1という規定でございます。すなわち2分の1以内ではなくて2分の1ということで、北海道の方に割り当てられました国庫補助金の総額が大体3億円程度とお聞きしております。

それで、合併が行われました釧路市と本町が優先的ということ、この二つの市と町に交付されたわけなのですが、その当初組んでいた3億8,000万円の事業費をまず2億円に圧迫しない、圧縮することによって1億円の補助金が当たるというようなシステムになりました。

したがって、2分の1という要綱に当たるには、総事業費を2億円程度としないといけないことでこのような数字になりました。

なお、18年度に行う事業、札内地区のイントラネット事業につきましては、一応もしかしたらということで補助の道は探してはおりますが、恐らく非常に厳しいであろうというようなことでありますので、予定といたしましては、合併特例債を使いまして事業を行う予定でございます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 大変厳しい現状なのですね。

そうしますと北海道で3億幾らということは、そして釧路とうちの町が優先されたということなのですが、これから合併が進んでいってこれを申し込む自治体というのは増えていく可能性がありますよね。そうすると、そういうふうに総枠が決まられてしまうと、当然2億の2分の1というところではあっても、総枠が限られている中で、見通しとしては求める自治体も増えるであろうというふうに思えば、そういう側面からいっても次年度からの厳しさというのが、なお予測されるのですけ

れども、そういうことなのでしょう。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） この事業は、始まってから恐らくもう 10 年近く経っていると思います。特に本州方面、道外におきましては大体 60%から 70%の自治体で事業は終わっております。

したがって、17 年度の予算は、16 年度前年度から比べまして総務省の予算枠としては減ってきている状況です。

ただ、90%程度までは総務省の方ではこの事業を各自治体に進めたいという意向でありますので、まだ事業自体は続く見通しではありますが、ただ、やっぱり国の方もこういう財政状況ですので、道内でも選択されたのが釧路市とうちだけという状況でございますので、厳しい状況には変わりはないと認識しております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第 15、議案 17 号、平成 17 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算から、日程第 20、議案 22 号、平成 17 年度幕別町水道事業会計補正予算までの 6 議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案 17 号、平成 17 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,173 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 1,048 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページにございます、第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

12 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1,133 万 9,000 円の追加でございますが、国保特別会計に係ります合併に係る電算システムの費用分、これは一般会計の方に、先ほど雑入の中で歳入を計上させていただいておりますが、一般会計へ負担するものでございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、13 万 1,000 円の追加でございます。この部分につきましても一般会計への負担分として、国保会計から一般会計へ負担するものでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、2 目退職被保険者等療養給付費、1,600 万円の追加でございます。支給対象者の増、当初より 60 名程度増えていることが主な内容でございます。

2 項高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費、400 万円の追加でございますが、この目につきましても、支給対象者の増によるものが主な増額の要因でございます。

次のページになります。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、474 万円の減額でございます。額の確定による減額補正でございます。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、500 万 8,000 円の追加でございます。国保 特会から一般会計へ負担するものでございまして、インフルエンザの予防接種あるいは基本検診、国保に加入しております一般被保険者分に係る部分について一般会計へ負担するものでございます。次に、歳入でございます。

4 ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1,562 万 7,000 円の減額でございます。額の確定によるものでございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、500 万円の追加でございますが、人数増によるものでございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目高額医療費共同事業負担金、118 万 4,000 円の減額でございますが、額の確定によるものでございます。

次のページになります。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、1,500 万円の追加でございます。退職者の医療費に係る分の追加でございます。

4 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、118 万 4,000 円の減額でございますが、額の確定によるものでございます。

2 項道補助金、1 目財政調整交付金、650 万 8,000 円の追加でございますが、先ほど、一般会計との関連でもご説明したとおり、一度、一般会計へ支出するものでございます。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、997 万円の追加でございます。

次のページになりますが、8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、125 万 6,000 円の追加でございます。

9 款諸収入、4 項雑入、6 目雑入、1,170 万 4,000 円の追加でございます。旧忠類村の平成 17 年度決算剰余金について計上させていただくものでございます。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、1 目超高額医療費共同事業交付金、29 万 5,000 円の追加でございますが、額の確定によるものでございます。

以上で、国保会計の説明を終わらせていただきます。

16 ページをお開きいただきたいと思います。

議案 18 号、平成 17 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 346 万 7,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 1,497 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、17 ページ、18 ページにございます、第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

33 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、2 項徴収費、1 目賦課徴収費、20 万 3,000 円の減額でございますが、執行残でございます。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、34 万 2,000 円の減額でございますが、報酬以下執行残でございます。

2 目認定審査等費、27 万円の減額につきましても、役務費以下執行残でございます。

4 項介護保険運営等協議会費、1 目介護保険運営等協議会費、1 万 1,000 円の減額でございますが、旅費の執行残でございます。

次のページになりますが、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、8,560 万 3,000 円の追加でございます。この追加の主な原因につきましては、グループホームの

利用者が当初 35 人利用を見込んでおりましたが、実際には平均 54 名の利用となりまして、当初見込みより 54%増加したことによりまして、約 5,200 万円ほど増額となっております。

その他訪問介護サービスで約 25%増、通所リハビリサービスで約 28%の増、これらの増によりまして 8,560 万 3,000 円ほど追加をさせていただくものでございます。

2 目施設介護サービス給付費、1 億 381 万 4,000 円の減額でございます。特養、老健及び療養型病床などを利用する方で、当初の見込みから 9%減、人数にいたしまして 15 人平均で減少したことによりまして、約 4,100 万円ほど減額となっております。

また、平成 17 年 10 月の介護保険法の一部改正によりまして施設介護サービスのうちの食費及び居住費が自己負担になったことによりまして給付費の減につきましては、約 6,300 万円ほどが減額の要素となっております。

なお、施設入所者 158 人のうち約 100 人の方が、後ほど説明させていただきますけれども、17 年 10 月の法改正により、新たに加わりました特定入所者介護サービスにより軽減を受けている状況でございます。

3 目の居宅介護福祉用具購入費、16 万 5,000 円の追加でございます。

4 目の居宅介護住宅改修費、31 万円の追加でございます。それぞれ実績に基づくものでございます。

5 目居宅介護サービス計画給付費、486 万 2,000 円の追加でございますが、先ほど申しあげました利用者が増えた、あるいは計画を変更する件数が増えておりますので、それらに係る分を増額させていただくものでございます。

2 項支援サービス費等諸費、1 目居宅支援サービス給付費、281 万 4,000 円の追加でございます。訪問回数の増、あるいは介護サービスを受けられる方が約 11%増となっておりますことから、これら不足分を補正するものでございます。

3 目居宅支援住宅改修費、14 万 4,000 円の追加でございます。

4 目居宅支援サービス計画給付費、103 万 3,000 円の追加でございますが、先ほど言いましたように、人数の増、あるいは計画変更により件数が増になったことによる追加でございます。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、3 万円の追加でございます。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、152 万円の追加でございます。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、199 万 9,000 円の追加でございます。法改正に伴いまして、施設介護サービスから食費、居住費が自己負担となりましたことから、その際、所得の低い方、新 1 から 3 の段階の方に対しまして、9 月議会で新設し、補正を行ったものでございますけれども、その後、世帯分離等という条件もございまして、当初見込みより 13 人増加したことによりまして、追加をさせていただくものでございます。

次のページになりますが、4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、269 万 3,000 円の追加でございます。

19 ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、540 万 2,000 円の減額補正でございます。

次のページになりますが、2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金、34 万 6,000 円の減額でございます。

次のページになりますが、3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、1,000 円の追加でございます。情報公開等に係る手数料でございます。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、266 万 8,000 円の減額でございます。それぞれ重要なことにつきましては、細節を参照いただきたいと思っております。

次のページになります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金、56 万 3,000 円の追加でございます。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目支払基金交付金、670 万 3,000 円の減額でございます。

次のページになりますが、6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、35 万 5,000 円の追加でございます。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、3,000 円の追加でございます。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、172 万 9,000 円の追加でございます。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、696 万 9,000 円の追加補正でございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、74 万 4,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、18 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目の第 1 号被保険者延滞金、1,000 円の減額補正でございます。

3 項雑入、1 目滞納処分費、1,000 円の減額補正でございます。

2 目第三者納付金、1,000 円の減額でございます。

3 目返納金、1,000 円の減額補正でございます。

4 目雑入、129 万 2,000 円の追加でございますが、旧忠類村の 17 年度決算剰余金を歳入するものでございます。

次に、40 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 19 号、平成 17 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 381 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,985 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、41 ページ、42 ページの第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思ひます。

地方債の補正であります。43 ページをお開きいただきたいと思ひます。

事業費の確定に伴いまして、起債の変更をさせていただくものでございます。3 事業によりまして 300 万円の減額となるものでございます。

49 ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、381 万 7,000 円の減額でございます。貸金以下償還金まで執行残によるものでございます。

44 ページへお戻りいただきたいと思ひます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金、421 万 7,000 円の減額でございます。いわお橋関連の水道工事移設工事の負担金の減でございます。

次のページになります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、136 万 2,000 円の追加でございます。

2 項手数料、1 目手数料、17 万 2,000 円の追加でございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、162 万 5,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、6 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、300 万円の減額補正でございます。

7 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、24 万 1,000 円の追加でございますが、忠類村におけます 17 年度決算の剰余金を歳入させていただくものでございます。

以上で、簡水会計の説明を終わらせていただきます。

51 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案 20 号、平成 17 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,276 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 5,640 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、52 ページ、53 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正を参照いた

だきたいと思います。

次に、54 ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為でございます。

公共下水道事業、平成 18 年度 2,000 万円を限度として、国庫債務負担行為で事業を行うものでございまして、早期発注の意味合いも含めまして債務負担行為の議決を頂くものでございます。

第 3 表地方債の補正につきましては、公共下水道事業から資本費平準化債まで 4 事業で 1 億 4,190 万円の減額となるものでございます。

資本費平準化債につきましては、当初、限度額までいけるだろうという見込みの中で借入申し込みしておりましたが、実際は減額となって許可決定がきたこともございまして、大きく減額となっているものでございます。

次に、歳出でございますが、60 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、207 万 7,000 円の減額でございます。複合事務組合の負担金でございます。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、2,395 万 3,000 円の減額でございますが、委託料以下執行残でございます。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、49 万 3,000 円の追加補正でございます。需用費あるいは役務費、委託料でございますが、処理量の増に伴います補正をさせていただくものでございます。

3 目管渠維持管理費、30 万円の減額でございますが、使用料等の執行残でございます。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子、692 万 4,000 円の減額でございます。当初、起債償還利子につきましては 2.5% で予算計上しておりましたが、実際の借入れは 2.1%、0.4% 削減されたことによります利子の減が減額の内容でございます。

歳入でございますが、55 ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、8 万 6,000 円の減額でございます。

次のページになりますが、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、543 万円の追加でございます。使用量の増に伴います補正でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 億 3,307 万円の追加でございます。

次のページになりますが、6 款諸収入、2 項消費税還付金、1 目消費税還付金、373 万 3,000 円の追加でございます。

3 項雑入、1 目雑入、3,300 万 8,000 円の減額でございますが、移設費の雑入減によるものでございます。

7 款町債、1 項町債、1 目都市計画事業債、900 万円の追加でございます。

2 目資本費平準化債、1 億 5,090 万円の減額でございます。

以上で、下水道会計の説明を終わらせていただきます。

64 ページをお開きいただきたいと思います。

議案 21 号、平成 17 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 310 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,848 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、65、66 ページにあります第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

地方債の変更でございますが、67 ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正変更であります。

事業費の確定に伴いまして、320 万円ほど限度額を減額するものでございます。

歳出でございますが、73 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理施設費、3 万 5,000 円の減額でございます。旅費

等の執行残でございます。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、218 万 9,000 円の減額でございます。役務費等の執行残でございます。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子、87 万 9,000 円の減額でございますが、起債利子の当初 2.5% から 2.1% の借入れに係る減が主な内容でございます。

68 ページへお戻りいただきたいと思ひます。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金、44 万 1,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、8 万 4,000 円の追加でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、130 万 9,000 円の減額補正でございます。

次のページになりますが、5 款諸収入、2 項消費税還付金、1 目消費税還付金、88 万 1,000 円の追加でございます。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、320 万円の減額でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

75 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案 22 号、平成 17 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

最初に、第 2 条でございますが、第 3 条予算に定めました収益的収入及び支出の予定額であります。

1 款水道事業収益、既決予定額、4 億 9,419 万 5,000 円から 291 万 7,000 円を減額し、4 億 9,127 万 8,000 円と定めるものでございます。

支出の方につきましては、第 1 款水道事業費用、既決予定額 5 億 9,476 万 3,000 円から 336 万 7,000 円を減額し、5 億 9,139 万 6,000 円と定めるものでございます。

次に、第 4 条予算の関係、資本的収入・支出でございますが、第 1 款資本的収入、既決予定額 7 億 7,154 万円から 5,732 万 2,000 円を減額し、7 億 1,421 万 8,000 円と定めるものでございます。

資本的支出につきましては、既決予定額 9 億 4,406 万 8,000 円から 6,171 万円を減額し、8 億 8,235 万 8,000 円と定めるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思ひます。

収益的収入及び支出でございます。

最初に、77 ページ、支出でございますが、1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、75 万 9,000 円については、備消耗品費等の執行残でございます。

2 目の配水及び給水費、33 万 2,000 円の減額につきましては、委託料等の執行残でございます。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金につきましては、227 万 6,000 円の減額で、企業債の利息が主な内容でございます。

前のページになりますが、1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、150 万 2,000 円の減額でございます。

3 目その他営業収益、122 万円の追加でございます。加入者負担金等でございます。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、9,000 円の減額でございます。

5 目消費税還付金、286 万 9,000 円の減額補正でございます。

7 目雑収益、24 万 3,000 円の追加補正でございます。

79 ページをお開きいただきたいと思ひます。

4 条予算関係、最初に、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、5,497 万 2,000 円の減額でございますが、主な減額の内容は、札内 9 号南通りにおけます配水管の布設替えあるいは移設工事、次年度に同事業が振り変わったことによりまして、今年度減額をさせていただくものでございます。

2目営業設備費、472万2,000円の減額でございますが、材料費以下の執行残でございます。

次のページになりますが、20目第3次拡張事業費、201万6,000円の減額でございます。工事請負等の執行残でございます。

78ページになりますが、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、2,330万円の減額でございます。事業費の確定に伴う減であります。

6項負担金、1目負担金、3,402万2,000円の減額でございますが、札内南9号通りに係ります水道工事の負担金の減が主な内容でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、6議案について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第17号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第18号、平成17年度幕別町介護保険特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第19号、平成17年度幕別町簡易水道特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第20号、平成17年度幕別町公共下水道特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第21号、平成17年度幕別町個別排水特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第22号、平成17年度幕別町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、13時まで休憩いたします。

12:12 休憩

12:59 再開

○議長(本保証喜) 休憩前に引き続き会議を開きます。

[一括議題]

○議長(本保証喜) 日程第21、議案第23号、幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例、及び日程第22、議案第24号、幕別町国民保護協議会条例、日程第23、議案第25号、幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の3議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾治) 議案第23号、幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成16年9月に施行されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法及び北海道が今年度策定をいたしました北海道国民保護計画によりまして、市町村国民保護対策本部及び市町村緊急対処事態対策本部を設置しなければならないこととされているところであります。

本町におきましては、平成18年度中に幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部を設置する考えでありますことから、法第31条の規定に基づき、これらの本部に関して必要な事項を定めるものであります。

以下、条文に沿ってご説明をさせていただきます。

第1条につきましては、条例制定についての趣旨を規定したものであります。

第2条につきましては、国民保護対策本部の組織について規定したものであり、本部長、副本部長及び本部委員の職務を明文化し、これらのもののほか町職員のうちから必要な職員を置くことができることとするものであります。

第3条につきましては、国民保護対策本部の会議について規定したものであり、本部の情報交換等を行うため、必要に応じ会議を招集するものとするものであります。

また、法の規定により町の職員以外の者を会議に出席させたときは、その出席者の意見を求めることができることとするものであります。

第4条につきましては、国民保護対策本部の部を規定したものであり、必要に応じ部を設置することができることとするものであります。

また、部に属する者及び部長の職務等につきまして定めております。

第5条につきましては、現地対策本部を規定したものであり、国民保護対策本部の副本部長及び本部委員等の者からなる現地対策本部長及び部員を置くこととするものであります。

また、現地対策本部長の職務を定めるとともに、第4条の部の規定は、現地対策本部についても準用すると定めるものであります。

第6条につきましては、本部長に対する委任規定であります。

第7条につきましては、準用について規定したものであり、緊急対処事態対策本部について準用するものであります。

なお、本条例の施行月日につきましては、平成 18 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 24 号、幕別町国民保護協議会条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 3 ページからになります。

先ほど、議案第 23 号で提案の理由をご説明申し上げましたものと同様でございます。国民保護法及び北海道国民保護計画により、諮問機関である市町村国民保護協議会を設置し、市町村国民保護計画を策定することとされております。

本町におきましては、平成 18 年度中に諮問機関であります幕別町国民保護協議会を設置し、幕別町国民保護計画を策定するものでありますことから、法第 40 条第 8 項の規定に基づきまして、協議会の組織及び運営に関し、本条例を制定するものであります。

以下、条文に沿ってご説明をさせていただきます。

第 1 条につきましては、条例制定の趣旨を規定したものであります。

第 2 条につきましては、協議会の委員及び専門委員について規定したものであり、協議会の委員の定数を 30 人以内と定めるものであります。

また、法に規定されている専門の事項を調査するために置くことができる専門委員は、その調査が終了したときは解任されるものとするものであります。

第 3 条につきましては、会長の職務代理を規定したものであります。

第 4 条につきましては、会議の招集等について規定したものであります。

第 5 条につきましては、委任規定であります。協議会の運営に必要な事項を定めることについては、会長が協議会に諮ることとするものであります。

なお、本条例の施行月日につきましては、平成 18 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 25 号、幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 4 ページになります。

平成 16 年の地方自治法及び同法施行例の一部改正により、債務負担行為の設定を必要としない長期継続契約の対象範囲が拡大されたことに伴いまして、長において長期継続契約の対象とする契約を定める条例を新たに制定しようとするものであります。

以下、条文に沿ってご説明をさせていただきます。

第 1 条、趣旨であります。地方自治法施行例第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものであります。

第 2 条につきましては、その対象となる契約について定めるものであります。第 1 号として物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたる契約を締結することが一般的であるものとしております。

第 2 号につきましては、毎年 4 月 1 日から恒常的に役務の提供を受ける契約であり、複数年度にわたる契約を締結しなければ、安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼす恐れがあるものとしております。

なお、本条例の施行月日につきましては、公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

ただ今議題となっております 3 議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号から議案第 25 号までの 3 議案については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 23 号、幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例から、議案第 25 号、幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の 3 議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 24、議案第 34 号、指定管理者の指定については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 24、議案第 34 号、指定管理者の指定については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 24、議案第 34 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

遠藤助役。

○助役（遠藤清一） それでは、議案第 34 号でお願いしてございます指定管理者の指定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案書の 26 ページをお開き頂きたいと思います。

本議案につきましては、アルコ 236・忠類物産センターの両施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

指定管理者となります団体は、中川郡幕別町忠類白金町 384 番地 1、株式会社忠類振興公社代表取締役杉本忠義氏であります。

指定の期間につきましては、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間であります。

次に、議案説明資料の 25 ページをお開き頂きたいと思います。

指定管理者が管理を行います施設の概要を載せてございます。

アルコ 236 につきましては、平成 6 年度に建設されました温泉施設でございまして、平成 16 年度の利用者数は 14 万 8,263 名となっております。

また、忠類物産センターにつきましては、昭和 63 年に建設された地場産品等の販売や軽食を提供する施設でありまして、平成 5 年にはナウマン像記念館やナウマン公園などを含みます周辺一体が道の駅の指定を受けておりまして、平成 16 年度の利用者数は 11 万 3,038 名となっております。

なお、議案の説明資料の 26 ページには、指定管理者が行います業務の概要を載せてございます。

指定管理者は施設全体の管理運営はもとより、宿泊、入浴など各部門の運営を行うものであります。

次に、株式会社忠類振興公社の概要であります。昭和 63 年 6 月 1 日に地域住民 64 名の出資によりまして設立されました忠類観光物産株式会社を前身としておりまして、平成 6 年のアルコ 236 のオープンに合わせまして、第 3 セクターによる管理運営を行うため、忠類村からの出資を受けるとともに、会社名を現在の株式会社忠類振興公社と変更したところであります。

以後、現在に至るまで、アルコ 236 及び物産センターの管理運営を受託しているところでもありません。

なお、現時点における町の出資額につきましては、2,500 万円でありまして、発行済株式総数の 790 株の 63%を占めているという現状でございます。

次に、指定管理者の候補者の選定に当たりましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手

続等に関する条例第5条の規定に基づきまして、一つ目には、現在までの施設の管理実績による適切な管理運営能力、二つ目には、地元からの物資調達、雇用確保による地域経済への貢献度、三つ目には、経費の節減効果などを勘案し、いわゆる非公募により町の出資法人である株式会社忠類振興公社を候補予定者といたしまして、同公社から事業計画書、収支計画書等の関係書類の提出を求め、選定委員会における審査を経て、候補者として選定したところであります。

また、指定期間につきましては、サービスの継続性と安全性を確保しつつ、計画的な管理運営を実施するため、3年から5年の期間を基準としているところでありますが、平成18年度におきまして、忠類物産センターを移転新築し、19年度からオープンを予定しておりますことから、特例的に18年度の1年間としたところであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[委員会負託]

○議長（本保証喜） 日程第25、議案第35号、東十勝障害程度区分認定審査会の設置についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第35号、東十勝障害程度区分認定審査会の設置につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きいただきたいと思います。

本年4月に施行されます障害者自立支援法におきましては、障害のある方がホームヘルパーの派遣や生活介護サービスの支援を受けるためには、支援が必要な状態であると判断されなければなりません。

この障害程度区分に該当するか否かの審査及び判定を行うために、市町村に障害程度区分認定審査会を置くこととされております。

障害程度区分認定審査会委員は、障害者等の保健福祉に関する学識経験を有する者の中から、市町村長が任命することとされております。

池田町、豊頃町、浦幌町と本町の東部4町におきましては、平成17年度より効率的な財政運営を推進すべきとの考えから、広域的な取り組みの方策を検討してまいりました。

広域で取り組む具体的な効果といたしましては、一つには、審査会委員の確保が容易であるほか審査判定の公平性が保たれ、事務処理が効率化すること。さらには、事務量、人件費の効率化が図られるということでございます。

具体的には、利用申請された方に対し、心身等の状態について聞き取り調査を行う訪問調査と、その調査結果をコンピュータに入力し判断する、いわゆる1次判定までは各町それぞれが行い、その1次判定と医師の意見書をもとに行う障害程度区分審査会における審査判定業務、いわゆる2次判定の事務を共同で行い、幕別町が事務局を担任するというものであります。

障害程度区分認定審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関でありますことから、共同設置する4町の議会で議決を頂き、その後、構成町がそれぞれ共同設置をする旨

を、及び規約を告示して、連名で知事に届出をするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、審査会の設置についてであります。幕別町、池田町、豊頃町及び浦幌町の4町で共同設置するものであります。

第2条で、審査会の名称につきましては、東十勝障害程度区分認定審査会とするものであります。

第3条は、認定審査会の執務場所につきましては、幕別町保健福祉センター内とするものであります。

第4条は、認定審査会の委員の任命方法についてであります。関係町の長が協議して定める候補について、幕別町長が任命するものであり、欠員が生じた場合も同様に任命することとなります。

委員の定数は5人とし、実際の介護認定に当たっても5人で構成する一つの合議体により審査判定するものであります。

第5条は、負担金についてであります。障害程度区分認定に要する経費につきましては、本町の予算に計上することとなりますので、関係町の負担金の額、納付の時期など関係町の長が協議をし、決定することとしております。

議案書の28ページになります。

第6条は、認定審査会に関する幕別町の決算報告についてであります。幕別町長は認定審査会に関する決算を議会の認定に付したときには、当該決算を他の3町長に報告する義務を定めるものであります。

第7条は、認定審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則、その他の規定であります。共同設置されました機関につきましては、それぞれの地方公共団体と公共団体の機関とみなされますことから、条例や規則の内容いかんによりましては、その権限行使の対応、手続きなどに差異が生ずることも予想されますので、このような場合につきましては必要に応じて調整するよう定めたものであります。

第8条は、認定審査会の委員の身分の取扱いに関する条例、規則、その他の規定であります。委員の身分に関する条例、規則などを制定又は改廃する場合は、あらかじめ3町と協議をすることとしております。

制定又は改廃が行われたときは、他の3町において公表することを義務付けたものであります。

第9条は、補足として、その他必要な事項は関係町長が協議をし、定めるとしたものであります。

附則につきましては、第1項で、この規約の施行月日を平成18年4月1日とし、第2項で、この規約が施行する際に、現に効力を有する幕別町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の公表を他の3町に義務付けたものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第35号、東十勝障害程度区分認定審査会の設置については、委員会付託のため質疑を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第35号、東十勝障害程度区分認定審査会の設置については、民生常任委員会に付託いたします。

[請願付託]

○議長（本保証喜） 日程第26、請願第1号、「患者負担増計画の中止と保険で安心してかかる医療

を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

増田議員。

○19番（増田武夫） 朗読をもって説明に代えさせていただきます。

請願第1号、「患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書」の提出を求める請願書。

請願者、幕別町札内春日町315番地の11、十勝勤医協「幕別町」友の会会長高野幸雄。

紹介議員、増田武夫、豊島善江、野原恵子。

幕別町議会議長本保証喜殿。

請願趣旨。

政府は、今通常国会に「医療制度構造改革」法案を提出しました。

その内容は、医療給付費の総額抑制、公的給付範囲の縮小などによって、患者と高齢者に大幅な負担を強いるもので、国民皆保険制度を崩壊させるものです。

ご承知のとおり、わが国の健康寿命と健康達成度の総合評価は世界一ですが、国内総生産（GDP）に対する総医療費の割合は世界で第17位と先進諸国の中でも低い水準となっています。

これは、国民皆保険制度により、すべての国民に必要な医療給付が保障され、傷病の早期発見、早期治療が行われているからです。

しかしながら、今回、政府与党が発表した「医療制度改革大綱」では、①高齢者の負担増加、②高額医療・人工透析の患者負担増、③入院時の食費・病室代の自費負担化、④後期高齢者医療制度の創設等が盛り込まれ、国民に著しい負担と犠牲をもたらそうとしています。

これらは到底容認できるものではありません。

もし、これらが実施されると、政府が計画している定率減税廃止、消費税率引上げなどと相まって受診抑制を招き、国民の健康生活が大きく損なわれることが危惧されます。

また、低医療費政策は、医療現場での夜勤明け連続勤務など労働基準局も厳しく指摘するほどの過重労働につながっており、不幸な医療事故の発生を引き起こす原因ともなっています。

つきましては、「誰でも、いつでも、どこでも安心して平等に医療を受けられる国民皆保険制度」を堅持するため、意見書を関係機関に出していただきたく請願いたします。

請願項目。

1、健保3割負担を2割に戻すなど患者負担を軽減すること。

2、高齢者の窓口負担増、高額医療、人工透析の負担上限引上げ、入院時の食費居住費自己負担化などの患者負担増をやめること。

3、高齢者から月6,000円もの保険料を年金から天引きする高齢者医療制度の創設をやめること。医療保険制度への国の責任も都道府県などに転化しないこと。

4、混合診療の拡大をやめ、必要な医療は医療保険で給付すること。

5、医師、看護師の増員や医療の安全性と質の向上のために、診療報酬を改善すること。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣であります。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、請願第1号に対する質疑を省略し、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により明2日から8日までの、7日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、3月2日から、3月8日までの7日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月9日、午前10時からであります。

13：27 散会

第 1 回 幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成18年第 1 回 幕別町議会定例会

(平成18年 3 月 9 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条, 第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

7 番 中村弘子 8 番 大坂雄一 9 番 中橋友子

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

会 議 録

平成18年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年3月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月9日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (27名)

議長 本保証喜

副議長 額額太郎

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| 1 前川雅志 | 2 芳滝 仁 | 3 前川敏春 | 4 牧野茂敏 | 5 草野奉常 |
| 6 岡田和志 | 7 中村弘子 | 8 大坂雄一 | 9 中橋友子 | 10 豊島善江 |
| 11 中野敏勝 | 12 伊東昭雄 | 13 助川順一 | 14 杉山晴夫 | 15 齊藤順教 |
| 16 堀川貴庸 | 17 乾 邦広 | 18 小田良一 | 19 増田武夫 | 20 野原恵子 |
| 21 永井繁樹 | 22 千葉幹雄 | 23 坂本 偉 | 24 古川 稔 | 25 佐々木芳男 |
| 26 南山弘美 | 27 杉坂達男 | | | |

- 6 欠席議員

28 大野和政

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司

教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁夫 代表監査委員 市川富美男

総務部長 菅 好弘 経済部長 中村忠行 民生部長 新屋敷清志

企画室長 佐藤昌親 建設部長 高橋政雄 忠類総合支所長 田岡利勝

札内支所長 本保 武 教育部長 藤内和三 総務課長 川瀬俊彦

糠内出張所長 中川輝彦 企画室参事 飯田晴義 企画室参事 羽磨知成

保健福祉センター所長 久保雅昭 町民課長 田村修一 商工観光課長 熊谷直則

税務課長 前川満博 施設課長 小野典昭 農林課長 増子一馬

生涯学習課長 長谷 繁 学校教育課長 八代芳雄

忠類総合支所地域振興課長 水谷幸雄 忠類総合支所経済課長 野坂正美

忠類総合支所建設課長 吉田隆一

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

7番 中村弘子 8番 大坂雄一 9番 中橋友子

議事の経過

(平成 18 年 3 月 9 日 10:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7 番中村議員、8 番大坂議員、9 番中橋議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 17 番乾議員より遅参する旨の届出、28 番大野議員より欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第 2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

最初に、杉山晴夫議員の発言を許します。

杉山晴夫議員。

○14 番（杉山晴夫） 通告に従いまして、国の「新行革推進指針」と本町の行財政改革について、質問をさせていただきます。

地方公共団体においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてきたが、その進捗状況は国民の厳しい視線を向けられており、これらの状況を改めて認識の上、さらなる改革を進めていくことが必要とされています。

総務省は昨年 3 月、地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針を策定し、全国の地方公共団体に通知したところです。

指針では住民と協働し、首長のリーダーシップのもとに危機意識と改革意欲を首長と職員が共有して取り組んでいくことが求められております。

さらに指針では、平成 17 年度からおおむね平成 21 年度までの 5 年間の具体的な取り組みを明示した集中改革プランを策定し、本年度中に公表することを求めているようではありますが、平成 17 度に合併を行う予定である市町村については、合併後の行政体制の整備の状況を見極めつつ適切に対応することとなっているようでもあります。

したがって、本町はこれに該当するため、今後において取り組みにかかることと思慮されるようですが、過日の新聞報道によりますと、既に第 3 次行政改革の大綱素案が示されたとあり、その前向きな姿勢を評価するものであります。

本町としましても、これまでに積極的に行政改革に取り組んできており、指針に示された各項目が本町のこれまでの行革大綱の実施事項に重複している部分もあり、既に実施中のもの、現在検討中のものも含まれているやに見受けられます。

本町としてはこの指針をどう受けとめ、どう対応されるのか、町長の所信を伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

国の新行革推進指針と本町の行財政改革についてであります。

本町の行政改革は、昭和62年に「第1次行政改革大綱」を、また平成8年に「第2次行政改革大綱」を策定し、さらには、平成12年に推進計画の見直しを行うなど、これまでも組織・運営全般にわたり時代の要請に合わせた改革に着手し、健全な行財政の運営に取り組んできたところであります。

ご質問の要旨にもありますように、国は昨年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、地方公共団体に集中改革プランの策定を求めているところであります。

本町といたしましては、平成12年に見直しを行った推進計画も5年間の実施期間を既に終えていること、国の地方分権改革・規制緩和・三位一体の改革など、時代の大きな潮流の中で「国と地方」・「公と民」の関係が大きく変化をしていること。

また、今年2月に忠類村との合併を終え、事務事業の一元化協議の中で新たな課題も提起されていることなどを踏まえ、昨年5月に私を本部長とする「幕別町行政改革推進本部」を庁舎内に設置し、これまでの計画の進捗状況を把握するとともに、刻々と変化する行政課題に対応すべく、新たな行政改革大綱及び推進計画の策定作業を進めているところであります。

現在、策定作業を進めております新たな行政改革大綱の基本的な考え方といたしましては、次の四つの視点から事務事業全般の見直しを行っているところであります。

1点目は「行政の公平性・効率性の追求」であります。

行政サービスの公平性を図るために、適正な受益者負担を原則とし、合わせて行政コストを意識する中での事業を見極め、効率的な行財政運営を図ることです。

2点目は「住民と行政の協働による改革の推進」であります。

住民・地域コミュニティ・ボランティア・NPO等の町政への参画と地域の自立を尊重した住民との協働体制を推進することです。

次に、3点目は「新しい公共空間の形成の推進」であります。指定管理者制度の導入など、「公と民」の役割分担の明確化と協働の視点から、「新しい公共空間」の形成による公共サービスの質の向上を図ることです。

最後の4点目は「地方分権への対応」であり、平成12年4月の地方分権一括法の施行と道州制の推進を踏まえ、これに対応できる組織機構・行政システムの構築を図ることです。

これら四つの視点から事務事業の見直しをすることは、国が先に示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」との整合性は図られているものと考えているところであります。

現在、策定作業を進めております新たな行政改革大綱及び推進計画は、この後、4月に住民組織であります「行政改革推進委員会」に諮問をし、8月ごろには答申を頂き、新しい行政改革大綱のもと、より一層の効率的な行財政運営を行い、住民サービスの向上に努めていかなければならないものと考えております。

以上で、杉山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○14番（杉山晴夫） ただ今、町長から4つの視点をもって進めているというようなお話がございました。

行政改革につきましては、間断なく推進していくことが必要であることは言うまでもありませんが、特に合併によるスケールメリットを生かした新しい自治体運営手法の導入などを考えていくべきかと思うところでございます。

新聞報道によりますと、第3次行革において四十数目にわたる素案を盛り込んだとありましたが、公表の段階でありませんのでその内容を知ることは、私はできませんが、ただ、行政効率のみを重視し、単に行政の仕組みを簡素化・合理化するということだけでなく、町民の視点に立ち、真に町民が必要とする事業を重点的に推進すべきものと思うところでございます。

そこで2点ばかりお聞きをいたしたいと思いますが、商店街における空き店舗対策であります、このことについてはこれまでも同僚議員からも質問があったところですが、なかなか改善されないのが現状のようであります。

かといってどこの市町村も同じ悩みを抱えているようで、そう簡単には解決できないことは理解しているところですが、これまで何か対策を講じられた経緯があるのかどうかお聞きをしたいと思えます。

他府県では補助や融資制度を設け、空き店舗を活用した情報カフェ・郷土食と名産品の店など地元の方と協力して開発・運営しているところもあると耳にしているところがございます。

町の経済活性化の一環として、空き店舗の有効活用が必要かと思えます。国の行革指針にも「住民と協働して」とあり、町の素案にも行政パートナー制度を織り込んでいるようでもありますので、町の商工会・商工青年部、また、商店街の方たちとパートナーシップという新たな関係を築き、改善に努力することも一つの方法かと思えますが、いかがでしょうか。

2点目でございますが、総務省の newRow 指針の中でも挙げられている公の施設の指定管理制度も行政改革の一環であると考えられます。

先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、町の素案にも示されているようでございますが、このことについても同僚議員から2回ほど質問があり、賛否両論があったわけでございますが、町長は現段階ではすぐに指定管理者制度を導入する考えは持っていないというふうな答弁であったと思えます。

今後、検討していかなければならない課題であるというようなことだったかと思えますが、忠類村との合併により必要要件整備のために17年に公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例が提案され、今議会に条例制定後初めての指定管理者の指定について提案されているようでございます。

新聞報道によると、幕別地区においては平成8年度以降を想定しているというふうに書かれておりましたが、どの程度想定をされているのかお伺いをいたします。

まだかなりの先のことでございますので、確たるものはないと思えますが、いずれも施設を管理委託するには、経費の節減・サービスの向上が図らなければならないということは言うまでもありません。

町長ご覧になったかどうか、お忙しいお方ですのでご覧になっていないと思えますが、過日、NHKのテレビ番組、午後7時30分からのクローズアップ現代でこのことが取り上げられ放映されましたが、ちなみに旭川の市民センターでは、年間8,000万円かかっていた管理費が指定管理委託によって7,000万円に減額されたというような報道がございました。

その理由は、利用料の増収だそうでございます。この番組である大学の教授がコメントを挟んでおりましたが、民間の発想、いわゆる民間のノウハウを取り入れることが必要であり、どのようなサービスを受けたいのか、住民の声を聞くべきであると。そのことによって利用度のアップが図られるというふうなコメントを出しておりましたが、管理を委託するとなれば、職員の配置転換もございまして、なかなか急々な転換は困難であろうと思えますが、併せてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 行政改革にかかわって、商店街の空き店舗対策についてどうするのかというお話であります、特段、行政の立場から空き店舗対策についてこのような施策を講じているというふうなことは今の段階では実はやっておりません。

せいぜい情報提供ぐらいのことかというふうに思っていますけれども、これはわが町のみならず全道・全国的な問題でもあろうというふうに思っていますし、やはり何といたってもこうした空き店舗対策にかかわっては、地元の商工会をはじめとする関係の皆さんとの意見交換、あるいはご提言等を頂く中で、これからの商店街対策、振興策と含めて考えていかなければならない問題だろうというふうに思っております。

それから2番目の指定管理者制度については、ご案内のように本議会に忠類の物産センターをはじ

めとするアルコ 236 の指定管理者制度の議案を出させていただきました。

幕別地区については、今、長期の委託契約をされている部分がありますので、18年度中にその方向性を見極めながら、19年度で多くの契約が終了いたしますから、20年度を目指してこの指定管理者制度に乗れるかどうかの検討を18年度中に検討を進めてまいりたいという方向でありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、杉山晴夫議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 通告に従いまして、次の2点について質問をいたします。

まず第1に、食育、朝食欠食児童の現状と対応について。

食育基本法は、子どもから大人まで食に関する知識と選ぶ力を身につける、国民が健全な食生活を送ることを目指して、昨年7月に施行されました。

子どもへの食の指導を担う栄養教諭の制度も始まり、幼いときから日常生活の中で、自然のうちに食の大切さを知り、体だけではなく心の健康を育むこと、何が体に必要で何が体に安全なのか、これを教えるのが食育の基本とされています。

命を守ることに直結しているのです。

命は食にあり。

生命を継続させ、体・顔に色つやを増し、心身の力を盛んにし、食によって健康な体をつくり、生命を強め輝かせることができるのです。

食育こそ健全な人間をつくり、ひいては健全な社会をつくる土台となっているのです。

教育は国家100年の大計とされています。食育も全く同じことと思います。

健康と教育、土台が健全であってこそ人間も社会も健やかな発展が可能となるのではないのでしょうか。

最近、不規則な食生活から、個食・偏食などで朝食を食べない欠食児童が増え、肥満や生活習慣病が増加しています。道PTAの調べによりますと、小学生で22%、中学生では26%、ほぼ4人に一人が朝食を食べないで学校に来ているのです。

食べない理由には、食べる時間がない、食欲がない。これらの原因は、遅寝遅起き、夕食や夜食などの食べすぎ、そして、親の怠慢にあるとされています。

朝食を抜くことによって、体に必要な栄養が取れず、バランスが崩れ落ち着きがなく、暴力的で切れやすく、心の発達に大きな影響を与えられているとされています。

幕別町においても食育教育が始まっています。学校によって違いはあると思いますが、小学校、中学校、朝食欠食児童はどのぐらいいて、どのような指導・対応がなされているのでしょうか。

また、栄養教諭の配置、実施状況を伺います。

次に、薬物乱用防止、キャラバンカー活用について。

覚せい剤や麻薬、麻薬と同じような幻覚作用を持つ「脱法ドラッグ」による薬物汚染が広がる社会、薬物がインターネットなどで安易に購入でき、誰が薬物に手を染めても不思議でないと言われているとされています。

最近の新聞によりますと、錠剤麻薬の押収量が報道されていました。8年連続増加し、過去最多の量を更新しているとのこと。若者への乱用が深刻化とともに、暴力団の新たな資金源につながりつつあります。

押収量も多いが、当然、摘発人数も増加し、件数や人数とも2000年から5年間で約6倍に急増しているとのこと。

年齢別には、20代と少年を合わせると全体の70%を占めているという。

薬物乱用防止において必要なことは、薬物に手を染めていない。青少年に対して、正しい知識と啓発が必要と考えます。

厚生労働省の委託を受けた財団法人「麻薬、覚せい剤乱用防止キャラバンカー」、薬物標本、人体模型、パネルなどの展示、パソコンによる映像、音声説明、ビデオコーナーなどが搭載され、薬物乱用防止の啓発運動のために、各地の小学校、中学校、高校などに巡回して体験教育に活用されています。

学校教育の中に、周期的に取り入れ、薬物に対する怖さ、恐ろしさを知ること社会教育のひとつだと思います。

薬物汚染に対する教育現場で具体的にどのように取り組まれているのでしょうか。

今後、どのように進めようと考えているのでしょうか。

さらに、キャラバンカーの活用のお考えをお伺いします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 中野議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、朝食欠食児の現状と対応についてであります。

食育につきましては、学校が行う教育の枠から、家庭や社会全体での教育へ展開しなければならないことから、本町においても全庁的な取り組みとして、平成16年度から内部会議を開催し、それぞれの部署が連携して対応しているところでもあります。

また、各学校では、菜園づくりにより野菜などをつくり育てる実践活動を体験し、収穫の喜びを味わうとともに、調理することや試食することで食に対する興味を引き出すよう努めているところでもあります。

ご質問の本町における朝食欠食児童の実数につきましては、平成17年8月に幕別町PTA連合会がアンケート調査をしており、調査対象は小中学校各3校を抽出しておりますが、小学2年生・6年生と中学2年生を対象に実施しております。

その調査によりますと、朝食を食べていない子どもは小学2年生が7%、6年生が6%、中学2年生が4%と報告されています。

この数字は全国平均の18%、全道調査の22~26%に比べると低い率ではありますが、朝食を取らない理由を尋ねると、小学校では「食欲がない」というのが55%、「時間がない」というのが45%、中学校では「食欲がない」が33%、「時間がない」が66%となっています。

朝食は単純に空腹を満たすだけでなく、就寝中に下がった体温を上げ体や脳の活動を活発にして仕事や勉強の能率を上げるなどの大切な役割があることから、各小中学校において生活習慣の見直しにより、夜更かしをしたり不用な夜食を取ったりしないこと、早起きして時間に余裕を持つことなどを指導して、併せて家庭にも学校だよりや保健だよりを通じて対応しているところでもあります。

次に、栄養教諭配置計画につきましては、子どもたちに、望ましい食習慣を身に付けさせるため、食に関する指導と学校給食の管理を一体として担う栄養教諭を配置することが望まれております。この栄養教諭は栄養師の資格をもつ者が、教員課程を修得することによって、その免許を取得できるものでありますが、現在、幕別給食センター2名と忠類給食センター1名のうち、17年度に1名が免許を取得し、ほかの2名についても18年度中に取得する見込みであります。

また、栄養教諭を学校に配置するか給食センターに配置するかについては、北海道教育委員会と市町村の教育委員会が協議をして決めることとされておりますが、本町のような給食センター方式の学校数が15校に対して3名の栄養教諭のみの場合、いずれかの学校に配置するよりも、給食センターに配置のまま学校へ栄養指導などに出向く現在の方式の方が、より活動しやすい状況にあると考えているところでもあります。

次に、薬物乱用防止のためのキャラバンカーの活用についてであります。

はじめに、帯広警察署管内の少年非行の概況を申し上げます。

平成17年は、総数で324件、前年比32件の減少、このうち薬物に関するものは1件となっております。

しかしながら、他の犯罪や非行から薬物乱用につながったり、薬物の危険性や有害性を十分に知ら

ないまま、興味本位や遊び感覚で手を染めるケースなど、その危険性は常にあり、決して楽観できない状況にはないと認識しております。

その対策として国は、平成15年に「薬物乱用防止新5か年戦略」を決定し、青少年による薬物乱用の根絶を重点課題として掲げております。

本町での取り組みといたしましては、児童生徒健全育成推進委員会が行っております3地区交流会におきまして、学校関係者、生活安全推進協議会、民生児童委員、保護司、青少年相談員の皆さん並びに教育委員会が情報交換を行うとともに、毎年、帯広警察署の担当者から、十勝管内の少年非行の状況説明、薬物乱用の実態や危険性についてお聞きをし、関係者が共通認識を持つように努めております。

学習指導要領でも、小学校、中学校とも、教科では保健体育で、また、特別活動において、薬物の健康への影響、その依存性・危険性の高さについて指導を行うこととなっており、それぞれ取り組んでいるところであります。

札内東中学校では本年1月、総合的な学習の時間を活用し、帯広警察署生活安全課の担当者を講師に、「薬物乱用防止教室」を開催しております。

また、幕別中学校では、保健室前に薬物の模型及び薬害による実態のパネルを展示し、生徒に対して、危険性を喚起しております。

財団法人「麻薬・覚せい剤乱用防止センター」のキャラバンカーにつきましては、平成14年度に幕別高校、平成15年度には幕別中学校、札内中学校を訪れ、生徒への指導・啓発を行っております。

このキャラバンカーは全国で8台あります。北海道では札幌を拠点に、4月から12月にかけて道内を巡回しておりますので、地域をあげて子どもたちを健全に育てていくため、児童生徒はもとより保護者に対する啓発も含め、学校、児童生徒健全育成推進委員会等でその活用について協議してまいりたいと考えております。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 今、いろいろ答弁を頂きましたけれども、朝食欠食児童については非常に全道から見ると低い結果になっておりますけれども、国は2012年までに朝食欠食の児童をゼロにしようという目標で取り組みが始まりました。

しかし、取り組みが始まっているのですけれども、逆に欠食児童が増加している傾向にあるというようにも言われているわけです。

以前、幕別町では給食センターの栄養職員の派遣によって、情報交換や協力、それから支援のための体制づくりとして、小・中学校の食の一貫指導それから教職員の理解と協力のもとで、学校全体で食指導の充実に取り組むと。今、教育長も言われておりましたけれども。

この効果というか、こういうものは当然表れていると思いますけれども、どんなふうに効果が出ているのかお伺いしたいと思います。

それから、栄養教諭のことなのですが、とにかく学校全体からいうと非常に少ない人数で行われるようになるのですけれども、専門的な栄養教諭を各学校に置いて、そして学校だけの教育だけでなく、やはり地域を巻き込んだ、あるいは家庭にまで浸透していくように行っていく必要があるのではないかとこのように思うわけです。

「たより」とかそういうものが最近ペーパーで流れてくるのがあるわけですが、なかなか家庭では読んでいないというのが現実だと思います。

ですから、地域にそういう関係の協議会とかそういうものを設けながら、栄養教諭がそこに行って、情報を交換しながら本当にきめ細かに取り組んでいく必要があるのではないかとこのように思います。

薬物乱用については、私も帯広警察署で聞いた部分については非常に検挙率が少ないなという気はしておりましたけれども、少ないからといって安心できるものではないというふうに思います。

薬物乱用の防止のキャラバンカー等が来たときには、積極的に取り入れて、時間外ではなくて体育

の時間なり何なりを活用しながら、その学校で直接活用してはどうかというふうに思うわけです。

この2点についてお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） まず、食育についての取り組みの効果についてでありますけれども、先ほども申し述べましたように、本町の欠食児童といえますか、朝食をとらないお子さんの数は、全道的に比べても少ない。まず、この実態が今まで取り組んできた効果に表れているのだらうというふうに考えております。

それでも、問題は朝食を食べたくない、食欲がない、あるいは時間がない、こういった問題がこの欠食の中で一番問題があるのだらうというふうに思っております。

さらには、その保護者に対してアンケートをいたしましても、保護者自体が朝食をとらない。こういったケースもあります。

こんな中で、これからますますさらに取り組んでいこうということになっているのですけれども、この4月から全国的な組織として「早寝・早起き・朝ごはん運動」、こういった運動が展開されるというふうに聞いております。

これは全国のPTA連合会ですとか、それからいろんな関係団体が加盟してこの運動に取り組んでいるように聞いております。

私どもの町も、基本は生活リズムにあるというふうに思っております。

ですから、「早寝・早起き・朝ごはん」まさにわかりやすい言葉で子どもたちに伝えていきたいというふうに思っております。

それから、栄養教諭についてでありますけれども、栄養教諭の配置、確かに各学校に1名ずつというのが一番望ましいことでもありますけれども、これは栄養師の配置が、まず生徒数が1,800人までが1名ということなのですよね。

ですから、うちの町は生徒数からいくとやはり3名しか配置されない。3名で15校は当然大変な数、単純に計算すれば一人5校なのですけれども、そうなるとどこかの学校の1名を配置して、その学校から5校を担当するというよりは、栄養師の資格を持っていますから当然給食センターで給食をつくる際にその指導もしなければならないということもあります。そのほかに、学校をまわって子どもたちに対する食育に関する指導を行う。

ですから、現在行っている方式、これは3名おりますから15校あっても何とかやりくりをしてやっていける。こういった観点で現在の方式が私は良いと思っておりますけれども、さらにこの栄養教諭の配置につきましては、北海道もなかなか厳しい状況にあるみたいですが、私としては要望したいというふうに思っております。

それから、キャラバンカーについてでありますけれども、キャラバンカーは現実的に道内をまわっているのは1台だけでありまして、これらについてかなり要望が多いというふうに聞いております。

私どもの町でも十勝に来た際は必ず来てほしいということで、毎回声をかけさせていただいております。

ただ、前回、幕別中学校、札内中学校に来られたときに、これはたまたま私が聞いた話なのでありますけれども、運転されている方が幕別町の学校をまわって、「このキャラバンカー、この十勝はあまりまわらなくてもいいよね」というような感想を持ったそうです。というのは、やはり十勝というところは覚せい剤についてはかなり生徒たち自身も意識を持っている。あるいは保護者の方、それから関係機関の取り組みも進んでいるという印象を持ったということも聞いております。

そうではありますけれども、これからのこともありましていろんな危険性をはらむというのは先ほど申し述べたとおりでありますので、いろんなことで活用を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 4月から「早寝・早起き・朝ごはん運動」というのを取り入れるというようなこ

とですけれども、これについてももう実施されているところの話をちょっとしてみたいと思うのですが、朝ごはんの給食を出しているところもあるのですね、今調べてみると。そういうようなところもあるし、それから、朝ごはん条例というのもつくられているところもあるわけです、今。

ご飯を中心とした食生活の改善ということ。当然、この条例にも「早寝・早起き」運動の推進と。それから、安全・安心な農産物の供給、地産地消の推進、食育推進の強化とか米文化の継承。六つの基本方針を打ち立てて取り組んでいる町もございます。

家庭・学校・地域を挙げて、この子どもたちの食生活を改善しようということでやって、大きな成果をあげているわけです。

当然、早寝・早起きができるようになってきたり、毎日朝食を食べる子が増えてきている。それに対して肥満とか生活習慣病、そういうものが減ってきたということです。

教育の場でも大きな成果をあげているわけです。話を聞きますと、学校での話の聞き方が上手になったとか、学習意欲がどんどん増してきたとかいう、そういう変化も表れているわけです。

朝ごはんは家族が顔を合わせて1日のスタートの源であるというようなことも言われているわけです。同時にものを大切に作る心、野菜や食料を生産してくれる農家の方々をはじめ、多くの人に感謝する心が育ってきたという事例も出ているわけです。

幕別においても、できることがあればこういうようなことも研究しながら、モデル校などを設けてやってみてはどうかというふうに思うわけです。

この点いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） ただ今、中野議員からのご指摘ありましたとおり、私も生活のリズムが一番大切だというふうに思っています。

その中でやはり朝ごはんをとるということは、生活のリズムを位置付ける一番重要な事項だというふうに認識をしておりますので、中野議員のご提言を頂いて、それらも含めてさらに各学校と連携をとって、いろいろな事業、位置付けていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○2番（芳滝仁） 通告に基づきまして、幕別町の今後の環境問題への取り組みについて質問をいたします。

環境問題は現代社会における最重要課題の一つだと思います。幕別町においても、第4期総合計画の中に、「環境を守り、快適な環境を確保し、将来に継承するためには、環境の保全のみならず社会経済システムの在り方や個々のライフスタイルを見直し、豊かな自然を保全するための施策を積極的に展開する必要があります」と明記し、その基本方針には、「住民・事業者・行政が環境の保全について理解と認識を一層深め、三者の連携のもとで健康で豊かな環境を維持できる町づくりを進めます」とあります。

それに基づきまして、幕別町では様々な取り組みがなされていますが、なお一層その取り組みを具体的に進めるために、下記の件について質問をいたします。

1、国では平成5年に環境基本法、また、道では8年に北海道環境基本条例が施行されております。幕別町独自の基本的な考え方・理念に基づいた環境基本条例を制定する必要があると思いますが、どうでしょうか。

2、環境に基づいた施策を一体となって推進するために、庁舎内において各部署の担当者・責任者による委員会を設置すべきだと思いますが、どうでしょうか。

伺いたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

今後の環境問題への取り組みについてであります。

はじめに、環境基本条例の制定についてであります。近年、二酸化炭素が原因による地球温暖化や化学物質などによる大気や水の汚染など地球環境の危機が叫ばれているところであります。

これらに対応するため、道内では、北海道のほか札幌市、帯広市など16市5町が環境保全に対する理念や、住民、事業者及び行政の責務を規定した環境基本条例を制定しているところであります。

本町におきましては、環境基本条例は制定いたしておりませんが、「新町まちづくり計画」及びそのベースとなっております合併前の幕別・忠類両町村の総合計画において、自然保護、環境保全などについて明記しており、これまでこれら計画に沿って施策を実施してきたところであります。

地球環境の危機は、人間の社会活動に起因しているとも言われており、環境の保全と創造は、一人一人、個人の取り組みから始まり、国全体あるいは世界中で取り組まなければならない大きな問題でもあらうと考えております。

本町といたしましても、将来の幕別を担う子どもたちのためにも取り組みを強化しなければならないものと認識いたしております。

今後、先進の事例等も研究しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

2点目の施策の一体的な推進のための委員会の設置についてであります。人口規模の大きな地方自治体では、各部署が縦割りの独自で動く傾向が強いとのことで、こうした委員会的なものを設置しているというふうに伺っておりますが、本町におきましては、今までも省エネルギービジョンや新エネルギービジョン策定などの環境問題に関しては、随時、庁舎内職員を横断的に組織した委員会を設置して、全庁一体となった取り組みを進めてきたところであります。

また、工場の建設や土地開発計画などの申請があった際には、周辺環境へ影響がないかなどの検証について、関係部署が常に連携をしながら取り組んできたところであります。

今後、このような委員会の業務や必要性などについても、十分検討させていただきたいというふうに考えております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○2番（芳滝仁） 検討されるというご返答でございました。

国の環境基本法の地方公共団体の責務というところ、第7条なのであります。地方公共団体は基本理念に則り、環境の保全に関し国の施策に準じた施策及びその他地方公共団体の区域の自然社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると明記されてあります。

先ほど、町長からご返答ありました道でも帯広でも、確か道は8年の10月であったと思いますが、帯広は8年の12月に基本条例を制定しております。

内容はほとんど国に準じた形で、多少その地域の内情を鑑みた条例になっておるようであります。

そのところで先ほどおっしゃいました行政の責務、あと事業者の責務、そして住民の責務という形をきちっと明記をしていくということが、今後本当に大切な、進めていく上での一つの指針になってくるのではないかと。

そういうところでは、やはり早急に環境基本条例のようなものを制定して、その施策として実施をしていくということが大事なのではないかなと、こう思うわけであります。

確かに幕別町では様々に進めていらっしゃるわけですが、各々部署部署でされていて、そしてそのまとまった形のいわゆる調査の報告でありますとか、そしてどれぐらい進んでいるのだろうかということがまとまった形で報告されているのだろうか。その辺のことも今後の進め方では大切なことになるのではないかなと、こう思うわけですが、どうでしょうか。

省エネビジョンだとか緑の町計画だとか、それぞれがあるのであります。環境全体につきましての一つの報告だとか指針について、どういうふうに町民に知らせて、町として取り組んでいくのかというふうなことを必要かと思うのであります。どうでしょうか。

あと、その中で、いわゆる行政側の費用の負担、また、受益者負担、また、原因者負担というふうな形のことが基本法では明記されてあります。その辺のことも、今、町ではどのような考え方をもって、行政並びに町民の方に周知をしていらっしゃるのだろうか。その辺のこともお伺いをしたいと思います。

あと、町では審議会を設けられてあります。これは廃棄物減量等推進審議会というのが12名の委員で、公害対策審議会というのが9名の委員で、これはそれぞれ来年の予算にも計上をされてあります。

これは別々な形の審議会でありまして、基本条例を起きましたら一つの形のところで、その審議会をまとめて全体に通じて審議をしていただけないというふうな形になろうかと思うのでありますが、その辺の一つの方向性につきましても、どうでしょうか。

あと、委員会につきましては、庁舎内で緊密にされていらっしゃる、こうご答弁がありました。

帯広市では環境基本管理委員会というのが設定されてありまして、町内の緊密な連携及び調整を図り、施策を総合的かつ計画的に推進するために庁舎内のそういう委員会をつくられたのだということになっております。

今はその委員会につきましては必要でなくて前向きに検討すると、こうあったわけではありますが、本当に、例えば、事業者との一つの対応の在り方だとか、そして公区、公区の一つの方々に対する対応の在り方というふうなことににつきまして、全体として対応していくという必要があるかと思うのでありますが、その辺のところのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話のありました環境基本条例、これは先ほど来言われておりますように、国の環境基準法がベースになってそれぞれが条例を制定されている。

ただ、条例は制定されていますけど条例の中で具体的なものがうたわれているということではなくて、あくまでも循環型社会である、環境の保全の大事だと、あるいは住民の責務、行政の責務、事業者の責務、いわゆる理念的なことを条例としてうたっているというのが現実でありまして、先ほど言いましたように全道的にも21市町村、十勝管内では帯広市以外は実はゼロでありまして、そういった中で私どもはそういった先進地の事例等を調査しながら、研究しながら、今後、対応してまいりたいということでありまして、帯広市のお話がありましたけども、帯広市も実は管理委員会もそうですけれども、過般、ISOの認可を帯広はとったわけでありまして。それに対応すべく条例ですとか委員会の設置ということがなされてきたというふうなことも伺っております。

それから、お話ありましたようにいろんな委員会、公害あるいは減量化、そういった委員会が一つになること、もちろんそのことも大事だと思いますし、逆に環境という広い範囲の中から逆に一つひとつ具体的なものをそれぞれの委員会が審議を深めていただくということも、またある面では大事なことのだろうというふうにも思っておりますから、いずれにしても、これらについては先ほど答弁させていただきましたように、時間をかけた中で検討をさせていただければというふうに思っております。

それから、調査報告、町民課だとか企画課だとか、担当課は分かれているわけでありまして、これらも一元化すべきものはしていかなければならないのでしょうかけれども、当然のことながら、ごみの問題とエネルギービジョンあるいはそのほかいろんな環境問題、一口に言っても非常に広い範囲にまたがるわけでありまして、それらもできるものは統一していかなければなりませんし、そうでないものはなお一層の連携を密にする中で対応していかなければならないというふうに思っております。

それから、受益者負担あるいは原因者負担、これはなかなか町だけで進むものと、あるいは道が言っている新たな税の問題なんかいろいろあるのだろうと思いますけども、これらについてもそうした状況を踏まえながら、町としての対応をこれから検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10：56 休憩

11：08 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○19番（増田武夫） 合併後初めての一般質問であります。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

私は、合併に伴って派生いたしました町長の政治姿勢にかかわる問題について質問をいたしたいと思ひます。

まず、1番目は、決裁・専決権限のない忠類担当助役についてであります。

合併後の忠類地域がしっかりと息づいていくためには、この地域の自治が保障される必要があるのではないのでしょうか。

私は、昨年9月の忠類村議会の定例会で、担当助役の権限について質問いたしました。

これからの忠類地域にとって重要な問題であると考えたからであります。

しかしながら、合併後の幕別町事務決裁規定を見ますと、忠類担当助役に事務決裁の権限が定められていないではありませんか。このことをまず確認しておきたいと思ひます。

さて、合併に当たりまして、忠類地域の住民が不安に感じていた点には次のようなものがあります。

第1は、合併によって一気に過疎化に拍車がかかるのではないか。

第2は、住民一人一人の顔の見える身近な自治が失われるのではないか。

三つ目には、福祉や行政のサービスの著しい低下、さらには高齢化社会を支える診療所や救急体制は守られるのかなどであります。

こうした疑問や不安の声に応えるために、忠類担当助役でありますとか総合支所が置かれまして、急激な変化を避ける配慮がなされたと理解されております。

総合支所としての役割は、この地域の予算執行に責任を持つことによって、経済活動を支えて急激な過疎化を避けること。

また、町長のよく使われております協働の社会をつくっていくための住民自治を発展させることにあります。

今まで特別会計を含めまして32億円以上が村長の責任で執行されてまいりました。

このことはこの地域にとって非常に重要な意味を持っていることでもあります。

そこで、町長にお伺ひいたします。

合併の目玉として置かれまして忠類担当助役に、決裁や専決の権限が全く与えられていないのはいかなる理由によるものなのか。

財政が厳しい中であつてもあえて置くことになった特別職に全く権限をもたせないことは、忠類地域の住民にとって驚きであると同時に、何のための特別職なのかと問わざるを得ません。

岡田町長が、旧忠類村を合併の相手として本当はどう考えているのか。対等のパートナーと考えておられるのかどうかということと深く結びついている問題だと考えますが、いかがでしょうか。

もしも共に発展していこうとしておられるのであれば、担当助役に決裁・専決の権限を与えるべきではありませんか。

忠類村が編入合併の道を断腸の思いで選択し、幕別町が対等のパートナーとして合併協議に参加してくれたとして、双方の法定合併協議会の関係者がそれぞれ感謝の思いを語っておられますが、権限を与えないという岡田町長の措置は、こうした思いをも裏切るものではありませんか。

1日も早く一体感を持った新しい町を築いていくためには、お互いの地域を尊重し合う心を持っていることが不可欠であります。その思いを具体化したものが、忠類担当助役に決裁・専決権限を認めて、忠類地域の予算執行を信頼して任せることにあると思ひますが、忠類地域の住民が納得できる答

弁をお願いしたいと思います。

次に、乳幼児医療費の助成拡大について質問いたします。

合併の在り方として、お互いの町村のよい点を尊重してそれらを残す努力が必要だと思います。

しかし、今回の合併で出されてまいりましたのは、旧忠類村で厳しい予算の中で実施してまいりました乳幼児医療費の就学前までの無料化、介護保険料の減免制度、上下水道料の助成制度、寝たきりのお年寄りや乳幼児のいる家庭へのごみ処理手数料の助成制度等々の縮小ないしは廃止でありました。

合併による財政効果が114億円と試算されている中での処置であることも見逃すことができない問題であります。

今回は、乳幼児医療費の問題に絞ってお聞きいたします。

旧忠類村が実施しておりました就学前までの乳幼児医療費の無料化を後退させるのではなく、幕別町全体に拡大するように強く求めたいと思います。

そのように求めるのには、幾つかの理由があります。

その一つは、町長選に立候補した際の公約の中には、若いお母さんたちの子育て支援を福祉の問題の第一に挙げていることであります。

二つ目には、全国の地方自治体で乳幼児医療費の助成が急激に拡大されていることであります。

三つ目は、子育て中の若い世帯の強い願いに応えて、子育てを直接支援することで少子化に歯止めをかける一助にすることが強く求められていることであります。

こうした状況を考えますと、当然新町に引き継ぐべき施策の一つではなかったのかと思うのであります。こうした大事な福祉まで切り捨ててしまった岡田町長の真意を聞かせていただきたいと思うのであります。

新しい幕別町が、子育てしやすい町として歓迎され、ひいては少子化対策としても評価されるように、当面就学前までの医療費の無料化を実施すべきと思いますが、答弁を求めたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

最初に、忠類担当助役の専決権限についてであります。

本年2月6日に幕別町と忠類村が合併してから1カ月余りが経ちました。この間、私は、地域住民の皆さんとの会議等におきまして、「合併はゴールではなく新しいまちづくりのスタートであり、今後、一体感のある新幕別町を築いていくためには、両地域の均衡ある発展が最重要課題である。」との認識を述べさせていただいております。

ご質問の中で述べられておられますように、急激な過疎化の進行や行政サービスの低下などを招かないようにするために、忠類総合支所に一定の人員配置をするとともに、さらに忠類地域担当の助役を特別職として配置させていただきました。

当助役には、町の附属機関であります幕別町忠類地域住民会議と連携を図りながら、住民の意向や要望の把握に努めていただき、忠類地域発展のために尽力するという重要な役割を担っていただくものであります。

また、当助役は、忠類地域の事務事業のみを担当するのではなく、幕別町全体の均衡ある発展のために、町の総合計画策定や予算編成などの重要案件にも関与していただく役割も担っているものであります。

ご質問にあります事務の決裁における忠類地域担当助役の専決権限についてであります。ただ今述べました当助役の担う役割を踏まえた上で、新幕別町のまちづくりを信頼関係に基づき、一体的に推進していきたいという私の思いと、幕別町では従前から事務決裁規程におきまして助役の専決規定はありません。

忠類地域担当助役の専決規定を置かないというのもこれらに基づくものであります。

ただ、案件又は状況に応じましては、代決規定というのがありますので、これらによって対応して

いるところでありますのでご理解を頂きたいというふうに思います。

また、忠類総合支所における部長職、課長職の職員にも本庁の同等職と同様の専決規定が設けられておりますので、総合支所内で決裁が完結する案件も多くあるものというふうに思料するところであります。

2点目の乳幼児医療費の助成拡大についてであります。ご質問の要旨にもありますように、合併前の忠類村におきまして実施をいたしておりました、就学前までの乳幼児医療費の無料化につきましては、合併協議の際に、忠類、幕別両地域の議員や住民の皆さんなどに協議を頂いた内容に沿って、昨年9月定例町議会におきまして、条例に忠類地域の経過措置を規定し、本年10月から合併前の幕別町の助成内容に統一させていただくこととしたものであり、厳しい財政状況のもと、乳幼児医療費無料化を就学前まで拡大することは、現在のところ考えておりませんので、ご理解を頂きたいと思っております。

なお、先般、国会に提出されました医療制度改革関連法案の中に、平成20年4月から乳幼児の医療機関等における自己負担を、就学前まで2割に軽減するということが盛り込まれております。

乳幼児医療費助成につきましては、北海道医療費給付事業の助成を受けて実施をいたしておりますので、北海道がこれら国会の議論を受けて、どのような対応をするかについても推移を見守りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上で、増田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） まず、1番目の専決権限の問題であります。

町長はただ今、忠類の担当助役にも大きな役割を果たしてもらおうと、このように申されたわけであります。

その中に、忠類住民会議などの意見に対して、忠類の声を本町に届けると、そのことが語られたわけでありますけれども、しかしながら、こうした忠類の声を町長、そして町政に届けるというのは、特別職のほんの一部の役割しか果たせないと思うわけであります。

私も先ほどの質問でも申し上げましたけれども、この忠類の地域がどうやって発展していくかというのは、この地域に自治をきちんと認めることが必要だというふうに思います。

そして、その大きな役割の一つが、きちんと専決権限を持ってその地域の行政に責任を持つことによって果たしていくものだというふうに思います。

この平成の合併で北海道では3カ所の編入合併、吸収合併とも言われますけれども、編入合併をしたところがございます。

1カ所は函館市であります。忠類村と同じような、それ以下の人口の樞法華村も昨年函館市と合併いたしました。この樞法華村には支所が置かれておまして、特別職でない支所長が置かれています。この支所長にはいろいろな支出の面では1,000万円までの専決権が認められています。

また、工事の執行の関係では5,000万円までの専決権が認められています。

また、もう1カ所は石狩市であります。ここの浜益村、これも忠類と同じような人口であります。ここには合併に伴いまして特別区、地域自治区という自治区が置かれています。この自治区の区長は特別職であります。この特別職はその執行において物品の購入などの支出では3,000万円まで。また、工事の執行は6,000万円まで専決権が認められているわけであります。

このように、ましてや特別職がしっかりとした権限を持つていくことが非常にその地域の発展にとって重要な問題であります。

しかも、私が申し上げておりますこの専決権を持たせるということに関しましては、予算を必要といたしません。せっかく助役という特別職が置かれたのであれば、しっかりと権限を持たせてこの地域の住民との行政執行に当たらせることが必要だというふうに思います。

もう1カ所の例を申し上げますと、昨年合併いたしました士別市があります。士別市はこことほとんど同じ人口であります。2万3,000人ほどの人口でありますけれども、ここは編入合併とは言って

いないかもしれないのですが、朝日町が合併いたしました。ここの人口は1,900人であります。ここにも私たちと同じように総合支所、朝日総合支所が置かれまして、ここの朝日総合支所には、ここと同じ担当助役が置かれています。

この場合には、しっかりと専決の決裁規定の中で、本町の助役は、元の士別市の事務にかかわることを行うと。そして、担当助役であります権限は朝日総合支所に属する事務を担当すると。そして、専決権限もしっかりと持たされているのであります。

このように、楸法華村は函館市の222分の1の人口であります。

また、旧浜益村は27分の1の人口しかありません。

こうした総体的に小さな地域に対しても、そこを治めていく点についてはしっかりと専決権限を持たせて行政に当たらせているではありませんか。

先ほど、町長が言われましたような役割はもちろん果たしていってもらわなければなりません。

しかしながら、この地域をしっかりと息づかせていくためには、その地域の担当助役に権限を持たせていくことがどうしても必要ではないかというふうに思うわけであります。

さらに申し上げますと、2月の18日の日には合併を記念して幕別忠類合併フォーラムが開かれました。

これは幕別町が主催して開かれたものでありますけれども、このフォーラムに参加された小西砂千夫関西学院大学教授の発言では、新町のまちづくりで真価を問われるのは忠類の住民であると。地域の自治を今まで以上に責任を持って行うことが新町の発展につながるのだと。このように提言しているではありませんか。

さらに、赤石裕元旧忠類村地域推進検討会議座長、この方は積極的に合併を推進した方ではありますが、忠類の自立が何よりも大事だと、自治を責任をもって果たしていきたいと。このようにそのフォーラムで発言しているではありませんか。

そうした点を考えますと、この幕別町の事務決裁規程そのものを変えていくことが必要だと。

先ほど、町長は今までの助役にも決裁権限はなかったのだと、このように申されておりましたけれども、こうして忠類地域が合併して、そして忠類地域にしっかりと目を向けて対等の立場で合併したという、そういう精神に立つのであれば、忠類地域の助役に権限をもって、そしてこの地域の行政に当たらせることこそが必要ではないかと思っておりますけれども、もう一度答弁をお願いしたいというふうに思います。

2点目の乳幼児の助成拡大の問題であります。

町長は、合併協議に基づいて、幕別町の助成の状況に合わせたと、このように言っておられるわけではありますが、しかしながら、今、少子化がどんどん進んでいく中で、子育て支援が非常に大きな課題となっております。

先ほど、町長自身も申しておられますように、政府自身も医療改革の中でお年寄りやその他の負担をどんどん増やす改革案を出したわけであります。

そして、みんなの負担を増やすばかりの改革の中で、なぜ就学前まで3割負担を2割負担にしてきたのか。これはそうすることが少子化に対する大きな施策であるからでありますし、どんどん人口が減っていく日本の現状を考えた上での施策だというふうに思います。

国でさえもそうした状況を強めようとしているわけであります。

また、さらに申しますと、今全国の自治体ではこうした乳幼児医療の助成をどんどん拡大しています。この5年間で、これは2004年4月1日現在の数字しか厚生労働省は発表していませんけれども、就学前まで乳幼児医療費の助成を実施している市町村は、通院で1,250市町村、合併で町村が減っていますので、この数は、今はちょっと当てはまらないかもしれませんが、その1999年、5年前には113市町村しかなかったものが1,250市町村になっている。

それから、入院に関しましては2,059市町村、5年前には406しかなかった。この5年間で5倍に拡大されているわけであります。

そして、先ほども申し上げましたように、政府もそうした形で2割負担を行うと、こういう状況になっているわけであります。

こうした中で、合併の片方の町村が就学前まで既に実施していることをもなくなってしまうという、これはどうしても理解ができない。

しかも、合併による財政効果が114億円あるという、そういう状況の中で、なぜこうした相手方がやっていた、忠類村がやっていたいい点を残そうとする努力をしなかったのか。このことを伺いたいというふうに思うわけであります。

先ほどの合併記念フォーラムで長谷川倉吉市長は何と発言しておられたかといいますと、合併に当たって留意したこと、それは、サービスは高い方に、負担は低い方に、の精神をもって行ったと。そして、国保税は低い方の関金町に合わせたと、そう発言していたわけであります。

こうした精神をもっていくことが本当に合併してよかったとお互いに言えるような状況をつくっていかれるのではないかと思いますけれども、再答弁をお願いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、担当助役の権限ですけれども、忠類地域担当助役に権限が全くないというお話がありましたけれども、決して私はそんなことを言っているつもりはありません。

専決規定はありませんけれども、当然のことながら忠類地域の担当助役には決裁を行う権限があるわけです。その一つがいわゆる代決であります。

したがって、100万であろうが200万だろうが1,000万であろうが1億円であろうが、助役が必要とすれば、町長に代わって代決をするわけですから、当然のことながらそこに権限があるわけです。

それともう一つ誤解があるのかと思うのですが、部長職には例えば200万なら200万の専決権がある。課長職には30万円なら30万円の専決権がある。

しかし、それは支出負担行為なり支出命令するものの決裁をする権限であって、30万円の権限だから担当課長が30万円を自由に使っていいということでは絶対ありえないわけです。

部長が200万円の決裁をするから、200万円の範囲で部長が工事をやったり補助金を増やしたり何をやるということにはならない。これはあくまでも議決を頂いた予算書の範囲の中で執行していくというわけですから。

私は忠類の担当助役が1,000万円でも1億円でもいいです。必要であるものは決裁すれば代決でいいわけですから、権限がないということは、私は、それは当てはまらない。

そして地方自治法でもよく言うのですけれども、昔は専決を助役に与えていた町村も、今もあるところはあるのでしょうか、私どもの町では、これは町長・助役というのは一心同体の関係なのだと。町長がいないときは助役が決裁をするのだと。そういった観点から、助役の専決規定というのはなくそうということで決裁規定を改定しています。

したがって、本町の助役も忠類地区の担当助役も同じように専決の決裁権はない。その代わり、代決でその権限に基づいて代決をしていただければということでもありますので、決して忠類地域だけをどうのこうのというようなことで専決を設けていないということではないことを、まず一つご理解を頂きたいというふうに思いますし、今言うように専決権を与えたから、それでは1,000万まで3,000万まで忠類担当助役が与えられたからって、その3,000万であそこの道路を直すというようなことにならないわけですから。

私が言っているのは、あくまでも地域住民会議や忠類地域の皆さんの意見や議会の皆さんの意見を集約して、それを担当助役として次の実施計画なり予算に反映して地域の発展につなげていくことが地域担当助役の大きな役割だろうということを申し上げているわけでありますので、その辺を誤解のないようにご理解をいただければというふうに思います。

それから医療費の無料化についてはお話あったとおりです。合併に当たってはなるべく施策のいいものは残して、そして負担を少なくしていこう。これは当然の考え方で合併協議を進めたわけであります。

しかし、お互い合併する、今まで二つの町村がそれぞれの施策をやってきた。それを一つにするときに当然見直しをしなければならない、新たにやめなければならないものもあれば新たにやらなければならないものもある、継続すべきものもある。いろんな協議を踏まえて、それが合併の協議だというふうに思っております。

私は何も頭からこれはやめろと言ってこの制度をやめたわけではなく、当然お互いの代表が協議した中で、1年半もそれ以上もかかって、その中で合併が協議され、その後協議会を踏まえ議決を踏まえてこの制度を見直したということでありまして、何も私が一方的に駄目だからやめろと言ったわけではないということ。

それから合併ですから、そういうルールを踏まえた中で最終的な合併が成就されたのであろうというふうに、私は思っておりますので、その点もご理解いただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 私も32年間議員をやっております。

そんな1,000万円が簡単に使えるようなものでないことは百も承知です。

予算はこの議会でしか決められないのです。

それをいかに地域の住民と町長の言う協働の社会をつくっていくために、地域の住民といかにそれを有効に使っていくか。これが肝要なのです。

だから朝日町でもきちんと認めているではありませんか。

そんな、十勝でも清水町なんかはきちっと専決権限持たせてやっていますよ、あの助役にも。

だから、それを持たせろということが勝手に使わせろなどということを行っているのではないことは百も承知で申し上げているのです。

しかも、代決する、代決すると言いますけれども、町長の権限を代決するのは、代決できるようになっていますよ、助役が。その代決するための助役が二人置いて予算の無駄遣いにならないのですか。

私が言いたいのは、忠類の助役がしっかりと権限を持って、決裁規定を忠類に関する事務は忠類の助役が決裁するのだと。そして無制限に決裁を任せるわけにはいきませんので、工事は3,000万円だとか、そういう規定は必要だと思いますよ。

今の状況であれば、例えば支出のものであれば、200万円以上のものは本庁まで決裁を持ってこないとい決裁が完結しないのです。そんなことないと言いますが実際そうなのではないですか。

これは、今、効率的な事務事業をしようとしているときに、忠類の担当助役がいながら、そこで決裁が完結しないような、そしてこっちに一々決裁を仰がなければならないような状態に実際になっているのではありませんか。

そのことを考えますと、幕別町に町長と助役がいつも一緒におられて、そして決裁している状況と、総合支所として向こうに置いている状況では、状況が変わってきているわけですから、やはり向こうできちっと決裁ができる範囲を認めるべきだと。

例えば、経済活動についても非常に縮小されるというのが明らかなことだというふうに思います。農協の役員の方も心配しておられました。

例えば、町営住宅の肥料を発注したいと思うときに、これは200万円までしか支出の権限がありませんので、やはりこちらの本庁の指示を仰がなければ発注できないような状況が生まれてくるわけなのですよね。その場合に、今までのように、忠類の業者なり農協なりの関係はどうなっていくのか。そういうことも心配していました。

そういう問題は解決していくためには、しっかりと規定を設けること。

先ほど町長も言うておられましたけれども、町長に代決する、そういう規定しかないのです。専決、そこでしっかりと事業が、予算の執行でありますとか、いろんな事柄が忠類の総合支所の中で完結するようにしていくことが必要だと。そのように申し上げたいというふうに思います。

2番目の乳幼児医療費の無料化でありますけれども、これは、先ほど町長は、合併協議会の意見に従ったとこういうことでもありますけれども、しかしながら、その合併協議会の長であります岡田町長

のその意思は大きく働かせることができる問題だというふうに思います。

そうした点でやはり合併してよかったという方向に是非持っていていただきたいというふうに思うわけなのですけれども、例えば、この近くでは、更別村は小学校卒業まで医療費無料化にしています。

昨年の勝毎でしたか、道新などの記事にも出ていましたけれども、帯広近郊3町を除いては、ただ一つ人口が増えたということでインタビューを受けていたのですが、その中で一番挙げておられたのが、小学生まで医療費を無料化したことも大きな力になったのではないかと、このように言っています。

しかも、今度の合併に際しまして、この15年間、平成32年までに幕別町の人口は毎年250人ずつ増えていくような人口推計になっています。

しかしながら、今年の2月の一昨年の2月の人口を比べてみますと三十数名しか増えていません。

それ以前は、確かに5、6年前は200名とか増えていました。そうしたことを考えますと、やはり町長にはそうした人口を増やす、少子化対策などに力を入れる義務があるのではないかとというふうに思います。

そうした点では、今、全国的にそういうものが、医療費の無料化の拡大が進んでいる中で、片方の町村がやっていたものまでも削って、そうしたことに後ろ向きになるというのは納得できませんけれども、もう一度答弁願います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 32年の議員さんに大変失礼なことを申し上げまして申し訳なく思いますけれども、私は、今おっしゃったように、できるものは忠類総合支所で完結していくことが大事だと。

したがって、今言われましたように全くないということではなくて、例えば、先ほど言いましたように、部長専決、課長専決などはすべて忠類で完結をしているわけでありまして、あるいは、200万円を超えるものも担当助役が必要であれば、そこで代決すればそれで完了するわけですから、全くないということには、私はならないというふうに思っています。

発注なんかについても当然その地域経済のこともありますでしょうから、十分忠類地域のことも鑑みながら、協議をしながら、発注、あるいは手当をしていかなければならないことだろうというふうに思っていますけれども、今もお話ありましたように何か一つ買うのにも本庁に連絡しなければそこで物が買えないというようなことでは決してないわけですから。これが200万円だろうが5,000万円だろうが、今言っているのは、先ほど言いましたように200万円を超えるものについては、これは専決ということで決裁ですから。発注するものはそれぞれが発注したり、あるいは担当部と総合支所が協議した中で発注していくということになるわけですし、もちろん入札行為は当然のことながら本庁の方でやることにもなっていくでしょうし、そういったいろんなことを含めた中で、これから総合支所と本庁とのかかわりを大事にしながら、一体化に向けての行政を進めていくということになっていくのだろうというふうに思っております。

それから、子育て支援のことですけれども、確かに医療費については大変乳幼児医療の拡大ということについての要望が多いということについては、私自身も認識はいたしております。

ただ、それぞれの町村でいろんな施策を講じているのだろうというふうに思います。

私どもの町でも子育て支援センター、今新たに保育所を建て替えて、一時保育も実施しようというふうにも思っておりますし、金額的には少なくとも新たな不妊治療の助成などの施策もこれから講じていきたいと。それぞれの町村がそれぞれの背丈にあった中での施策をこれから講じていくことだろうというふうに思っておりますので、決して少子化対策、子育て支援に力を入れないとかということではないということを、まずはご理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○21番（永井繁樹） 通告に従いまして、学校教育について質問をさせていただきます。

小学校に入学したての子どもが、教室で騒いだり、歩き回ったりして、授業が成立しない状態を指す、いわゆる「小1プロブレム」という言葉があります。

このことは、もともと学校だけで解決するものではありません。

小学校に入学する前に、保護者がきちんとしつけをしておけば問題化することはなかったのです。人の話をちゃんと聞く、みんなと仲良くする、自分の思い通りにならないことがあるといったことなどは、幼児期に保護者がしっかりと教えておくべきことです。家族が見えにくい時代、学校と家庭・地域が連絡を密にしながら、それぞれの役割をきちんと果たすことが、今強く求められています。

共に汗を流さなければ、子育てはできません。

教員が子どもに与える影響は計り知れないものがあります。特に小学校では、担任の人間性や授業の指導力の有無が、そのまま子どもの成長に反映されるが、担任だけで教育ができる時代ではありません。

しかしながら、「抱え込む」教員は後を絶たないと聞きます。

リーダー的な位置付けの教員が学校にいれば、校内の情報伝達が早くなり、抱え込みを減らせるだろうし、意見集約がスムーズになり、学校が何らかの危機に直面した時には指導する人が生まれやすくなるのではないのでしょうか。

学校を組織として機能させ、教員一人一人が得意分野を生かせる環境づくりを進めていかないと、学力向上も、安全管理もままならないのではないのでしょうか。

また、教員は自分の教科についても専門性を高め、興味を引き付ける指導法や豊富な知識があれば、子どもたちの見る目も変わってくるのではないのでしょうか。

3月1日の定例会初日の教育委員長による「平成18年度教育行政執行方針」の中にある様々な施策や制度に対して確実な成果をあげていくためには、やはり人づくりが最も重要になってきます。

子どもたちが生き生きと暮らせるような学校教育にするためには、今考えられる最善の教育を、子どもたちに与えられるようにすることが、教育長に与えられた大きな使命だと私は思います。

教育改革は、永遠の課題であります。

そこで、1点目の質問をお伺いいたします。

学校を組織として機能させる仕組みづくりと、教員一人一人の資質・能力の向上に向けた取り組みについて。

また、教員は授業の指導力を高める努力が必要であります、これらに対する教育長の所信をお伺いします。

教育に対する国と地方の役割の在り方については、まず、国に義務教育の質の維持や教育活動に必要な財源の確保など、根幹部分の整備を引き続き担ってもらいたいと思います。都道府県は市町村間で教育格差が生じないように必要な措置を講じて、特色ある取り組みを推進する役割があります。国も都道府県も、学校が自主的な学校運営ができるように支援することが求められています。

市町村の教育委員会や学校を支援しようと始めた改革に、何らかの問題が生じる場合、都道府県は国に率直に意見を言うことが必要であります。意見を言うには、その施策・制度が教育現場でどんな影響を与えるのか、先を見通す情報が必要になってくるとともに、現在の課題も知らなければなりません。

そこで、2点目の質問になりますが、町教育委員会は、できる限り教育現場に行き、学校や教員が

困っていること、そして何より子どもたちが直面している課題を発見し、道に伝えていくことが必要と思います。

これらに対する教育長の所信を伺うものであります。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 永井議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問はまさに今日の教育界や学校現場の実態を捉えた極めて大切な内容であると、私も同じ思いを持っております。

議員が前段述べられた「小1プロブレム」に代表される様々な子どもの実態に関わる課題につきましては、一人担任や、あるいは該当学年の教員が解決に取り組むだけでは果たせるものではなく、学校としていかに取り組むかがカギであります。

とりわけ、現在の児童生徒への様々な対応、あるいは、平成19年度からの実施予定とされる特別支援教育につきましては、組織的な対応なくしては不可能なことであり、その重要性を十分理解しているところであります。

教育委員会といたしましては、校長会議、教頭会議はもとよりであります。学校教育振興会、教育研究所等において、これら課題に対応するための研究実践を進めているところであります。

また、申し上げるまでもなく、教育という営みは、学校・家庭・地域がそれぞれの役割をしっかりと認識し、確実に責任を果たすことが欠かせないところであり、このことにつきましては、先の教育行政執行方針でも触れさせていただいているところであります。

さて、ご質問の1点目、教員の資質・能力の向上に向けた取り組みについてであります。昨年10月の中教審の答申では、教師に対するゆるぎない信頼を確立するとされ、教師の質の向上が求められていると述べられています。

「教育は人なり」という言葉がありますが、教育の成果は、直接子どもたちの指導に携わる教員の人格や指導力のいかんによるところが大きいと考えます。

教職員の資質・能力や指導力の向上に対する取り組みは、文部科学省、北海道教育委員会をはじめ、各教育研究所、教育研修センターなどでその機会と場が組織されているところであり、初任者研修にはじまり、10年研修、さらには校内研修・教科別サークル研修など様々な形で行われております。

ただ、これら研修は極めて大切ではありますが、私が思いますに、最も効果的・実践的な研修は、自分が勤務する学校において、日常の授業、日常の指導を通して行ういわゆる校内研修の充実が大切であると考えているところでもあります。

従いまして、各学校で組織的・計画的に研修が行われるよう、年度の研修計画の充実を期するよう指導するとともに、外部の人材等を招へいするなどして、研修の質を高めるよう各学校へ指導しているところでもあります。

また、学校を組織体として機能させる仕組みづくりについてであります。学校現場では、校務分掌や学年ごとにリーダーを位置付け、教職員を組織化し、学校の教育力を一層高めることに努めているところでもあります。

研修の目的は言うまでもなく、教員としての資質を磨き、時代に対応した授業能力を身につけることにありますが、さらに、私が特に大切であると考えていますことは、先生としての魅力であります。魅力とは人をひきつける力です。児童・生徒と授業を進め、校内活動で接する中で、子どもたちを引き付け、子どもたち一人一人を魅力ある人として育てていく、そんな魅力ある教師像を追求することが研修の成果として期待できるものであると思っています。

自信と力量を兼ね備えた教員であるために、また、充実した学校組織として力を発揮するために、あらゆる場面での研修を進める中で、教育委員会として支援をしていきたいと考えております。

2点目のご質問、「教育委員会は、しっかりと現場に臨み、実態や課題に関する確度の高い情報を収集し、必要に応じて国や道の関係機関に指導助言を仰ぐなり、意見を述べることなどが必要では」とのご提言と理解をいたしました。現在、この現場主義の考えに立って、「まずは学校へ出向くこ

と」を基本とし、教育委員会職員にもこのことを指導しております。

また、日常的な動きだけでなく、毎月行う定例校長会議を順番に町内の各学校で行うとともに、その際、教育委員会事務局職員と町内の校長が全員で授業を参観させていただいております。

このことは、学校の各種情報を収集するのみならず、開かれた学校、開かれた教員としての意識改革にもその効果が及んでいるものと考えております。

物事の決定に至るまでの、メカニズムとして必要不可欠なものが情報の収集さらには発信であります。課題を的確に捉え、迅速に対応するためにも情報の収集と発信を怠ることのないよう努めてまいりたいと考えております。

子どもたちをしっかり見守り、教育現場に常に目を向け、本町の子どもたちの将来に責任のもてる教育を目指し、保護者や町民の声に耳を傾けながら、信頼に応える教育行政の推進に全力を傾注する所存でございます。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） ただ今の教育長の所信全般にかかわりましては、非常に前向きな積極的な所信であるという印象を持ちました。

高橋教育長は、昨年の9月定例会において、この本議会において教育長に就任され、前任教育長の後を継がれるという形になりました。

今定例会は、教育行政執行方針をもとに、幕別町教育全般にかかわって、私が考えるに高橋教育体制の船出のときと考え、今回の質問に至っておりますことをまずご理解を頂きたいと思っております。

質問に入りますが、今、所信の中で述べられたことは理解をいたしましたので、それにかかわって直接的な表現、説明がなかった部分について質問をしていきます。

まず、教育界全体でこれから取り組まなければいけないのは、教育長申されているように、学校を組織として機能させる仕組みづくりと、教育一人一人の資質・能力の向上であることは言うまでもないと思っております。

そこで、現状の幕別町における学校の組織の中で、実際にどういう仕組みづくりで先生たちの抱え込み、そういったものが解消される組織になっているのか。これは主任制度とかいろんな問題があるでしょうけれども、それらについてわかりやすく現況の在り方を説明いただきたいと。

それと同時に、今後抱える課題を考えたときに、どういう組織体にしていくのが一番いいか、教育長の所信を伺います。

それと、道教委が今回評価制度というのを18年度から試験的に導入するという方針を打ち出しております。

このことについては、今の所信表明の中からちょっと伺えなかったものですから、中身について細かく聞こうとは思いますが、この評価制度に対する教育長の考え方をお伺いいたします。

この評価制度は3段階絶対評価ということで、教頭が評価をつける、ABC3段階評価ですね。

それと、自己評価といわれる教員自身が設定目標を用紙に記入して、その達成状況を検証していく評価。この二つに分かれると聞きますが、これらの施行が表明された中で、幕別町の学校教育界全体にかかわりましては、どのような評価があがっておられるのか。これにつきましては、教員の声もあるでしょうし、逆に言いますと校長・教頭など管理者の声もあると思っております。

さらに私たちの方にはまだいろんな細かい部分が聞こえてきておりませんが、施行を迎える前段に当たってどのような状況か、ここでできるだけわかりやすく説明を頂きたいと思っております。

それともう1点ですが、これらの評価制度にかかわって懸念されるもう1点の要素というのは、客観的な評価ができるのかできないか。そこら辺が一番問題になっていると思うのです。これらについても学校長、教頭による管理職の立場でいろんな考え方もあるでしょうし、教員から言わせればそれなりの立場があるという意見があると思っております。

中身をかいつまんで簡単に申し上げますと、客観的な評価というのは目に見える部分の評価はいい

のですけれども、例えば、いろんな問題が発生したときに家庭まで足を運んで、見えないところで生徒指導をしていく、そういったところの評価というのは実際に表には出てきておりませんから、評価しづらい部分になってきますね。それに対する心配もごさいます。

それから、教員の方から見ますと、例えば、部活や生徒指導、こういったものに時間をかけている教員がいる反面、そうでない教員がいますね。

そうしますと、報酬の話は余り持ち出したいくないのですが、同じ給料をもらっているのに活動内容が先生によってはかなり違うという、実態を踏まえた評価というのはどうなるのでしょうか。単純に考えても私たちもそう思いますが。

それですとか、民間会社に比べて競争意識を持つべきでないかという意見もあるようです。

そんな中で、こういった状況を最終的に取りまとめをする管理職、先ほど、検証の話もされましたが、やはり校長及び教頭にかかわる能力責任というのはかなり高いものになってくるだろうと。

ですから、幕別町がもしその施行をされて、その導入に向けていく場合、この管理職研修というのが、管理職の能力・資質向上というのがかなり重要な要素になってくるだろうと。ひいてはそれが特色ある学校づくりなり幕別町の特色ある学校教育全般にかかわってくる問題になるというところがありますのでお伺いをします。

それと、現教育委員会におかれましては、平成12年度より数多くの施策・事業、モデル事業も含まれますが取り組んでおられます。

何例か挙げますと、特色ある教育活動支援事業ですとか、ゆとりいきいきパートナー事業、又は、障害者関係になります。特殊教育にかかわっては、多様な教育ニーズ推進モデル事業ですとか、又は、幕別教育の日の設定ですとか、数多くのものが平成12年度より特に多く取り組まれてきているわけですが、成果の出ているもの、そうでなく、思ったように出ていないもの、あるいは、もう少し継続をして様子を見ていくもの、多々あると思います。

これらにかかわっては、教育長の申されるように現場の実態を把握し、分析して、道教育に伝えて意見を言うていくことは、もちろん私もそのとおりでと思います。

しかし、18年度からは、これらのいろいろある事業ですとか、そういった制度にかかわっては、正直申し上げてもう教育施策を編集する時期に私はきていると思います。

こういったことを含めて、今後の幕別町の教育行政にかかわって進むべき方向を明確にして、住民にきちっと説明をしていく必要があるのではないかと。なかなか教育の情報というのは十分出ていないと、私は考えます。

それらについての考えを伺うものです。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） まず、最初に、校内研修の現状についてでありますけれども、リーダーの育成ですとかという部分でありますけれども、現在、幕別町内の学校におきましては、公務分掌をまずしっかり持とうという考え方で進めております。

この公務分掌といいますのは、例えば、研修に関しては何々研修のリーダーは誰々ですよと。そういった位置付けをはっきりして、研修に当たるときにはそのリーダーがいて、さらにはそれを補佐する教員がいて、さらには学校内すべての教員がそれに参加できる体制をつくる。こういった進め方で研修に関しては行っております。

現状の中で進めております、大規模校と小規模校がありますので、大規模校の場合ではそういった公務分掌の中でリーダー的な人材もたくさん育てなければいけない。小規模校では教員の数も限られていますので、例えば、一人の教師に依存する部分が多くなるという部分もあります。

ただ、そういったときに、校長・教頭の助言あるいは指導が必ず発揮できる体制づくりをつくっていただくというようなことで、現在進めております。

私が先ほど言いましたように、校内研修がまず一番大事であろうといたしますのは、校内研修を進めることによって、その学校が組織として動き出すことができる。一つの組織として動き出せば、その

学校に通ってくる児童生徒に対しての、これは授業も含めて指導もしっかりできるという考え方が持っているからでもあります。

それから、教員の評価制度についてのご質問でありますけれども、これは18年度から施行するということでありますけれども、18年度は道立学校の管理職からというふうに聞いております。

市町村立の小中学校につきましては、平成19年度から施行だという形では聞いておりますけれども、いまだにその3段階に分けて評価するという部分は聞いておりますけれども、実際の評価内容についてはまだ示されておられません。

確かに永井議員のおっしゃるように、いろんな部分でどのように評価するのかとか、それから実施に向けてどうやって、やっていこうかという部分はこれからの課題でもあります。

まずこの評価制度が導入されるに当たって、まずこの目的というのが、この教員用の評価制度を導入することによって学校の活性化と教員の資質・能力の向上に資するものとして導入される。

それから、その成果が児童生徒に還元されることを目標として実施する。これらが述べられております。

私はいろんな事業を実施するときもそうなのですが、何の目的をもってやるのか、その目的に沿った形であるのか。

結果を申しますと児童生徒に還元されることを目標、これがまず一番大事だろうと思います。教員を評価し、その人物を評価するというだけでは決してないと思います。その教員としての資質・能力、もし足りなければそれにさらに研修を加えたり、いろんな指導をしていかなければならない場面もあると思いますけれども、成果として何を求めるのかということ、児童生徒に還元することであると。それらを意識としてはっきり持って、この制度は進められるべきだというふうに考えております。

それから、各種の支援事業の編集する時期ではないかということでもあります。

確かにいろいろな事業を進めてまいりました。その進めている間の中でも、ある程度、例えば、統廃合といいますか、事業について一定程度の成果が得られたら次の新しい事業に展開するとか、そういった形を現在進めております。

私が思いますに、教育に関する基本姿勢は変わっていないというふうに思っています、そのために国の施策あるいは道の施策によっていろんな事業が展開されてきたときに、それに対してまずどう対処していくかということ考えたときには、ある程度、幕別の町でも試行をしていって、ではこれに対してはこういう問題点がある。そういった部分については今までも道に対して意見を述べてきたのが私ども教育委員会の姿勢でありまして、永井議員のおっしゃるように確かに編集する時期にきているというふうに私も理解をしております。

私については、今まで進めてきました事業がもうそろそろ実を結んで花を開く時期だというふうに思っていますので、この事業についてさらに見当を加え、もう既に一定の成果が得られているものについては終了し、また新たな事業についての展開についても考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 最後になりますけれども、昨年の6月、道教委の方から「学校パワーアッププラン」というのが出されております。

先ほど、教育長の答弁にもかかわっていくことなのですが、せっかくですからこの折にある程度の確認をしておきたいと思っております。

このパワーアッププランの中には、今までいろいろと説明がございました教職員の資質・能力の向上に向けた具体的取り組みというのが、まず、第一のテーマになっているのは、私も理解をしているところでございますが、それ以外に3点ほど大きな項目が出されております。

その一つは、表彰や心の健康づくりなど生き生きとした職場づくり。

もう一つは、不祥事に未然防止にかかわる取り組みについて。

さらには、不祥事の未然防止に向けた緊急対策と。

いずれもこれらにかかわっては、教職員の資質・能力の向上に向けた総合的な対策であるという理解がされますが、この場にあつて、教職員の資質・能力にかかわっている以外、先ほど申した後段の3点につきまして、教育長の所信をお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 学校パワーアッププランにつきましては、平成17年度に北海道教育委員会が定めたものであるというふうに理解をしております。

これらにつきましては、具体的方策を示して、大体3年度以内ぐらいにこれらの問題を解決しようということであるというふうにも理解をしております。

議員がおっしゃったように、生き生きとした職場づくり、それから不祥事に対する指導あるいは緊急対策、こういった面についても常日ごろから校長会議あるいは教職員を対象とした研修の場面において、私の方からも常日ごろから述べさせてもらっております。

まず生き生きとした職場づくりに関しましては、これはやはり学校の雰囲気づくり、学校体制そのもの。これは前段の部分と重なってくる部分もありますけれども、その組織としての体制がしっかりできれば、その組織は学校としては生き生きとしたものになるという基本的な考え方を持っていますので、まず、学校内の管理職、教職員含めて一体として仕事が進められるような体制づくりについて、教育委員会とそれから校長・教頭を含めた教職員とも話し合いを進めているところでもあります。

それから不祥事に対することでもありますけれども、これらは当然未然に防がなければいけないので、常日ごろから、管理体制、チェック体制、これらの指導徹底に努めているところでもあります。

なお、これらについては北海道教育委員会が進めているプランでありますから、十勝の教育局とも一緒になって進めていこうというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○16番（堀川貴庸） 通告のとおり質問をいたします。

新町まちづくりに向けて。

平成12年に施行されました地方分権一括法のもと、本町は忠類村との合併を果たし、これから始まるであろう本格的な地方分権時代に対応したまちづくりが求められているものと考えます。

これからの地方自治体には、今まで以上に自立性を高めた上で自己決定と自己責任という二つのキーワードを軸とした政策判断によるまちづくりを目指すべきと考えます。

それは言うまでもなく、その前提条件に、もちろん権限及び財源、そして人材の確保とそれぞれの機能を充実させていくことが挙げられます。

そこで、忠類村との合併により約2万7,500人規模の自治体になりましたが、自主的税財源の確保や人材の育成・確保の観点から必要とされる本町の生産年齢人口とはどの程度のものなのか。

今後のまちづくりにおける人口の数値目標に対する考え方につきまして、町長の見解を伺うものであります。

続いて、道内分権についてであります。

道は昨年3月、道が持つ権限4,130条項のうち2,054条項を市町村への移譲対象とする方針を決定いたしました。道は道州制実現をにらんだ道内分権推進によって、迅速な事務対応及び地域特色を生かした政策の可能性を高め、住民の利便性も向上するだろうと期待をしているようです。

その第1弾として、一つ目に、パスポートの発給業務、二つ目には、騒音規制法に基づく規制地域の指定、3番目、屋外広告物法に基づく除去の代執行など。主に三つ挙げましたが、それらを含めまして360項目の事務・権限を移譲する内容の条例改正案を今道議会に提案したところであります。

このたび十勝管内芽室町がパスポートの発給業務の移譲を受けようとしており、これは住民にとっては、町役場の事務環境の充実は望ましくもあり、市町村にとっては、負担の増加が見込まれるもの

であります。

道からの移譲要望に対して本町はどのようなスタンスで議論に取り組んだのか。

また、移譲を希望する事務・権限の有無も含めて町長の考え方を伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

新町まちづくりに向けてということで、必要とされる本町の生産年齢人口と今後のまちづくりにおける人口の数値目標に対する考え方についてであります。

本年2月5日現在の忠類地域を含めた住民基本台帳の本町の人口は、2万7,489人でありましたが、昨年実施されました国勢調査の速報においては、2万6,869人であり、平成12年国勢調査との比較では、人数では789人、率では3.0%の増となっております。道内でも数少ない、人口増加を続けている自治体となっているところであります。

また、15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口につきましては、本町においては、これまでも人口増加に伴い、拡大を続けてまいりましたが、総人口に占める割合という視点では、平成12年国勢調査では64.8%となっております。ピークでありましたその5年前、平成7年の調査と比較いたしますと、1.4ポイント低下している状況にあります。

ただ、昨年の国勢調査の生産年齢人口については、まだ集計されておりませんが、新町まちづくり計画においては、平成12年の調査と比較いたしまして、1.8ポイントの減63%と見込んでおり、さらに平成27年には、58.6%に減少するものと推計いたしているところであります。

ご存知のように、国の総人口は2005年をピークに減少に転じたとも言われており、2050年にはおよそ1億人、2100年にはおよそ6,400万人まで減少すると見込まれているところであります。

今後、総人口の減少に伴い、生産年齢人口も一貫して減少していくことが見込まれており、社会を担う中核である生産年齢人口の減少は、社会の活力の維持や労働力の確保という点では大きな問題となり、経済の発展性にも大きく影響を及ぼすものと言われております。

このようなことから、本町においては、生産年齢人口をより増加させることは、税収や人材の確保という観点からも大変重要なことであろうというふうに認識はいたしておりますが、わが町で必要とする生産年齢人口を数字で申し上げることは大変難しいものと考えておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

次に、今後のまちづくりにおける人口の数値目標に対する考え方についてであります。まちづくりの基本方針となります総合計画や都市計画マスタープラン、介護保険事業計画、上水道、下水道などの事業計画を策定する上で、5年、10年、20年後の中・長期の目標となる人口を推計することとなっており、この数値をもとに各種施策が展開されますことから、大変重要なものであると認識をいたしております。

従いまして、将来人口の推計に当たりましては、住みよいまちづくりに向けた各種施策の展開により効果を見込みながら、適正な推計値を導くことが適切であろうと考えておりますので、今後も、十分に意を用いてまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、道内分権についてであります。ご質問の要旨にもありますように、道は平成17年3月に北海道知事の権限に属する事務のうち2,054項目の事務・権限について、地方自治法第252条の17の2の規定により市町村に移譲する旨の協議がありました。

道から示された2,054項目の事務・権限につきましては、4分野に分類され、一つは、特段の条件がなく要望のある市町村が対象となるもので548項目、二つ目は、受入れ体制等条件整備が必要となるもので934項目、三つ目は、国の法制度の改正等が必要となるもので484項目、四つ目は、既にすべての市町村に移譲済みのもので88項目と分類されるものであります。

この中で道が当面の移譲対象と考えておりますのは、1,482項目が示されておりますが、これもさらに五つの分野に分類されておまして、一つ目は、特段の条件がなく要望のある市町村が対象となるものが548項目、二つ目は、受入れ体制等の条件整備が整った市町村が対象となるもので323項目、

三つ目は、特例市・中核市及び指定都市が対象となるもので 205 項目、四つ目は、中核都市そして指定都市が対象となるもので 381 項目、五つ目は、指定都市のみが対象となるもので 14 項目と分類されるものであります。

このことから、現状で本町が移譲を受けられるものは、548 項目以内ということになるものと考えているところであります。

本町といたしましては 548 項目すべてを検討し、そのうち住民サービスの向上につながるものは積極的に移譲を受ける方向で調整した結果、平成 17 年 4 月から、農地法に基づく 3 項目の事務、農業振興地域の整備に関する法律に基づく 1 項目の事務及び屋外広告物法に基づく 4 項目の事務について移譲を受けたところであります。

また、平成 18 年 4 月に向けましては、工場立地法及び工場立地の調査等に関する法律に基づく 10 項目の事務と家畜取引法に基づく 3 項目の事務の移譲を受ける考えで道と協議を進めているところであります。

ご質問にありました、パスポートの発給業務につきましては、発給窓口が当初原則 1 町村 1 カ所と制限されたこと、さらには発行機の費用が市町村負担することというようなことがありますことから、私どもの町としては移譲を見送ったという経緯があります。

なお、騒音規制法に基づく規制地域の指定につきましては、これは指定都市及び中核市に限定されておりますことから、本町には該当しなかったものであります。

本町といたしましては、今後も移譲が可能な事務・権限については、住民サービスの向上を基本としながら対応をしてみたいというふうに考えております。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○16 番（堀川貴庸） 今回は 2 点ほど質問をさせていただきました。

新町まちづくりで、この人口政策については、昨年 12 月議会においても少子化に対する再質問で、人口政策というワンフレーズとして取り上げたつもりでしたけれども、今こうした忠類村との合併を果たしましたので、再び取り上げさせていただきました。

答弁にあったように、少子高齢化の進展に伴って、やはり推計も難しく、町政運営も難しいものが求められているというものは、私もわかっているつもりです。

そこで、わが町でも、触れられていたとおり第 4 期の幕別町総合計画というものに基づいて、種々の施策についても町政進められていると思いますけれども、その中で人口と世帯という主要指標の表現、これは 2010 年での想定値という形で表記がなされています。

忙しい業務の中で策定をされた総合計画だとは思いますが、その想定値という比較的ぼんやりとした人口数値の表記の方法には、まちづくりや人づくりの考え方に対して、正直不満を感じてまいります。

そのような思いだったのですけれども、過日、十勝支庁で市町村合併推進に関する説明会というものが開かれまして、私も参加をいたしました。この説明会の中で市町村合併に関する道の考え方についての説明があったのですけれども、人口規模への考え方については、これはあくまでいわゆる合併新法に基づいてのお話だったのですけれども、基本的な道の考え方としては、住民が適切な行政サービスの提供を受けることができる規模として、おおむね 3 万人程度というふうな数値が記されておりました。

だとするならば、せっかく合併を果たした本町が、今後まだまだ続くかもしれない国や道の合併構想に、再びこの要件に当てはまるまで合併の渦に巻き込まれやしないかと少し心配もしてまいります。

住民もこれを見たら不安になるかもしれないのですよね。

そこで、先日、総務文教常任委員会の所管事務の調査の中で、担当部局から新たな総合計画の策定を考えている旨の説明もありました。

行政の側としては合併後間もない時期で非常に業務多忙な時期とは思いますが、やはりここ

はっきりとした人口数値目標を掲げて、そしてそういう掲げた総合計画にもしていただきたいし、新たな合併問題もやはり跳ね除けるようなある程度強気な総合計画にしていきたいなというふうにも思います。

先に触れましたとおり、やはりこれからの自治体運営というのは、自己決定と自己責任による政策判断に基づいてまちづくりをしていくことが絶対必要条件になるだろうと。

この行政執行方針の中でもその二つのキーワードに触れていました。

変な言い方かも知れませんが、新幕別町が他の自治体から人口を奪ってきてでも生き残りをかけていかななくてはいけない、そんな時代が来るかもしれない時代になっていますので、やはり自治体の基礎は人口であるということも改めて申し上げて、これからの住みよいまちづくりに向けて、今一度町長のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、道内分権については、今回のポイントとなりますのは、やはり道の厳しい財政事情と、それから道州制の問題だろうというふうに考えています。

道の財政については再建ストレスという状況ということは把握もしているつもりです。道州制につきましても、国はこの北海道特区として先行実施したいような意向もここ数日の新聞報道などを見るいろいろな意見が交わされていることも承知しています。

それぞれのポイントについてここでどうこう言うつもりはありませんけれども、今後、意見や要望についてどのような方法で上程すべきなのかというふうなことについては、お互いに情報収集しながらやっていければいいのかなというふうに思っています。

先ほどの町長の答弁の趣旨は理解できるところです。

今、本町も最大の行財政改革として市町村合併を果たしたのに、本町としては548項目というような数字が出ていましたけれども、それにしてもやはり数が多いこの事務権限の移譲について、今後とも要望を募るような素振りです。

これは、言い方はソフトなのでしょうけれども、半ば押し付けのような形に我々から見れば受け取れます。

町長の答弁にもあったように、担当部局でも議論をされているようですので、住民本位の行政サービスになお一層の議論をしていただきたいというふうに期待をしております。

そんな中、芽室町がパスポートの発給業務、手を挙げたのですが、これはほんの一例だと思います。

しかしながら、人や物や金の担保がなければ引き受けられないような業務であったとしても、それはまた住民サービスであって、住民サービスとそのような担保の、担保は天秤にはやはりかけられないというふうに思います。

道は今後とも毎年要望を募って移譲を進めようとしておりますけれども、今後とも本町はどのように議論を進めて、そして道と町政を図っていくのか、所見をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の総合計画にかかわっての人口推計でありますけれども、ご案内のように、合併によりまして新たな総合計画の策定を18年度に着手をしたいというふうに思っております。

そうした中で、今お話ありましたように、人口推計、その人口がこれからのいろんな計画のものになりますから、十分その手法を選びながら、より近い推計となるように努力をしていきたいというふうに思っております。

これもいろんな人口推計の方法があるというふうにも聞いております。私どもだけでやれるのか、あるいは専門的なコンサルなんかの力を借りなければならないのか、いろんなことはあるかと思っておりますけれども、それらを踏まえて、これからの総合計画の策定に当たって、十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、いわゆる権限移譲については、何でも受ければいいのかということには私はならないだろうと。あくまでもやはり住民サービスの向上につながるものを、まずは権限移譲として受け入れてい

く。ある意味ではそのために町の負担が若干出ることも、これは住民サービスにつながるものであれば致し方ないのかなという感じもいたしますけれども、できることならこれは道の権限を移譲するわけですから、道の財源も一緒につけてもらうことが何より有り難いものだなというふうにも思っております。

お話ありましたパスポートの関係も1機60万円ぐらいするということでしょうか、機械を入れるのに。

はじめは1カ所だということだったものですから、例えば、幕別町役場に発給機を持って、いわゆる1カ所だけやっても、札内の人あるいは忠類地区の人は幕別来なくても帯広の駅に行けばできるのであれば、あえてうちが手を挙げなくてもいいのかなということだったのですが、最近はいわゆるお金を出せば幕別も札内も忠類にでも付けば付けられないことないのでないかというような話もあるので、そういったことも含めて、何でも手を挙げてやればよいということではなくて、やはりいわゆる財源の問題あるいは住民サービスの問題、いろんな角度から考えて権限移譲についても見だし協議して受けていかなければならないのだろうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

この際、14時5分まで休憩いたします。

13:50 休憩

14:04 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○9番（中橋友子） 通告に従いまして、3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、合併による国の財政優遇措置確保に総力を挙げることを求めて質問いたします。

平成18年度の国の地方財政計画は、前年比マイナス0.7%となり、5年連続の減額となっています。

平成18年度は、わが町のとりましては、合併後初めての本格予算となりますが、合併の効果についてはこれまでも国が財政措置として合併特例債、合併補助金、特別交付税などの優遇財政支援を生かすことと、併せまして、効率化による経費削減で平成33年までに総額114億円と示されてきました。

しかし、国はここに至って、特例債の事業分と補助金について適用範囲を見直す考えを示したと伝えられています。

幕別町では、既に地域イントラネット事業に着手し、合併特例債についても大半を独自事業の振替に当てると計画していました。

これらがもし適用外となれば、予定していた効果にも影響を生じ、今後の事業にもまた影響を来しかねません。

新たな住民負担も心配されるところであり、新町としてスタートした以上は、均衡あるより安心して住むことのできるまちづくりが求められます。

町長は、行政執行方針の中で、基本姿勢の四つの念頭に置くべき項目を挙げられ、その中に特に均衡ある発展の確保が述べられておりました。

それらを保障するとしても財源確保はやはり要となります。

見通しと手立てについてお伺いいたします。

一つは、今回の見直しにかかわる内容について。

また、二つ目は、その影響について。

そして三つ目は、合併歳入効果として40億円を挙げていましたが、その見通しについて。

また、確保するための国に対する手立てについて、お伺いいたします。

2点目は、品目横断的経営安定対策など農業対策についてであります。

政府が昨年10月に打ち出しました経営所得安定対策大綱に基づき、これまで全農家を対象にした品目ごとの価格・経営安定化対策を全廃し、2007年から諸外国との生産条件格差是正と収入変動による影響緩和を組み合わせた、品目横断的経営安定対策が実施されることになりました。

今後の農業にとって多大な影響を与えることは、昨年12月の定例議会でも同僚議員が取り上げられましたが、制度の対象となる条件を満たしていない小規模農家や畜産の兼業している農家などは、大変な困難にたたされることが想定されます。

将来において対象となる農家は全国の数字では全国1割以下、また、農地も、これも全国ですが6割とされ、国民の食糧の問題にも直結すると考えます。

また、担い手政策をどこでもとってきておりますが、これらにも逆行する政策でないかと思えます。

幕別町ではこれまでこの問題で関係機関と一緒に説明会や認定農家を増やす手立てなどに取り組みられてきましたが、計画実施内容の詳細も出され、また期限も迫ってきているだけに早急な対応が求められます。

今後も希望する人が全員農業を営むことができるよう現状と対策についてお伺いいたします。

また、畜産農家における乳量の出荷調整が13年ぶりに昨年12月から急きょ開始されましたことは、生産者にとって大変な痛手となり、経営に対する影響が特に心配されています。

出荷量の増加と供給の減少が要因と言われておりますが、加工の多くは輸入で賄っている現状をよそに、3年間も生産調整されることは、生産者にとっても、もちろん消費者にとっても願いに反することです。

これらについても現状と対策についてお伺いするものです。

項目は、一つは、現在の農業者認定数。

また、基準所得の水準について。

さらには、品目横断的経営安定対策の対象外となる農家に対する対策について。

最後には、乳量制限施策による影響と対策について、お伺いいたします。

3番目、公営住宅の整備についてであります。

幕別町では、住宅マスタープランに基づきまして公営住宅の整備も進められてきています。

しかし、札内方面では、古くは、先住地域は昭和43年建設から始まり、あかしや団地など耐用年数2分の1に近づくもの、あるいは越える住宅がどんどん増えてきています。

老朽化が進み修繕にも多額の費用を要すると考えられることから、これらの住宅の整備について、中長期の計画の中で適切に対応すべきであると思ひ、考え方を伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、合併による国の財政優遇措置確保についてであります。

2月6日に忠類村との合併を無事終えることができました。行政執行方針の中でも申し上げましたように、忠類地域の皆さんとともに手を携え、住みよい豊かな郷土を築くことが私たちに課せられた使命であり、先ほども申し上げましたとおり、合併がゴールでなくスタートであるとの認識は変わるものではありません。

ご質問の要旨にありますように、合併の効果は、行政組織のスリム化だけではなく国からの優遇された財政支援にあることは言うまでもありません。

ご質問の1点目の「国の見直しについて」であります。国においては合併補助金の対象期間の延長といった見直しが行われたことはご承知のとおりであります。これは、「平成17年3月末までに合併申請をし、平成18年3月末までに合併する市町村」、まさに私どもの町が対象になるわけですけれども、いわゆる経過措置団体に係る合併補助金の取扱いにつきましては、平成18年度予算の編成時まで先送りされていたところでありましたが、昨年末の総務・財務両省の協議により、「対象期間を10年に延長し、経過措置団体も対象とする。」ということで決着をみたところであります。

これによりまして、当初は合併後3年間で2億1,000万円の補助金枠が、合併後10年間に変更にな

ったものでありますが、事業採択の期間が伸びたことは、補助金充当の範囲が広がったとも考えられ、従来、無理をしても3年間で対象事業を起さなければならなかった点から考えますと、むしろ改善されたというふうなことも考えられるかなと思っております。

また、合併特例債につきましては、当初から合併関連事業や合併によって生じる事業に充当するとの採択基準に変更はなく、合併したからといって全ての事業に充当されるものではありません。

ご質問の2点目の「見直しの影響」についてであります。合併特例債や合併補助金の申請は平成18年度が初めてになりますので、現段階では影響がないものというふうに考えておりますし、先ほど申し上げましたように、合併補助金に関しましては、計画的な補助金の充当が図れるものと考えているところであります。

ご質問の3点目の「合併歳入効果40億円の見直し」についてであります。合併協議会等でお示した合併による効果は、平成17年度から平成33年度までのものであります。その後において、先ほど申し上げましたように大きな制度変更がありませんので、現段階では見直しについても変わらないものというふうに思っております。

ご質問の4点目の「国に対して財政確保の手立てを」についてであります。国からの財政支援につきましては、先ほど来申しておりますように、一つは合併補助金、一つは地方交付税、一つは合併特例債の三つがあるわけですが、このうち、合併補助金の取扱いについては、前段申し上げたとおりであります。

二つ目の地方交付税については総務省令、三つ目の合併特例債については法律において、それぞれ規定されておりますことから、今後当然として措置されるものというふうに考えているところであります。

なお、合併補助金の決定に際しましては、合併特例法経過措置団体北海道連絡協議会というのが設立されまして、当協議会といたしまして、昨年11月14日に道内選出の国会議員や財務省、総務省などに財政支援について要請活動をいたしております。私も当時、忠類村長でありました遠藤村長と一緒に、昨年11月30日に上京の際、十勝管内選出国会議員、あるいは関係機関に対し「合併補助金の確保」について要請活動を行ったところでもあります。

いずれにいたしましても、新幕別町のまちづくりは歩みを始めたばかりであり、財政運営に当たりますには国に頼るという視点よりむしろ「当然として措置される財政支援については、しっかりと求めていく」あるいは「有利な制度については積極的に活用していく」といった姿勢で臨んでまいりたいというふうに思っております。

次に、「品目横断的経営安定対策」など農業対策についてであります。

国は、平成12年3月の基本計画策定以後、めまぐるしく変化した農業情勢を踏まえ、今後10年程度を見通した農政全般にわたる改革を実施すべく、平成17年10月に「経営所得安定対策等大綱」を策定し、食糧の安定供給の確保や農業の持続的な発展を目指した施策に取り組み始めたところであります。

町といたしましては、この国の方針を受けまして、ご質問の要旨にもありますように、品目横断的経営安定対策説明会の開催や認定農業者制度の周知、認定業務の迅速化を図り、さらには町の基本構想の策定作業など逐一進めているところであります。

ご質問の1点目「現在の認定農業者数」であります。幕別地域と忠類地域を合計した農業者数は、平成17年の農林業センサスによりますと、幕別地域が561戸、忠類地域98戸で合計659戸となっており、そのうち認定農業者数は、本年2月末で幕別地域430戸、認定率では76.6%、忠類地域では57戸で認定率58.2%、町全体では487戸、認定率73.9%となっております。

なお、現段階で170戸ほどの農家が認定を受けていない状況にありますけれども、認定申請をすることによりほとんどの農家が認定される可能性があるものというふうに押さえております。

次に2点目の「基準所得水準」であります。現在策定作業中であります町の「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」におきましては、年間農業所得の目標金額「700万円程度」を「400万円程

度」とする方向で見直しを予定しているところであります。

次に3点目の「品目横断的経営安定対策の対象外になる農家対策」についてであります。現段階におきましては、国の大綱の詳細が未だ不透明な部分があり、最終的に何戸の農家が対象外になるかは把握できていない状況にあります。

しかしながら、対象外の農家が発生することも推測されますことから、農業委員会や農業振興公社さらには各農協と連携を図りながら、まずは、認定農業者になるための申請を行っていただけるよう指導・助言をさせていただいている段階であります。

次に4点目の「乳量制限政策による影響と対策」についてであります。

先ごろ、新聞などで北海道内での生乳生産が過剰になっていることから、十勝全体で約5,200トンの減産が余儀なくされたとの報道がなされているところであります。

町内各農協に内容を確認いたしましたところ、削減数量5,200トンのうち幕別町全体では約400トンの減産になり、生乳価格が1キロ72円平均で試算しますと、およそ2,880万円ほど減になるのだろうというふうな推測がなされております。

さらに、その生乳を廃棄する費用や低能力牛の淘汰など実施すると相当な影響があるものと考えられ、私も大変懸念をしているところでもあります。

今後の対応としましては、町といたしましては、会議や会合での牛乳の利用など、いわゆる消費拡大に向けた側面的な支援が必要であるものと考えておりますし、また、ホクレンや農協など農業関係団体と十分協議をし、町として最大限努力をしまいたいというふうに考えております。

次に公営住宅の整備についてであります。

公営住宅の老朽化に伴う整備につきましては長期計画をもって対応をとのご質問であります。ご承知のとおり、老朽化に伴う計画的な公営住宅の整備につきましては、平成11年度に策定いたしました「幕別町公共賃貸住宅再生マスタープラン」に基づき、老朽となる住宅の再生、住民ニーズに対応した公的住宅の建設及び既存団地の建て替えを実施いたしてきたところであります。

また、忠類地域では平成9年度に策定いたしました「忠類村公共賃貸住宅再生マスタープラン」に基づき、平成14年度まで建て替えを実施いたしてきたところでありますが、計画策定から相当年数も経過し、その間、社会状況や町村を取り巻く環境が大きく変化したことにより、計画どおり推進することは非常に難しい状況となってきているところであります。

今後は、それぞれの地域の状況調査・現状把握等を行い、新町における「再生マスタープラン」に替わる新たな「公営住宅ストック総合活用計画」を策定する予定であり、その中で、計画見直しを含めた老朽化が進む公営住宅の長期的計画を策定し、整備を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） それでは、まず1点目から再質問をさせていただきます。

全項目にわたりましたのご答弁を頂き、さらに今の時点での影響というのは生じていないということですので、これが確保されていく、そのまま進んでいくことを望むところなのですが、私が懸念した中身の一つには、この40億円の中で、幕別町では合併特例債などの発行に当たっては、新たに借金を増やすという考えは極力負担にならないように考えていくという立場から、これまで予定している事業を振り替えていくと。その総額は28億円ほど考えているということが確か示されてきたと思います。

これは今までですと別な予算を充てて、そして事業をやるべきところが、合併特例債の9割まで充当されて、そのうちの75%でしたか、そういう有利な条件を生かすのだということであったと思うのですが、ここがその事業は今までうちが計画しているものであります。確か当初合併特例債を活用にするに当たっての内容については条件があったというふうに認識しております。

それで、その適用範囲が狭められるということは、こちらで用意している計画の事業が、その特例

債にちょっと当てはまらないぞというようなことが生じかねないのではないかというふうに思ったわけです。

そういう心配がないのかということと、そこがきちっと確保されていくことが大事だと思うのですが、どうでしょうかというふうに再度お尋ねしたいと思います。

また、先の補正予算のときにも感じたことなのですが、地域イントラネットサービスなどを開始しておりますね。それで、そのときにも2億円の事業が減額されてきて、ここでも国の補助金が1億円充当されないのだというようなことでありました。

これも私たち住民サイドから見ると、地域サービス事業、この電算システムの更新についてはそもそも合併に当たっての国の財政措置の中で、わざわざそういうことはきちっと保障しますよということをやって始められた事業ですよ。

合併前に要する電算システム統一等の経費については、特別交付税措置をするというようなことがしっかりとやられているものですから、当然減額になるということがあるというふうには思っていなかったのです。

ところが、現実にはそういうことが生じだしているということになると、これも影響を生じてくることなのかなということをお心配したのです。

その点についてもどうなのでしょう、大丈夫なのでしょう。

次に、2点目の品目横断のところではありますが、全体で認定が76.6%ということで、170戸が残っているということですね。

この対象になる、町長も言われましたけれども、絶対条件がここをまずクリアするというので、この170戸は見通しがあるということなのですから、さりとてここをまずクリアすることと同時に、クリアした上で今回の品目横断経営安定対策の諸条件に乗る。この認定が第一ですが、その次にもうさらにたくさん、10町歩ですとか、所得基準だとか、条件ありますよね。

そうなってくると、この3番目にあるようなことがやっぱり心配されるのですよね。

特に幕別町でもだんだん大規模化は進んできているのですけれども、もともと水田地帯であった地域であるとか、野菜はここにはもともと入ってこないのですが、小規模の農家も現存しておりますよね。

もちろん忠類地域は畜産の方が多いと思うので、その辺の状況はわからないのですけれども、そうした場合に、何とか乗せたいというだけではない現実にはぶつかるのではないかというふうに思いまして、この辺は具体的な指導といいますか、支援といいますか、そういうものが生じてくるのではないかなというふうに思うのです。

農家も随分、12月のときの農家戸数は幕別だけでも630という中でしたが、今回はもう既に561ということですから、これはいろんな統計上の問題あると思うのですが、こういうことがなくてもどんどん減っていつている状況があるのですよね。

ですから、それをやはりきちっと支える、下支えになるためにはやはり町としての独自の手立ても必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと、乳量制限についても本当に深刻なものがあるのではないかと推測するのですよね。

突然だったというのは、私たち消費者から見て突然、農業者にとっては関係機関とのかかわりがありますので、いろんな情報もあったのかもしれませんが、突然の中で農業関係者の方にもお伺いすると、本当に生き物なだけに、工場で作るわけではないから調整なんていうことが簡単にできないのだということも含めて、困難な声がたくさん寄せられました。

それで、一番は、私はこういった品目横断もそれから乳量制限も、背景には国の全体の農業政策に基づく自給率の問題ですとか、日本でどのぐらい生産できるのか、本来は需要と供給の関係をみればもっともっと生産可能なものではないかというふうに思うのですよね。

例えば、牛乳についても余っている、余っているというから本当に国内の消費を見て余っているかというふうに思いましたら、国内総生産は毎年大体年間1,200万トン、これは総供給量として1,200

万トンだそうです、そのうち400万トンが輸入されている。

ですから、実際は800万トン、裏返せば自給率というふうに考えれば、今回のような生産調整は、本来はしなくても、もっともつとやれるというような中身なわけですよ。

しかし、国の政策ですから、そういうふうに出されてしまったら、それを受けて各生産者は従って経営をしなければならないという、本当にいたたまれない状況なのだと思うのです。

一番は、ですから、こういうことをきちっと地方からも国に対して自給率向上のために政策を打ってほしいということを挙げていくことだと思うのですが、しかし、進んでいる以上は、具体的には困難な農家に対する支援がどんな形でできていくかということだと思います。

いろんな形で指導を関係機関とされていくことではありますが、実際には対策として行われることを様々な情報をキャッチする中で示されたことは、これは一つには搾乳の期間を短くして、搾る量を減らすということで、こんなこともできるのかなと思うのですが、するということと、あと、低能力牛の、廃牛ですよ、整理をしてしまうのだというようなことと、あとは哺育のために使っているとか、こういうことが挙げられているのですけれども、こういった搾乳の1頭の期間を縮めることとか、あるいは実際に牛を廃牛にするということに対する経済的な措置はかなり大きいと思うのですが、この辺で何とか町としても手立てをとる方向がつかられればいいなというふうにも思うわけですが、そんな問題も含めてどのようにお考えになるのか、お伺いしたいと思います。

公営住宅につきましては、計画をさらに新しくもって推進されるということでもありますから、それを期待していきたいと思います。

特に集合住宅などについては、かなり修理されてきているのだと思うのですよね。年数が経ってきているだけに。アカシヤの4階のような住宅は。

小さな住宅もちろん維持管理もかかるし建築費もかかるのですが、ああいう大きい住宅の建て替えとかというふうになると、今の財政事情の中でかなりの困難が生じてくるのではないかなと思うのです。

ただ、老朽化はどんどん進んでいって、一番多いところでは24戸ですか、1棟で。そのぐらいの住宅が建っていてどんどん古くなっていっているわけですから、そういうところで当然入居者からはいろいろ老朽化に伴う問題が語られるようになってきています。

それに一つひとつ応えて修理をしていくというのは本当に大変なことだと思うのですよね。

特に設備の面なんかでは、かなり水まわりですとか結露ですとか、いろんなことが出てきていますから。

そういうところにこそ、やはり細かく、長期の計画を持ちながらも一つひとつの住宅に対応する細かい整備計画というのをも併せ持ってやっていく必要があるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず1点目の合併にかかわる財源の関係でありますけれども、お話ありましたように、合併特例債が対象になる事業、これはある程度限られているわけですから、町がやる事業すべてに合併債が対象になるということではもちろんないわけでありまして、先ほどお話ありましたイントラネット整備事業ですか、おかげさまで今、先般議決を頂きましたさかえ保育所の建て替え事業についても合併債を適用していただけるというようなことでありました。

お話ありましたように、合併債があるから事業をやるのではなくて、やる事業に少しでも有利な合併債を対象にしてもらおう。起債事業に選択してもらおうというようなことでこれからも進めていかなければならないのだろうというふうに思っております。

地域イントラネット事業の補助金は、これは合併補助金とは全く関係のない補助金でありますから、逆を言えば合併があるからいち早く私どもの町に、イントラネット整備にかかる補助金を付けていただいたと。

ただ、その裏負担は合併推進債、そして今度は合併特例債を付けていただくということで、そのまま計画通りいくのだろうというふうに思っております。

それから、合併特例債、お話ありましたように95%の充当で70%の交付税措置ですから、できる限り多くの事業がこれの対象になれば一番いいのですけれども、先ほど言いましたように、限られた事業でありますし、特にこの合併特例債で大きいのは、事業の充当でなくて将来に向けた基金の積み立てのために11億余りの合併特例債の発行があります。

これが当初1年でしたが3年になるというようなことですから、例えば4億、4億、3億ですか、そういったことで借入れをして将来に向けての基金に積み立てていくと。そういったものは恐らく順調に当初の計画通り実行されていくのだろうというふうに思っております。

それから、品目横断の対象外、これは先ほどもまだまだ不透明だと言いましたけれども、20戸か30戸かわかりませんが、そういった戸数はきっと出るのだろうというふうにも思いますけれども、ただ、これらについても農業者の皆さんが本当に認定農業として、あるいは対象の農家になりたい。そういうことをいろいろな面で相談を受けることによって解消できる部分も多分にあるのではないかと。

言っているのは、もう後継者もないから、あえて認定農業のあれをしなくてもいい。あるいは品目で該当しない野菜なんかをつくっているところについては、あえて申請をしないと。

そうなってくると個人の問題ですから、なかなか町の行政指導、あるいは当然のことながら農協が間にも入って指導があるわけでしょうけども、そういったことも踏まえて、私どもとしては行政がやる役割、行政の担う役割を果たしていく。当然のことながら、農協なんかとの連携も密にしていかなければならないのだろうというふうに思っております。

それから、生乳の関係でありますけども、私も本当に残念なことだと思います。

ただ、いろいろお話ありました3割ぐらいが輸入に頼っているというようなことでありますし、我々がやることは、先ほど言いましたように消費の拡大ぐらいだというふうに思っているのですが、先ほど申し上げましたように、関係機関や団体がどんなような今度は施策を打っていくのか。それに行政がどう対応していくのかといったことは、まさにこれからいろいろ相談していかなければならないのだろうというふうに思っておりますけれども、消費拡大もなかなか、言葉ではいいのですが、厳しいものがあるのだろうと思っております。

この間も冗談で今飲んでる人がもう倍飲めば追いつくのではないかと。私も朝飲んでいますが夜は違うもの飲んでますからちょっと対象にならないのではないかとされたのですけれども。

そんなことで、我々としても行政の役割として十分協議をさせていただく。関係機関との協議の中で対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、公営住宅は今言われたように、まさにそうした建て替えがだんだん今の財政の中では厳しくなってきましたから、リフォームを含めながら1棟1棟の今後の在り方、長期的な計画を立てていくということになっていくのだろうというふうに思っております。

ご案内のように、今、道営住宅がシルバーハウジングをやっておりますから、これらが終わった後にはまずは道営住宅の4階建ての改築なんかをお願いしていくようなことになっていくのだろうと思っておりますけれども、何せお互い厳しい財政状況の中にあることだけは間違いのないわけでありまして、それらも含めた中で中長期の計画を立てていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 合併の方はわかりました。

2点目の農業対策の中で、町長は関係機関とこれからでき得る限りのことを、行政として対応できることを協議しながら検討されていくというお答えだったと思うのですが、言われるように、消費拡大には本当に限界があるというふうに思います。全体にその清涼飲料水も含めまして、今停滞している。全体的に下がっている。

それから、いろいろ北海道は特に雪印乳業などの過去の様々な事件の影響などもあって下がっているというようなことをみれば、本当に難しいことだと思うのですよね。

それと、3年間というのが、また3年経ったら元に戻すということが可能になるのかということな

んかも本当に心配される場所なのですよ。

そうすると、でも3年間と言っている以上は、そこで持ちこたえてもらわなければならない。全体の自給率からいったらまだまだ頑張っていたかなければならないわけですから、そうするとその手立てについては特段やはり力を入れていただきたいと思うのですよね。

具体的には先ほど言ったような老廃牛の問題、あるいは搾乳期間を短くする、そういったところの具体的な影響に対する手立てなんかも是非関係機関と協議をしていただいて、でき得る手立てをとっていただきたいと思いますが、この点ではどうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今言った消費拡大をはじめとして、行政がやらなければならない担う役割もありますし、生産者の方からみると一番先にやっぱり所得といいますか、補てんといいますか、マイナスの補てん、これになってきますとなかなか、今度は逆に行政だけでそれを補てんしていくというのもまた難しい問題だろうというふうに思っております。

それで、先ほども申し上げましたように、ホクレンもそうですし中央会もそうですけれども、そういった系統機関、そして地元、十勝の各農協、そして行政、これらがいろいろな立場で協議をし合った中でよりよい方向を見つけていくということしか、今の段階ではなかなか言えないのかなというふうに思っておりますし、もちろん先ほど言いましたように自給率といいますか、外国から入ってきている部分もあるわけですが、これらは特に国に向けて我々が言うことであって、あるいは関係団体がそういうような要請はきつとなさっているのだろうというふうに思いますが、いずれにしても繰り返しになりますけれども、今の段階ではもう少し状況を見た中で、我々も対応をしていかなければならないものというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

次に、伊東昭雄議員の発言を許します。

伊東昭雄議員。

○12番（伊東昭雄） 通告に基づきまして、観光開発振興について質問をいたします。

地域の活性化は、基幹産業である農業をはじめ商工業の振興充実を基軸として進められなければならないが、一方で観光客の拡大を含め、内外の交流と継続によって推進されるべきであると考えます。

多くの人々をわが町に呼び込むためには、幕別町の特性や文化財など眠っている資源を有効に活用するとともにコミュニケーション活動の推進が重要であると思うのです。

さらには、工業団地をはじめ幕別駅や札内駅周辺の活性化を図り、美しい街づくりを今まで以上に推進する必要があると考えます。

併せて西幕別の日高山脈を眺望する丘陵地や南幕別から忠類方面の一大農村自然景観の保全と観光化の推進が考えられます。

パークゴルフは今や国民的スポーツとして、全道、全国又は世界にも普及しましたが、幕別町の観光知名度は今ひとつというのが実態でないでしょうか。

観光に対する人々のニーズは時代とともに変化しますが、幸いに新幕別町には、例えば、新田牧場や新田ベニヤ工場、また晩成社による水田開発などの歴史的遺産があります。

また、忠類地区にはナウマン象発掘遺跡や黄金のロマンを醸す丸山展望台などが現存しております。これらをマップ化し、管内はもとより全道、全国の観光ルートに連動させて未利用資源に光を与える必要があると私は思います。

また、財政状況の大変厳しい状況ではありますが、わが町が誇る考古館及びふるさと館の老朽化と利用者の減少に対して、これらを発展的に統合し、ゆかりの地、千住に新たに産業生活歴史館を設置すべきであると考えます。

さらに、これらを低料金宿泊施設の確保とともに、観光資源の一環として活用することが、わが町の活性化につながると思うのです。

こうした施設の運営や、景観地訪問、歴史探訪、イベントなど観光事業の運営には効率やサービス

に徹する必要があります。そのためにはボランティア人材開発を進め、団塊の世代や女性など民間人ガイドを養成するなど、また施設については従来の展示中心から、交流、体験、滞在型に移行するなど時代のニーズを発掘し、行政、町民挙げてその推進に取り組むことが重要であると私は考えております。

次の3点について町長の考えをお伺いいたします。

一つ、考古館・ふるさと館の発展的統合について。

一つ、ボランティアによる民間ガイドの養成について。

一つ、見る観光から滞在型・体験型観光の具体的な考えについて。

町長の所見をお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 伊東議員のご質問にお答えいたします。

観光開発振興についてであります。

本町は、豊かな自然、温泉、美しい農村景観やふるさと館、蝦夷文化考古館、ナウマン象記念館等の地域の伝統文化や歴史を語る施設、さらには、猿別川のサケの遡上やアオサギのコロニーなど、多くの観光資源を有しているところであります。

また、パークゴルフは特に知名度が高い観光資源であり、これらの観光資源を生かしながら、十勝観光連盟、幕別町観光物産協会などと連携し観光振興に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目の考古館・ふるさと館の発展的統合についてであります。蝦夷文化考古館は、アイヌ民族の生活を知る上での貴重な資料を展示しており、昭和41年に寄贈していただいた施設であります。

また、ふるさと館は昭和54年に設置し、開拓当時の資料を展示し、幕別町の歴史を学ぶことのできる施設であります。

これら施設については、大変貴重なものであり、特に蝦夷文化考古館につきましては、道内においても数少ないアイヌ民族にかかわる資料館でありますことから、本町では、これら両施設を観光パンフに掲載するなどPRを図っているところであります。

しかしながら、今のところこの両施設を統合し宿泊施設を加えた新たな施設として設置することについては、大変難しいものがあるものと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、ボランティアによる民間ガイドの養成についてであります。全国的には、アウトドア関係の「山岳」「カヌー」「ラフティング」「自然」などそれぞれの分野で高い専門技術を身につけた資格を取得している認定ガイドや、各団体や市町村が認定している観光ボランティアガイドなどがあります。

ご質問の観光ボランティアガイドにつきましても、史跡等の案内やインフォメーションセンターでの案内業務、春の山菜取りや秋の紅葉を楽しむなどの体験型のガイドなど幅広く行われており、その運営主体もNPO法人から団体や個人などいろいろな形態で行われている状況でありますことから、本町としてもその必要性や活用方法も含めまして、観光物産協会とも協議をさせていただきながら、まずは調査研究をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、見る観光から滞在型・体験型観光の具体的な考えについてであります。

本町においての体験型観光が楽しめる場所としては、イチゴ狩りや農作物の収穫・搾乳等ができる体験農場、地場の農畜産物を材料にして食品加工体験ができる味覚工房等があり、本町の基幹産業である農業の体験、地場産品を活用した食などを通じて、地域の歴史、生活文化、風土が伝えられる地域づくり、環境づくりを進めていかなければならないものと考えております。

また、昨年策定いたしました「農村滞在型余暇活動機能整備計画」に基づき、グリーンツーリズムに積極的に取り組む地元農業者の研究・実践を支援するとともに、地域産業と連携した体験型産業観光の振興に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

また、幕別町の南玄関としての忠類地域においては、道の駅「忠類」エリア内に、温泉施設、ナウマン象記念館、物産センター、ナウマン公園、パークゴルフ場、キャンプ場などの滞在・体験施設が集

約されておりますが、さらに内容を充実させるため物産センターを移転新設することとし、これにより、自然・文化・人々との交流を生かした滞在・体験型観光の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上で、伊東議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○12番（伊東昭雄） 今、町長の方から非常に発展的対応をすることは難しいと。あるいはまた、ガイドの養成も考えるとは言いましたが、私はこれからの日本は国際化時代の社会になってくる中、いろいろな勉強をしなければならないと思います。

そこで、まず私たち幕別町民としては、自分たちの先祖を知り、先祖を大切にすることの教育が大事であると思います。

そうした観点から、まず先に幕別に住んでいたアイヌ先住民の先祖を知ること。また、考古館にはすばらしい私たちの先住民の生活用品があるわけですので。

しかし、残念ながらふるさと館には私たちのすばらしい生活用品もありながら、光の当たらない場所にあるとともに、説明をするガイドというか、そういう者が全くいないために、先祖の様子を物を見ただけでは、今の子どもたち、また孫たちにはわからないと思うのであります。

そのほか、幕別には、先ほど町長も言いますように、芸術文化財・農村景観、こうした観光資源がたくさんあるわけですが、その観光資源をこれはこうだとか、あるいはあだという、そういう説明をする人がおりません。

新田会館へ行ってみたら、新田の方がすばらしい説明しておる。ああいうようなガイド、あるいは新田さんだけのことでありますけれども、私は先ほどから申し上げているそういう広い資源について、ボランティアで民間ガイドを立ち上げる。これは幕別町自体でそういう人を募集して、そういう人にガイドをしてもらうことによって、非常に幕別にはたくさんあるそういう観光のものがわかっていただけるのではないかと、幕別町自体でそういう人を募集してガイドを立ち上げるということを申し上げたいのでございます。

観光に来る人たちの中には、仕事で体も心も疲れている人たちが癒す場所をつくって、安い料金で、例えば、4人ないし5人で、1泊1万円程度ぐらいで3日ないし4日滞在して、幕別を基点として他の市町村を観光していろいろな体験をして帰ってもらうような、そういう施設をつくってはどうかと。老人は、小金は持っておりますけれども、子育ての若い人たちは1泊7,000円、8,000円の泊まりでは、子どもたちを連れてだんらんするということは大変なことではございます。

例えば、食事などは自分でつくって、お店で買う、買うことによって町の商店も潤える。町全体が観光開発によって潤えるというような、そういう観光開発をつくっていけないものかと私は考えておるわけではございません。

再度、考古館あるいはふるさと館の統合とボランティア民間のガイドの立ち上げ、そして先ほど町長も言われましたが、滞在型・体験型の観光についてももう少し前向きな姿勢が町独自としてできないものか。

町長に再度お伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろご提言を頂きました。

先ほども申し上げましたように、考古館とふるさと館を統合して、そこに宿泊施設などを、大変いいことなのでしょうけれども現実性を考えるとなかなか難しいのかなというふうに、私は思っております。

それと、先ほどちょっと申し上げなかったのですが、今、北海道といいますかイーオールの再生ということで、本館というのは白老町なのですが、今道内の各地に今地域イーオールというようなことで、十勝は幕別町がその対象地となっております、十勝圏の活性化推進期成会の中でも活動を進めております。

なかなか具体化しないので先ほどちょっと申しなかったのですが、そういった中で地域イーオールが、これはアイヌ系住民の方々のいわゆる生活様式を継承していくというようなことから、これらの中でもそういったことが考えられるのかと。

特に考古館の在り方については、その地域イーオールのこれからの進捗状況によっては、統合できる部分もあるのかなというふうに思っております。

ふるさと館についても、当然のことながら、先ほども申しあげましたように非常に老朽化もしておりますし、実は見ていただく方もだんだん減っている状況にあります。

今、教育委員会の方にもお願いして、これからのふるさと館の在り方についても検討していただくようお願いしているところでもあります。そういった中でも、今言ったことの統合した施設をつくるのが可能なのかどうか検討はさせていただきますけれども、なかなか難しい課題であろうというふうに私は思っております。

それからガイドボランティア、これも言葉ではいいのですが、なかなかそういう人を見つけるとなると大変だと。実は音更町なんかにも聞いてみたのですが、なかなかそういないのだそうです。

例えば、新田記念館のお話があったのだらうと思いますけども、そういう施設に常駐していて、その施設を案内していただく方は、これは当然いいのだらうと思いますけども、不特定といいますか広く町内のあちこちをボランティアでガイドしていただく、案内していただく方を、しかもある意味では専門的な知識も要するというようなこととなりますとなかなか難しいのかなと。

例えば、人生学博士なんかどうかということもちょっと検討しましたが、そうはなかなかいらいっしょらないというようなこともありまして、いるか、いないかのところから検討に入らなければならないのだらうとは思いますが、今の時点ではっきりそうしたガイド制度を設けることができるかどうかとなると、ちょっと難しいかなというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○12番（伊東昭雄） 町長、私は、すぐやれということをおっしゃるのではなくて、今、考古館の統合については、やはり将来的にはそうあるべきだと思うので、今からそういう方向で一つ進めていただきたいと。

それから、何回も言いますが、ガイドは、私はできませんけれども、そういう方が、私は多くの定年退職とかいろんな面でおられるのではないかと。まずはそういう募集をして、そして指導して養成していくと。

それで、今、そういう農村なら農村景観についても、あるいは文化財であっても、共にそういう人がもしいたらその人を養成して、ボランティアで、それはそこに常駐しておくということになったら大変なことなので、お年寄りのボランティアがたくさんおりますけれども、このガイドする、そのボランティアを募集して、その人を養成して、お客さんが来たならばそこに一緒になって説明をしてあげると、そういうことを私は申し上げておるので、いるかないかわからないけれども、もう少し前向きの姿勢で私はやってみてはどうかと思うわけでございます。

2006年度は新しいまちづくりの第一歩で考えます。

町全体を通してどのように発展統合させていくかということを考えるべきだと思います。

新幕別の歴史、先人の方々が築いた歩みをしっかり伝え受け継いでいくためにも、今ある豊かな土地などを土台となって、減少していくことは自分たちの大きな責任と考えます。

その意味で、考古館とかふるさと館にはすばらしいものがあるので、それをやはりそういうガイドを養成して、行ったお客に説明をしてもらえば生きてくるのではないかと、私は申し上げているわけです。

町長の執行方針にもありましたように、地域の特色を生かした中で見る観光から、地域にある資源を最大限に利用しアピールしていくという新しい視点をもって企画実行することが重要だと思いま

す。

そのためにも、歴史を知りつくりあげることが参画してきた高齢者の体験は大きな人的財産であります。それを生かしてその知恵を借り、新町の歴史・魅力を伝える力としていくために、民間ボランティアのガイドを併せて、経験豊かな高齢者の知恵を生かしていくことが大切ではないかと思っております。

見る観光から、町長が言われる滞在型・体験型の観光については、若い方々の感性、いわゆる発想の転換を取り入れていくことが大切です。我々の年齢のものは、それぞれ職の中で責任を持っている部分に位置しているのです、どうしても経験主義から出る発想となってしまいます。

そこで改革していく心の広さを持ち、これらの町を受け継いでいく若い方々にも参画してもらうことによって、新たなまちづくりが発展開発されると思います。

この町にまた来たい、あるいは住みたいというまちづくりの課題が与えられていることを認識して、広い視野でものを考え創っていく協働の視点を持てるように地域が力を出し合うときと私は考えております。

財政の厳しさの中で、最小の財源で最大の効果をあげるということは常に町長はおっしゃっております。先の観光ボランティアによる協力のように、心から町のために力を貸そうという思いになってもらえるような行政の姿勢も重要である。守りの姿勢から前向きの姿勢にするためにも、観光とともに町民の生活をきちんと見て対応する行政の在り方が求められていると思います。

町全体が観光客にも、先ほど申し上げましたが、優しいまちづくりにしていくことが肝要であり、幕別に住んでいる者も、この土地に来た者も、共に楽しめる観光の町に開発していくことが大切でないかと思っておりますので、観光開発について、町長の考えを再びそのガイドの募集をして、そういうものをつくって指導していけないかということ、私はもう一度町長の考えをお聞きしたいのです。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 長期的に、あるいは将来的に考えていくべきだというお話もありました。

ただ、先ほども言いましたように、一つの施設で一人のガイドさんがいるというのはわかるのですが、なかなか全町的にガイドで案内をする、ガイド役を務める、これはなかなか定年者の中に、募集しているかないかは別にしましても、なかなか難しいのかなということを思います。

それともう一つは、観光客といいますか、そうしたことを希望するような方が町内外からどのぐらい訪れていただけるか。これは伊東議員の言われるように余り消極的であっては駄目なのでしょうけれども、ただなかなか現実的なことを考えると、そうしたガイドを養成して準備をしながらも、そう多くは、私は幕別町へ来て農村景観を見ていきたい、どこどこを歩きたいから案内してほしいというようなことのニーズというのは余りないような気もするわけであります。

それともう一つ、歴史の散歩道というようなことで、幕別町内に旧跡というのですか、そういったところに看板を立てさせていただいて、これらについてはまさに人生学博士の方から案内をしていただけというコースもあるわけであります。そうしたことも踏まえて、今後の観光開発、そして先ほども言いましたように、忠類地域には集約されておりますから、そういったところの案内、ガイド役も含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） よろしいですか。

以上、伊東昭雄議員の質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩いたします。

15:08 休憩

15:20 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○20 番（野原恵子） 通告に従いまして、3 点について伺います。

交通安全指導員の今後についてです。

交通手段として自動車を利用する社会となった現在、一家に数台の車を持つようになり、幕別でも車の交通量が多くなっています。

特に朝は児童が通学する時間帯と働く人々が通勤する時間帯が重なり、交通量が多く事故につながる危険性が高くなります。

児童の交通安全を守る指導員は、交通安全の啓発・指導のみだけではなく、学校の登下校の時の一声や学校や家庭での心配ごとを聞き、日常の会話で児童と交流を深めています。

また、犯罪の抑止でも大切な役割を担っています。

帯広市では、指導員の配置の存続が問題となっていますが、幕別でも同様に廃止されると通学の安全確保が心配と不安の声が出されています。

したがって、今後の交通指導員の方向性について伺います。

次に、学童保育所の指導についてです。

子育て世代の収入が抑えられ、共働きや一人親家庭が増えていく中で、学童保育を必要とする家庭の子どもが増えています。

また、地域で子どもたちが被害にあう事件・事故の増加によって、安全で安心できる生活の場として学童保育が求められるようになっています。

学童保育は家庭に代わる毎日の生活の場ですから、子どもたちの毎日の体や心の状態、家庭環境の把握も含めた保護者との緊密な連携、子どもたちと指導員の信頼関係がなくては目的が果たせない施設です。

幕別には4カ所の学童保育所がありますが、保護者から、各学童保育所の指導内容に違いがあるのではとの疑問の声が寄せられています。

したがって、次の点について伺います。

学童保育所の指導内容の基準を設けること。

指導員の交流・研修を行うこと。

次に、子どもが健全に成長するための教育を、です。

大人の性非行と呼ばれるセクハラ、痴漢、DV など、また、インターネットや雑誌などで性情報が流され、子どもや若者に関心のある性の知識が歪められています。

子どもの性行動の早期化や HIV や STD の増加など、考えても科学的で人権の視点を重視した性を語る必要があります。

日本では、1992 年に初めて小学校の教科書に保健と理科で性教育が取り上げられましたが、学校教育と同時に、各家庭や地域での周囲の大人の人たちがどう対応していけるのかが課題でもあります。

今、大人たちが学び、子どもたちへのよき理解者であり、援助者になるためには、地域で学ぶことも必要と考えます。

したがって、次の点について伺います。

一つは、小中学校での性教育の状況です。

二つ目は、学校や PTA、地域で連携した取り組みの方向性についてです。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、交通安全指導員の今後についてであります。

ご承知のとおり、交通安全指導員につきましては、子どもたちに対して、交通ルールの指導や通行の誘導などを行うことを職務として、昭和 44 年に幕別町交通安全指導員設置条例を制定し、設置いたしましたところであります。

ご質問の要旨にもありましたとおり、設置目的は交通安全のためではありますが、近年は児

児童生徒が巻き込まれる犯罪が増加しているといったことから、子どもたちとのちょっとした会話や交差点に立って目配りをしているということが、犯罪の抑止力となる面もあるものという認識はいたしております。

合併前の忠類村におきましては、これまで住民の皆さんがボランティアで交通安全指導に当たっていただいていたところでありますが、合併を機に、合併前の幕別町と同様に、町が交通安全指導員として委嘱して、その職務に当たっていただくこととしたところでもあります。

これらのことから、本定例町議会に提案させていただいている平成 18 年度予算では、33 名分の報酬等を計上しているところであり、今のところ廃止する考えは持ってはおりません。

しかし、宅地開発が進められている札内北栄地区など、今後、児童が増えることが予想される地区がある一方、通学児童が減ってきている地区があることも事実であります。

また、歩道や信号機などの交通安全施設の整備が進んできている路線もありますことから、指導員の配置箇所などの見直しについて、今後、教育委員会あるいは学校と協議をさせていただくこととしているところでもあります。

なお、現在、生活安全推進協議会及び退職校長会の皆さんなどが、交通安全や防犯の観点から、学校周辺や通学路などを中心にパトロールを行っていただいているところでもあります。

また、生活安全推進協議会におきましては、PTA の方々を含めて地域住民みんなで児童の安全対策に取り組もうとしているとも伺っております。

地域住民みんなで、地域の子どもたちを守るというのが理想であろうというふうにも思っております。将来的には、住民の皆さんの協力を得て交通安全指導事業などを進めることも検討していかねばならないものと思っております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 野原議員のご質問にお答えをいたします。

学童保育所は、家庭で保護者の保護が受けられない小学校 3 学年以下のお子さんを、放課後、帰宅可能な時間までの間、お預かりする目的で開設しております。

忠類を含めまして町内 5 カ所の学童保育所の基準とする指導内容では、遊戯、自主学習を通じた指導が主なものであります。

また、それぞれの施設の状況や通所している児童が異なっていること。

また、通学区域内の小学校との連携に重きを置いて地域事情に即した運営形態をとっておりますことから、それぞれの学童保育所の保育内容にある程度の差異がありますが、これはその学童保育所の特色でもありと考えております。

どの学童保育所も、学校での授業を終えて通ってくる子どもたちにとって、安全で楽しい居場所となるよう、指導員を中心に、保育に対しての工夫、努力を重ねているところでもあります。

保護者からお寄せいただく要望や意見は、指導員並びに教育委員会の担当職員が連携を取って対応しておりますし、年 3 回の指導員会議での意見交換により、各学童保育所間で運営方法等に極端な違いが生じないように努めております。

とは申しましても、保護者の様々な希望や要望は、必ずしも顕在化するものばかりではないと思われれます。この 4 月の入所式の折にも、学童保育所を子どもたちにとって楽しい場所とするには、遠慮せずにご意見やご要望をお寄せいただきたいということ、保護者と指導員のコミュニケーションが大切なことを、保護者の皆さんに改めてお伝えしてまいります。

次に、小中学校における性教育の状況についてであります。各学校では指導要領に基づき、性教育計画を立て、保健指導年間計画に位置付けて実施しております。

小学校では学級活動や保健の時間に各学年で年間 3 時間程度実施されており「体の発育・発達」や「心の発達と不安」などの内容について担任の指導により学習しているほか、理科では人体に関わる学習や道徳などで性に関連する内容を結び付けながら総合的に学習しています。

また、中学校では担任や養護教諭が学級活動、総合の時間、保健体育の授業の中で実施しており、指導内容としては「思春期の体の発達と変化」「性情報について考える」「性感染症」「妊娠と避妊」や「性行動」などについて指導を受け学習しています。

そのほか、道徳の時間では生命を尊重することや男女の在り方、親子関係から家族への理解など社会における自分を知る学習もしているところでもあります。

次に、学校、PTA、地域で連携した取り組みの方向性についてであります。児童生徒に対する性教育は、学校だけではなく社会全体の課題として位置付け対応しなければならないと考えております。

最も身近な大人である保護者が、家庭でできる性教育も大変重要であると考えておりますが、親として子どもと話し合いや指導するには一定の知識や指導技術も必要となることから、そのための研修として、PTA の研修会を活用し性に関する講演会を開催するなど各学校でも家庭の教育力を生かせる取り組みをしているところです。

しかし、児童生徒が性に関する正しい知識があっても、取り巻く大人のモラルの低下による事件事故は数多く発生している状況であります。

性に関してのみならず、子どもたちを見守る環境を育てていくことは、野原議員のご指摘のとおり、とても重要な事項であると思っております。

そのために、幕別では毎月19日の「まくべつ教育の日」を中心に、自由に学校に参観していただき、子どもたちに目を向けていただくと同時に、教育環境にも関心を持っていただくよう努めているところであります。

PTA との連携はもちろんでありますが、社会全体で子どもたちを見守る体制を構築するため、学校と公区や地域の組織とも連携を図り、健康で安全な生活を営む能力や態度を育んでいきたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 指導員の件については理解をしております。

帯広市は廃止の方向にということも出されておりますので、町村に波及したら心配だという保護者の声がありましたので質問をいたしました。今の町長の答弁で理解をいたしましたので、これからは指導員の体制を維持していく方向で考えていただければというふうに考えているところです。

あと、学童保育所の件なのですが、教育長のお話では、学童保育所によって特色のある学童保育で一律に定めということではないというお答えだったのですけれども、この幕別町のエンゼルプランのアンケートなんかを見ましても、多様な要望があります。必ずしも学童保育所の中で進めていかなければならないという問題ばかりではないと思うのですが、多様な要望なども出されております。

こういうことも含めて学童の内容も精査していかなければならないのではないかと考えているところなのですが、例えば、幕別の状況を見ますと、子どもの数は減ってきているのですが学童に入る子どもたちが増えてきているということもありまして、学童保育所そのものの要望が非常に大きくなってきているのではないかと考えております。

そういう中で、やはり父母の要求も多彩でありまして、他町村の帯広市ですとか、それから十勝管内の学童保育所の中身ですとか、そういういろいろな情報を集めましてももっと内容を充実してほしいという声も出されているところであるのですね。

それで、例えば、更別の学童保育所の中身を見ましても、1年間の計画というのを立てまして、行事内容も帯広の美術館に行くとか、足寄の博物館に行くとか、そういうことも内容に取り入れております。

ですから、そういうことも含めて内容を深めてほしいというそういうことも出されております。

それから、指導員同士の交流ということでは、その指導員の内容にも差があるのではないかとということで、そここのところの是正をしていくためにも、研修ですとか、交流も必要ではないかという意見も出されたのですが、今、教育長の答弁では年3回ですか、そういうことも実施しているということ

だったのですが、なかなか指導員に直接意見を言えないという、そういう保護者の立場から私に声が寄せられたのではないかと思うのですね。

ですから、そういうところも考慮をしながら、指導員の研修の場で是正もしていただければというふうに考えております。

また、今、学童保育所が、非常に要望が強くなってきているということで、全道でも指導員の研修などもされているように伺っております。

これは行政指導ではなくて保護者とか、それから指導員の人たちがやっているということなのですが、そういうことも行政には案内しているということをお伺いしております。

ですので、そういうところにも積極的に参加する手立てをとりまして、指導員同士の保育内容の向上ですか、そういうことも検討していくことが必要ではないかというふうに考えます。

また、性教育の件なのですが、非常に小中学校で進められているというのを改めてお伺いしてわかりました。

一つは、地域での性教育の、大人の自覚というのですか、その辺が非常に余り、大人の方の性に対する知識が、人権としての性というのが薄れているのではないかというふうに考えるのですね。

5、6年前ですが、PTAの主催だったと思うのですが、専門のお医者さんをお呼びして、新聞広告などにこういう講演がありますので、地域の皆さん参加してくださいということも呼びかけられました。

ですから、PTA以外でも地域の人たちもそういうところに参加しまして、講演を聴いて知識を深めるということもあったわけなのですが、そういう手立てもこれから必要ではないかと思っておりますので、その点について伺いたいと思っております。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） まず、学童保育所の件でありますけれども、ご存知のとおり学童保育所はそれぞれの町村によって独自で設置されるという目的があります。

ですから、統一された指導基準というものはもちろんございません。

ですが、町内5カ所を持っておりますので、その中で、いわゆる学童保育所の設置目的に照らして、何を目的にするかというやはり安全で安心できる居場所です。放課後、お子さまを預かるということですから、一番の目的はそこにあります。

その中で、確かにいろいろな事業計画をもってやってほしいというご意見も伺いはすることはございますけれども、まず、第一義的に学童保育所の設置目的については、今言ったように放課後帰宅するまでの間、お子さまを安全に預かるということが第一でありますので、それをまず重点的にやっております。

ただ、課題、それからご要望、これらについては今野原議員がおっしゃったように、私どもの方でも受け止めております。

そういった要望につきましては、前段申し上げましたけれども、入所説明会あるいは入所式、さらにはどんな場面でもお子さまを迎えに行った時点、そういった場面でもどうぞ遠慮なく話してくださいということを申し上げますとともに、窓口としては教育委員会もありますし、あるいは学校の先生、当然地域の学校から学童保育所に通うわけですから、学校の担任に伝えてもらってもいい。いわゆる窓口はたくさん広げてありますよという説明をさせていただいております。

それから、指導員の研修でありますけれども、当然、今現在私どもの町で採用している指導員については教員の免許を持った方、あるいは保育士の免許を持った方を採用しております。

教員については退職された方が主でありますから、確かに新しい保育ですとか、教育に関しては多少の技術の遅れがあるかもしれません。

そういった部分について、常にいろんなところから情報へ、それからおっしゃったように北海道でそういう研修があるということ、ちょっと私の方は今承知しておりませんが、もしそういう場面があれば、そういうところからも情報入手いたしまして、また伝えていき、学童保育所のやはり

一番の目的は安全で安心に預かるということに重きを置いて進めていきたいというふうに思っております。

それから、性教育に関してですけども、地域の大人としての自覚でありますね。私もやはり一番大事なのは大人たちのモラルだというふうに思っております。

どんなような活動かという、生涯学習講座、これは百年記念ホールでやるんですけども、その中で性教育とかについての講座を設けたこともございますし、今後も生涯学習講座あるいはPTAが行う研修講座、さらにはいろんなところの講座、これを保護者・PTAだけにご案内するのではなく、地域の皆さん又は町民の皆さんにもご案内して、まずは子どもたちがどんな性教育を受けているのか、あるいは子どもたちがどんな町の環境の中にいるのか。そういったことをまず大人たちに理解していただいて、大人たちも子どものことを一緒になって見守っていただきたいということを伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 学童保育所の件なのですが、確かに統一するものではないということでしたが、やはり五つの学童保育所の中でのある程度の統一したものというは必要ではないかなというふうには思います。

それと、そういう中で先生と子どもとの信頼関係が築かれぬ、そういう中身の中では、なかなかいろんな悩みがありましても指導員には言えないという、そういう関係もあるというふうに聞いております。

ですから、そういう中では、こういう言い方はどうなのかあれなのですが、管理を強めるという、そういうことも見受けられるのではないかとということで、親の方からもいろんな悩みも出されているということです、そういう調整も必要ではないかというふうに思っております。

また、安心安全、それはもちろん大事なのですが、小学校の1年生から3年生ですから、その中ではやっぱり十分に遊ぶということも非常に大事ではないかと思うのです。遊ぶことを積み重ねていくことによってたくましく生活していけるという、そういうものに結びついていきますので、その部分をもう少し取り入れていくという、そういう手立ても大事ではないかと思うのです。

ですから、他町村の学童保育所の内容を比較してみましても、遊びを中心にした学童保育所ということにも心がけていると聞いております。

そういう点でもこれから改善していく必要があるのではないかと思います、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 統一した基準はないと言いましたけども、ただ、何をするかというと、一番先に申し上げましたように学童保育所の保育基準、基準というわけではないですけども、遊戯と自主学習です。これはどこの学童保育所でももちろん取り扱っております。

ただ、今遊ばれるということは大事だというふうにおっしゃいました。私もそのとおりだと思っております。

ただ、場所ですね、それぞれの施設の中であって、例えば、鬼ごっこができるとか、ドッジボールができるとか、そういった施設もありますが、その施設がない施設もあります。

ですから、施設によってある程度の差ができるのは、遊びの内容の中に差ができるのは、これはやむを得ないこととご理解を頂きたいと思っております。

もちろん学校みたいに駒数を決めて運営しているわけではないので、ただ、ある程度の時間帯は決めまして、おやつ時間帯とかも入れまして、その中で遊ぶ時間、あるいは予習・復習の時間、そういったものはそれぞれの学童保育所で決めていっております。

ただ、それ以上、学校と同じように駒数を決めて、例えば、国語・算数とか体育の時間とか、そういったことではないということですね。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

○10 番（豊島善江） 通告に従いまして、3 点の質問をいたします。

1 点目は、道立高校再編計画についてです。

道教委は、道立高校の配置の在り方などを示す新たな高校教育に関する指針の素案を公表しました。

全日制の場合、1 学年 3 学級以下の高校は原則再編、2 学級以下は統廃合か地域キャンパス（分校）化、市町村への移管を進めていくなどとしています。

北海道全体では、5 割近い 110 校が対象となり、十勝管内では 10 校が対象となり、現在 1 学年 3 学級の幕別高校も含まれています。

行政効率を優先し、地域の高校をなくすことは、郡部の過疎化に拍車をかけ、また、子どもも通学困難や親の経済負担増などをもたらします。

希望するすべての子どもに高校教育を保障するためにも、地域の高校の存続が必要です。

道教委は 2006 年度末までも指針を策定としていますが、地域の高校をなくさず、生徒・保護者・地域の願いを十分に生かす計画とするよう道に対し求めることが必要と考えます。

町長のお考えを伺います。

2 番目には、予防医療の充実についてです。

2005 年度から婦人科検診（子宮がん検診）、乳がん検診が大きく変わりました。

婦人科検診は 20 歳に引き下げる、乳がん検診はマンモグラフィを導入するなどの改善がされましたが、一方で両検診とも検診間隔が 2 年の一度となりました。

毎年実施をしてほしい、隔年だと利用しづらいとの声が寄せられています。

また、予防医療として肺炎球菌ワクチンの公費助成を実施している自治体があります。肺炎球菌ワクチンは 1 回の注射で 5 年以上の効果が続くと言われていています。世界保健機関が奨励をし、アメリカでは高齢者の半数が接種しているとも言われています。

町民の健康を守るためには、病気の早期発見、予防接種などの予防医療の充実が求められています。

1、婦人科検診、乳がん検診の毎年実施を。

2 番目、肺炎の予防接種の実施を。

3 点目に、広域連携による税滞納整理事務について質問いたします。

町政執行方針で十勝圏複合事務組合の事務として税滞納整理組合事務の平成 19 年 4 月実施に向けて準備に入ると示されました。

これまで市町村が町民個々の実態を掴みながら進めてきましたが、広域で行うと町民個々の状況などとは関係なく、滞納整理に当たる危険性があり、広域連携にすべきではないと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 豊島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「道立高校再編計画について」であります。

ご質問の要旨にもありますように、道教育委員会は 2 月 21 日に中長期的な高校教育の配置の在り方を示す新しい「高校教育に関する指針」の素案をまとめ、発表したところであります。

これによりますと、お話ありましたように、1 学年 3 学級以下の高校は近隣校を含む再編対象とし、同じく 2 学級以下の高校は統合対象とする方針となっております。

地元、幕別高校は現在 1 学年 3 学級であり、指針によりますと再編対象となり、状況によっては、地域に与える影響や子どもたちの通学の負担増など大きな問題であるとの認識は、意を同じくするところでもあります。

道教育委員会では、平成 18 年度に指針を策定し、平成 20 年度から適用するとの考えでありますことから、今後、町教育委員会及び町 PTA 連合会、各種関係機関とも十分に連携を図りながら、対応をしてみたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

次に、子宮ガン、乳がん健診の毎年実施についてであります。これら健診につきましては国の指

針に基づき、平成 17 年度から助成の対象を隔年にいたしましたところであります。

理由といたしましては、厚生労働省が設置している「ガン検診に関する検討会」において、り患の動向や健診による死亡率減少効果、発見率等から判断し、乳がん健診については、対象年齢を 40 歳以上、受診間隔を 2 年とし、子宮ガン健診は、対象年齢を 20 歳以上とし、受診間隔を 2 年とすることが適当であるとされたことによるものであります。

このようなことから、私どもとしましては、今後も国の指針に基づき、助成事業を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

次に、肺炎の予防接種の実施についてであります。幕別町の死亡統計によりますと、平成 15 年に亡くなった方は 234 名で、がん・心疾患・脳血管疾患の 3 大死因に続いて第 4 位が肺炎で、死亡者数は 21 名となっており、そのほとんどが高齢者に集中しております。

肺炎球菌ワクチンは、接種をすると肺炎球菌に感染する機会の多い 23 種類の型に対する免疫をつけることができ、1 回の接種で、お話ありましたように 5 年間の効果があるといわれておりますが、再接種をすると副反応いわゆるアレルギーが出るとの理由で、一生に 1 回しか接種できないとされております。

国においては、平成 15 年秋の衆議院本会議において質問が出され、現在、厚生労働省で「予防接種に関する検討会」を設置し、このワクチンの有効性・安全性等について調査研究が進められているところであります。高齢者に対する検討ではかなりの有効性を示したという報告がある一方で、効果は疑問とする報告もあり、肺炎球菌ワクチンの効果は完全には確立されていないというのが現状であります。

このようなことから、本町といたしましては、現在のところ実施については考えておりませんが、今後、国の調査の推移を見守りながら判断してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、広域連携による税滞納整理事務についてであります。地方税は本来、各地方公共団体が自己の責任と権限に基づいて賦課徴収し、住民の不公平感を招かないよう滞納整理等が徹底される必要があります。

特に近年は長引く景気の低迷や様々な事情から町税の滞納額が年々増加している状況にあり、また、滞納者の広域移動、いわゆる他市町村への転居などが見られることから、滞納額縮減のための効果的かつ効率的に滞納処分を進める仕組みの整備が必要となっているところであります。

このようなことから、十勝管内 1 市 18 町村並びに北海道がスクラムを組んで滞納額の縮減に取り組むことができるように、共同して滞納整理を行うための組織づくりが広域連携による税滞納整理事務であり、十勝圏では税滞納整理機構を平成 19 年 4 月 1 日設立に向けて準備作業に入ったところであります。

ご指摘の滞納者に対する対応につきましては、これは従来どおり「幕別町町税及び使用料等収納率向上推進本部」の推進方針に基づき、納税相談や指導、臨戸訪問などのきめ細かな対応を実施してまいりますが、その中で税滞納整理機構に引き継ぐ案件につきましては、差押等滞納処分が必要な事案の中から大口滞納（50 万円以上）で納税に対する誠意が見られず、税の公平性を確保しなければならない事案、市町村では整理困難な事案などが引継ぎ対象となるもので、滞納事務すべてについて引き継ぐということではありません。

また、広域連携に参加すべきではないとのことですが、滞納整理機構への参加はあくまでも市町村の意思によるものではあります。

しかしながら、三位一体の改革に伴い市町村への税源移譲が実施されている中、市町村税の収入未済額を圧縮していくことは、十勝圏の関係市町村の共通の課題であり、関係市町村が一致団結して取り組んでいくことが重要であろうというふうに考えております。

以上で、豊島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番(豊島善江) 1点目は、様々な関係団体と一緒に運動を進めていくというご答弁がありました。

本当に地域から高校がなくなるということは大変なことだというふうに私も思います。この間、道新や十勝毎日新聞などで連日のようにこの高校の統廃合の指針の問題が出ていました。

その中で多く出されていたのが、やはり地域の高校がなくなるとは困るという、そういう切実な声だったと思います。

今朝の北海道新聞には、そのことに対する本別の支援策というのが報道されていました。

町長が今関係団体と一緒に頑張るというご答弁でしたが、具体的にこの本別のことでは、例えば、今、本別も同じように3間口ということで、1学年3学級ということですが、運動と併せてその学校が存続できるようなそういう運動もしていきたいということで、魅力ある学校をアピールするための様々な手段も併せてやっていくという中身も報道されています。

そういう点で町長のお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

それから、2番目の予防医療の充実についてなのですが、この婦人科検診それから乳がん検診なのですが、これは私も国の指針によって受診が2年に1度、隔年になったということは理解しています。

しかし、そのがんの早期発見、早期治療ということからみますと、私も乳がんだとか子宮がんのことがよくわからなくて本や何かでも調べたのですが、やはり一番は早期発見というのが要だというふうに、どの本にも書かれていました。

少なくとも半年に1度は受診をした方がいいのだというような文献が多く見られました。

初期の子宮がんについても調べたのですが、いろいろな子宮体がんとか、径がんとかあるので、子宮体がんの場合は本当に初期の場合、零期というのですが、これで発見すればほぼ100%に近く5年生存ということなのですね。

それから、8センチ以下のものは1のB期というのですが、これでも85%の5年生存率ということが書かれていて、やはりこれは早期発見が一番要だということなのです。

それから、乳がんにしても、これは食事の欧米化が進むにつれて乳がんの発症率がすごく多いというふうにも言われているのですが、これもやはり早期発見なのですね。これが厚生労働省の指導ということもあって隔年というふうになりますと、早期発見ということと本当に矛盾をしてしまうというふうになるのですね。

それで、この厚生労働省の指針どおりにしなくてはならないという、そういうやっぱりしぼりというのは、補助の関係からあるのでしょうか。

そのところをまずお聞きしたいと思います。

それから、もう一つなのですが、隔年になったのですが、この隔年の受診の受け方というのが、偶数年齢のときに受けるということなのですね。だから、仮に私が今年偶数年齢でなければ受けられないのです。来年受けられるというふうになるのですよね。

そうしますと、そうではなくて、本人にとっては隔年だけでも毎年チャンスがあるという受けの方が受診率の向上にはつながると思うのですが、そこら辺の改善はどうでしょうか。

それから、次に肺炎のことなのです。

これは瀬棚町で2001年から始められて、瀬棚町では5,530円のうち2,030円を補助して普及をしてきた。そしてこれが今は全国で21市町村に広がっているということが出ていました。

これは私が調べたものによりますと、非常に効果が高くて死亡も81%に減少したのだというようなデータも出されていました。あと、アメリカだとかヨーロッパでは、これを非常に多く利用しているし、社会保険機関でも奨励をしているというそういうことの資料をもとに、私は今回質問をしたわけですが、今、町長がお話にあったように、厚生労働省の方でそういうことで検討をしているという段階であるならば、国の調査の推移をしっかりと見ていただいて、そして効果があるということであれば、やはり救われる命がこのことによって救われるのですから、是非実施していただきたいと思えます。

それから、3番目の広域連携についてですが、私は広域の連携をすべて否定するものではないです。

1市18町村という広域でなくても、今でも消防の組合だとか、それから介護保険なんかは広域で連携して取り組んでいますからそれは否定しません。

しかし、広域に適するものと適さないものがあるのではないかなというふうに思うのです。

私は、この税の問題なんかは適さない範ちゅうではないかというふうに思っているのです。

それは、税というのはそれぞれの町村によっては、例えば、国保税にしても税率も違えば納期なんかも違いますし、これまで町が、先ほどお話しされていたように、町民の方たちのいろいろな実態もわかりながら、相談だとか、指導をしたり、そういうふうにしてやってきているというふうにお話ししていましたけども、そういうふう到最后までいくのが私は税の場合はふさわしいのではないかと思いますし、市町村で無理があるというものは一体何なのか。そういうような税の収納に無理があるというその辺の理由をお聞かせいただきたいと思います。

単独で無理があるという理由をお聞かせください。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の高校の再配置につきましては、確かに今日新聞も見させていただきました。

これは今後幕別町においてもどのような運動が展開されていくか、先ほど申し上げましたように、当然、学校あるいはPTAも含めて連携を強めながら対応していくことが必要であろうというふうに思っておりますので、その状況を見ながら私ども行政あるいは教育委員会、それぞれの対応に当たっていききたいというふうに思っております。

それから、婦人科検診については、これは国の指針、確かに早期発見が一番いいのだということについては私も認識を同じくするところではありますが、いかんせん、これは国の指針、そして国の補助金をもって今までやってきたわけですが、これは今でも補助金制度自体はもうなくなってきているのだろうと。

それで、2年1回というのは、先ほど言いましたように厚生労働省の中でのがん検診に関する検討会の中で、今までの罹患状況、あるいは死亡率の減少や発見率から2年に1回でよろしいというようなことが出され、それを受けてのこういう改正ということでありまして、もちろん年齢も若干の引下げ等が出されたことも併せて改正されたわけですから、私どもとしては、その方向に沿って、これからも実施していきたいと思っております。

ただ、遇数年ですとかちょっとわかりづらい面があるということも確かなものですから、一つこれらについては2年に1回、あなたが対象なのかどうかということについては、広報で通知しながら、間違いがないように十分周知をしていきたいというふうには考えております。

それから、5町の話もありました。私ども聞きますと全国21のうち北海道が5町ですから、かなり道内の実施率は高いのかなと。肺炎の関係でありますけども、これらについては先ほど申し上げましたとおり、状況を見ながら対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、滞納整理機構は、豊島議員さんは適しないのではないかとありますけれども、少なくとも1市18町村の担当者あるいは北海道を含め道の指導、さらには既に実施している渡島管内の視察、いろんな研究・研さんを重ねてきて、先の複合組合の中でも町村長、議会議長の中で、19年に向けての取り組みを進めたいというようなことで、今始まっているわけがあります。

そういったことからすると、私どもがこの組合から幕別町だけが参加しないなんていうことには、当然あり得ないのだろうというふうに思っておりますし、もし住民の皆さんに対する対応については、先ほど言いましたようにすべてがいくわけではありませんし、当然、町のかかわりもあるわけですから、それらを踏まえた中で改善すべきものは改善していけばいいということで、広域連携として少しでもより効果があがれば私はいいものだろうというふうに思っておりますので、このまま皆さんと同一の歩調をとりながら、一部事務組合に参加をしていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） 2番目の予防医療の中の婦人科検診についてなのですが、私は国の指針の2

年に1回というのがどうしても早期発見ということとは矛盾するとは思いますが、その辺も是非改善していただきたいのですが、もう一つ、町長、次に言われましたその偶数年度がわかりづらいということもおっしゃって、広報などで周知をしていきたいというふうにおっしゃいましたが、是非ここは改善していただきたいのですよね。

自分が偶数でなければ受けられない、そのチャンスをもし仮に何かあって逃してしまったら、今度は次の年受けられませんからまたその次の年というふうになって、4年の1回というふうになってしまうのです。

ですから、このあたりの受診の仕方というのを、是非、これは、私は見直すべきだと思うのですね。実際にそういう声が寄せられていますから、周知ではなくて改善をしてほしいということです。

それから、広域連携については、そのままいくということでした。

私は、やはりこの中で一番慎重にしなければいけないのは、町長も最後の方におっしゃっていましたが、町民への対応だと思うのですよね。

これまで町民と連絡をとりながら、実態把握してやっていたものが、離れることによってそれが私にはなくなるというのが非常に心配されるのですよね。

それで、滞納処分だとか差押えだとかというふうにもなるのですが、町民と接しない段階でやってきますと、例えば、本人が勤めている会社に直接そういう事務の方が乗り込んでいってとか調査に入るだとか、そういうふうになって職がなくなるだとかということも聞いたことがあるのですよね。

そういうようなことに、町民の不利益にならないかどうか。その辺だけ、そういう心配があるものですからお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど言いましたように、隔年受診の実施につきましては、できるだけわかりやすく周知をしたい。

それから、広報ですとか病院の窓口にも書いたものをあれしておりますし、それから過去に受診された方についてはそれぞれ個別に通知書も出しているということでもありますので、おっしゃったように、よりわかりやすい方法をなおも検討しながら対応していきたいというふうに思っております。

それから、税の方は、先ほども言いましたように大口、おおむね50万円以上を長期にわたって滞納している。いわゆる担税能力がありながらなかなか納められないというようなことで、個人的なものよりはどちらかというと法人的な会社会的なところが多いのかなというような気もしますし、もちろんこれは一部事務組合になろうが町がやろうが、やはり悪質滞納者についてはそれなりの対応はしていかなければならないわけですから、私は一部事務組合でやるのがより管内統一的にやることの方が効率的であろうというようなことも含めて、そして今まで十分検討なされてきて、今19年4月に向けて実施をしようということでもありますので、それらを含めた中で私どもは参加していくべきだというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16:12 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議 事 日 程

平成18年第 1 回幕別町議会定例会

(平成18年 3 月10日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条, 第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
10番 豊島善江 11番 中野敏勝 12番 伊東昭雄
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第26号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第27号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第28号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第29号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第30号 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第31号 幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第32号 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第33号 幕別町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第10 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

会 議 録

平成18年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年3月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月10日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (27名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏 5 草野奉常
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子 10 豊島善江
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男
- 6 欠席議員
28 大野和政
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 代表監査委員 市川富美男 総務部長 菅 好弘
経済部長 中村忠行 民生部長 新屋敷清志 企画室長 佐藤昌親
建設部長 高橋政雄 忠類総合支所長 田岡利勝 札内支所長 本保 武
教育部長 藤内和三 総務課長 川瀬俊彦 糠内出張所長 中川輝彦
企画室参事 羽磨知成 保健福祉センター所長 久保雅昭 町民課長 田村修一
忠類総合支所地域振興課長 水谷幸雄 忠類総合支所保健福祉課長 米川伸部宣
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
10番 豊島善江 11番 中野敏勝 12番 伊東昭雄

議事の経過

(平成 18 年 3 月 10 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10 番豊島議員、11 番中野議員、12 番伊東議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 28 番大野議員より、本日欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2、議案第 26 号から、日程第 12、諮問第 3 号までの 11 議案については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第 26 号から、日程第 12、諮問第 3 号までの 11 議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第 2、議案第 26 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 26 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

職員の勤務時間につきましては、現在、国及び多くの地方公共団体におきまして、1 週間あたり 40 時間の勤務時間となっており、人事院勧告におきまして、この勤務時間を基本として給与の勧告を行ってきているところであります。

本町におきまして、人事院勧告に基づきまして給与改定を行ってきておりますので、現行におきまして 1 週間あたり 38 時間 45 分としておりますが、1 日あたり 15 分間増とし、国等と同様に 1 週間あたり 40 時間に改正したいとするものであります。

なお、このことによって自治体間の均衡を図るというようなことも考えの一つであります。

以下、条文に沿いましてご説明をいたします。

第2条第1項につきましては、職員の1週間あたりの勤務時間を「38時間45分」から「40時間」に改めるものであります。

同条第2項につきましては、再任用・短時間勤務職員の勤務時間について、前項の規定にかかわらず1週間あたり「15時間30分から31時間までの範囲内」を「16時間から32時間までの範囲内」に改めるものであります。

第3条第2項につきましては、勤務時間の割り振りを1日につき「7時間45分」を「8時間」に改め、同項中、再任用・短時間職員についても、1日につき「7時間45分を超えない範囲」を「8時間を超えない範囲」に改めるものであります。

議案書の5ページにお戻りいただきたいと思います。

附則についてであります。附則第1項におきまして、施行期日を平成18年4月1日と規定するものであります。

附則第2項につきましては、本条例の改正に伴いまして、幕別町居宅介護支援事業の実施に関する条例中、居宅介護支援事業の利用時間について所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、議案説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

第3条第2項につきましては、利用時間の終わりを「午後5時15分」から「午後5時30分」に改めるものであります。

なお、この改正によりまして、職員の勤務時間につきましては、基本的には現行の8時45分から午後5時15分としておりましたものを、午前8時45分から午後5時30分とするものであります。

今回の勤務時間の改正につきましては、職員組合との協議を終えているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第27号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第27号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第35号で提案をしております東十勝障害程度区分認定審査会の設置に伴いまして、条例を改正しようとするものであります。

議案の説明資料3ページを参照いただきたいと思います。

障害程度区分認定審査会の委員につきましては、障害者等の保健福祉に関する学識経験を有する方の中から、市町村長が任命するとされており、東十勝障害程度区分認定審査会においては、関係町長が協議をして定める候補者を幕別町長が任命するとしております。

地方自治法第252条の9第5項の規定により、共同設置する附属機関の委員の身分の取り扱いにつきましては、委員を選任する普通地方公共団体の長の属する団体の職員とみなすとされておりまして、東十勝障害程度区分認定審査会の委員は、幕別町の職員とみなすこととなります。

このことから、認定審査会の委員の報酬及び費用弁償を規定すべく、条例の別表に、障害程度区分

認定審査会を加えるものであります。

報酬につきましては、会長が月額1万2,000円、委員につきましては月額1万円とするものであります。

なお、報酬の額につきましては、既に規定されております介護認定審査会の会長及び委員と同額であります。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成18年4月1日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第28号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第28号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

職員の給与につきましては、毎年人事院勧告に基づき改定を実施してきているところであり、昨年8月15日に行われました勧告に基づく行政職給与表、給与手当の額及び勤勉手当の支給率の改定につきましては、既に提案をさせていただき議決を頂いているところであります。

このたびの改定につきましては、昨年の人事院勧告で平成18年4月1日に施行することとされておりました給与構造の改革を行うための所要の改正を行うものであります。

勧告における給与構造改革の内容につきましては、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた給料構造への転換を図るために、高齢層の給料表の水準を約7%引下げ、若年層の水準を現行どおりとし、平均で4.8%の引下げを行うとともに、職務の級の統合、号級の構成の是正を行い、併せて、昇給・昇格制度の見直しを行うものとなっております。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第4条につきましては、給料表について規定しているものですが、第2項中、給料表に定める職務の級の分類の標準的な職務の内容につきまして、国の規定に準じまして規則で定めることとするものであります。

第3項から第7項までにつきましては、第5条の改正に伴い条文の整理を行おうとするものであります。

議案説明資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

第5条につきましては、初任給及び昇格・昇給の基準について規定するものでありますが、第1項から第3項まで、第8項、第10項及び第11項につきましては、第4条及び第5条に規定されていたものについて、条項の整理及び文言の整理を行うものであります。

第4項につきましては、昇給させることのできる時期及びその要件について規定するものであります。

なお、規則におきまして、昇給日を毎年1月1日と定めるものであります。

第5項につきましては、給料表の改正により現行の1号級を細分化し4分割することから、良好な

成績で勤務した者に係る昇給の号級数を4号級と規定し、それ以外の者に係る昇給の号級数の基準を規則で定める内容であります。

第6項につきましては、これまで55歳に達した年度で昇給を停止する措置を規定しておりましたものを廃止いたしまして、それに替わるものとして、55歳を超える年度における昇給の号級数につきまして、前項の規定中、4号級を2号級に抑制する措置を規定するものであります。

第7項につきましては、給料表に定める職務の級における最高の号級を超える号級、いわゆる枠外への昇給については行わない旨の規定であります。

第9項につきましては、昇給に関するその他の事項に関しまして、規則で定めることとするものであります。

第9条の2につきましては、調整手当を廃止するものであります。

国におきましては、調整手当に替わり地域手当を新設することとしておりますが、幕別町におきましては国の支給対象地域に指定されておらず、支給が想定されないことから地域手当の規定は見送るものであります。

議案説明資料の8ページになりますが、第11条につきましては、時間外勤務手当の支給に関する規定であります。職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の改正により、1日の勤務時間が7時間45分から8時間になりますことに伴う所要の改正であります。

第13条につきましては、国の規定に準じて文言を整理するもので、「給料月額」を「給料の月額」とするものであります。

第16条第5項につきましては、期末手当の支給に係る加算措置の規定であります。今回の改正に伴いまして、職務の級を8級制から6級制に改めることにより、この加算措置を受ける対象となるものを「4級以上の者」から「3級以上の者」に改めるものであります。

議案説明資料の9ページから12ページになりますので、そちらを参照いただきたいと思います。別表第1につきましては、行政職給料表を改めるものであります。職務の級を8級制から6級制に整理統合するとともに、現行の1号級を4分割し、きめ細かな昇給制度の実現を図るものであります。

別表第2につきましては、職務の級の分類に関する規定であります。第4条第2項の改正に伴いまして、国に準じて規則で定めることとするための改正であり、同表を削るものであります。

申し訳ございませんが、議案書に戻りまして、議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。附則についてであります。

附則の第1条、施行期日につきましては、先にご説明したとおり平成18年4月1日とするものであります。

議案書の12ページになりますが、附則第2条から第6条につきましては、給料表の改正に伴いまして、級及び号級を切り替えるための所要の措置を規定するものであります。

附則第7条につきましては、前条までの規定によります級及び号級の切替えに伴いまして、経過措置として給料月額が減額となります職員に対し、新旧給料月額の差額を給料として支給することを規定するものであります。

現行の額を保障するというような改正内容であります。

議案書の13ページになりますが、附則第8条につきましては、管理職手当の支給に関する特例措置を規定するものであります。管理職手当の計算の基礎となります給料月額につきまして、附則第7条の規定内容を反映させるものであります。

附則第9条につきましては、給与制度の改正により昇給にかかる期間を短縮することができる措置が廃止されましたことに伴い、幕別長職員の育児休業等に関する条例中、職務に復帰した者の給料月額の調整方法について、所要の改正を行うものであります。

附則別表第1及び附属別表第2につきましては、附則第2条から第6条の規定によります級及び号級を切り替える際の切替え表であります。級につきましては、切替えを行う日の前日における級の対応によるものとし、号級につきましては、切替えを行う日の前日における号級及びその号級を受け

ていた期間に応じて切り替えるものであります。

なお、本条例改正によります給与構造改革につきましては、町職員組合との協議を終えているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○9番（中橋友子） 昨年の8月15日に人勧で出された内容の具体化ということでご説明を頂いたところなのですが、大変細かく大幅に変わっておりますので、一つひとつのことがどんなふうに反映していくのかなということを心配します。

それで、要は総体として給料が下げられていくということなのだと思うのですが、今の助役のお話ですと、平均で4.8%、そして高いところで7%、多分もっと低いところは抑えられているところもあるのかなというふうに思うのですが、自分たちが一番知りたいのは、そういう編成によって具体的にうちの町職員の方たちがどんな影響を受けていくのか。どのぐらい賃金が下がっていくのか。最高はどうで最低は幾らでというようなことを一番知りたいところなのですよね、平均も含めまして。

まず、そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（本保証喜） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 今回の給与構造の改革につきましては、総体で4.8%の減ということであり

ます。それで、給料自体は一定のルールに基づきまして置き換えられますので、給料表そのものについては、年齢の高い人については特に影響が大きくて、現実的には今もらっている給料よりも号級は下がると考えられます。

ただし、国で規定されている内容につきましては、準じているわけでありまして、現在の給料は保障されるという経過措置が設けられております。

このことにつきましては、18年の3月31日の給料が最低保障されるということでありまして、そういう意味におきましては、職員は通常今の給料はそのまま大体守られるということになると思います。

そして、給料の昇給につきましては、新制度におきましては1月1日が昇給日になりますので、昇給月等におきましては違いが出ます。そういうようなことの影響は若干ありますので、そういうようなことにおきまして、新制度に移行した場合に役場全体での給与制度における影響額は、2,100万円ぐらい人件費総体として減になるのではないかとというふうに推計しているところであります。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） まず、わからない点を先に言いますと、全体としては号俸が引き下がるのだけれども、しかし、最終的には平成18年3月31日時点の給料は保障されると。

そこで、先ほどの条項の中の何番目かに、給与として支給すると書いてあったのがそこなのかなと思うのですが、そういう形をとりながら、保障するのであれば何もわざわざ変えなくてもいいのではないかとと思うのですが、そういう形をとりながらも、全体としては2,100万円の影響が出ていくということであれば、やはり全体として一人一人の職員に対しての影響は大きいものがあるのだろうというふうに思うのですよね。

私、この職員給与の削減はこれまでも、始まりましてから、最初は一時金でしたか、あるいは家族手当ですとか、暖房手当ですとか、そういうところから始まりまして、かなり長い期間引下げの提案がずっとされてきたのだと思うのです。

これらが本当にどのぐらいの影響になってきているのか。

ずっとここで申し上げてきたことは、職員の給料を下げることは、直接職員に影響を与えるということと、もう一つは地域経済にも影響を与えるのだよということと併せて、問題があるというふうに

してきたのですけれども、少なくとも今回 2,100 万円ということであれば、これの影響も出てくると思うのですよね。

それで、長いスパンで突然お尋ねすることですので、直近のこの 5 年間で一体幾ら全体として下げられたのか。

そして、具体的事例として、例えば、50 歳代の管理職の職員だったら年間にして幾ら下がるのか。平均で幾らなのか。その辺を示していただけませんか。

○議長（本保証喜） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 大変申し訳ないのですが、数値的なことは今ちょっと把握しておりません。

ただ、年収という視点で見たときに、給料の改定、ここ数年横バイか又は下がっているということもありますので、その点におきまして、年収は横バイか又は少し下がり気味でないかなとは思っておりますけれども、それが生活を脅かすほどの金額ではないなとは思っているところであります。

それと、町としては独自の削減はやっておりませんので、そういう面におきましては、地域経済が与える影響はそれほどないのかなとは思っています。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9 番（中橋友子） 独自の削減というのは多分人勤に基づかないという意味なのでしょうか。

実際には、毎回毎回削減の提案がされまして、人勤に基づくということがほとんどですが、引下げになってきているのではないですか。

そういうことが地域経済に影響を与えてきていますよということを申し上げてきたのです。

それで、私はやはり、今、幕別町だけではなくて北海道全体も含めまして、公務員の 10% の賃金削減とかというふうに出ています。

新聞などを読みますと、10% の削減は、道職員などでは平均で年間にして 100 万円を超える引下げになるのだというようなことも報道されています。

そういうことがうちの町にも当てはまっていくのではないのか。10% ではないですから金額は違いますよ。

ですけれども、そういう傾向に向かっているということは事実だと思うのですよね。

そういうことに対する与える影響も考えて、私はやはり公務員の賃金というのは、どこもそうですけれども労働に対する、公務員は国民に対する奉仕者、全体に対する奉仕者というのがありまして、それに対する労働の対価というふうに押さえておりますので、こういった形で、国の人勤を受けてということではあります、地域に与える影響、職員に与える影響を考えた場合には、逆にこれを地域住民にもっと理解を求める形で抑えるような手法を理事者自らとることも大事ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（本保証喜） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 人件費の考え方なのですが、基本的には町としましては人事院勧告に基づいてやっていくということを過去ずっとそれを守ってきておりますので、その姿勢を貫いているということでもあります。

それと、厳しい財政状況の中で、いろいろな経費を削減しなければならないという点もあります。そのときにおきまして、人件費におきましてもどの程度工夫ができるのかということにおきましては、町といたしましては定年退職を迎えられた方の補充におきましてもなるべく工夫をすることによって抑制をしたりして、人件費総体としては抑えていくと。

そのようなことで財政運営をやっていくというようなことはやっております。

そういうようなことで、退職不補充等をなるべくすることにより人件費の抑制を図ると。そういうような工夫はしているところであります。

○議長（本保証喜） 助役。

○助役（西尾治） 毎回お答えをさせていただいておりますけれども、確かに職員の士気あるいは地域

に与える影響、全くないのかということになりますと、私はいつも申し上げているのですが、そういうことではないだろうと。少なくともそういう影響は少なからずあるのだろうと。

民間をリードしていく立場に、中橋議員いつも言われるように、行政の、あるいは国民の立場というのはやっぱりそういうところもあるのだろうということは、一方で私どもも理解をしているつもりであります。

ただ、今回の給与改正、特に国が重きを置いた点というのは、地域間における民間労働者の賃金の格差を今回どのように反映させるかということと、もう一つには、職員の職務職階について今後どういうふうな方向に進めるのかというのが、今回の給与改定の人事院におけるねらいの大きな点にあったのだろうと。

今回は全国的に同じ給料表を使うわけですが、地域間格差は先ほど申し上げました地域手当をもってそれぞれ地域間の調整を図るということになってございまして、北海道は特にそういう意味では、地域間の格差を図る地域手当の対象とならない地域が多いということでございまして、現行の給与体系が北海道の民間労働者の均衡が図られるような形で人事院勧告がなされたというふうに私どもも理解をしております。

私どもとしては、例年申し上げておりますけども、少なくとも人事院勧告を町としてきちんと守っていくことが、今現状では、それもなかなか難しい中で、私どもの町としては、そこは最低限守っていこうという姿勢で今までも取り組んできております。

管内的にいえば、恐らく三つか四つの町村がこういう状況にあるのだろうと。それ以外の町村については、総務課長が言いましたように、さらにそれを上積みするような形で削減を行っているという現状がありますので、何とかこのラインを守ることが私ども職員にも一定の士気を与えることになるのだろうと。そこはできる限り守っていきたいと。

逆に、それ以上のことになりますと、なかなか民間との格差等を鑑みますと、町民の理解も得るところは難しいのかなという思いがありますので、先ほど来申し上げているとおり、今回そういう制度の趣旨に則った形で人事院勧告を遵守するという改正を提案させていただいたということでございまして、ご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

千葉議員。

○22番（千葉幹雄） 1点、視点をちょっと変えましてお伺いしたいと思いますけど、今回の改正案をみますと、限りなく能力主義というのでしょうか、職員を評価して、そしてその評価によって、この5条の4項にも書いてありますけども、昇給は1年間の勤務成績に応じて行うものとするということですから、当然職員の評価をしてどの程度昇給すべきかということを検討されるのだろうというふうに思うのですが、これはどこかに基準というかベースがないと、幾らプラスしていいのか幾らマイナスしていいのか、いわゆる我々が学校時代に評価されたように、絶対評価だとか相対評価だとかがありますよね。

そういうものが当然あるのだろうと思うのです。

そして、8項を見ますと、職員の昇給は予算の範囲内で行わなければならないということですから、その予算というのはもう決められてくるわけですよね。

それによって評価をして給料を抑えていくというのでしょうか、多くならないようにしていくということになると、非常に現実問題優秀なだけでも抑えられていくとかそういったことも考えられると思うのですね。

そこで、ここではちょっと違うかもしれませんが、でもこれと関連してきますので。

その職員を評価するシステムみたいなものがきちっとないと、マニュアルみたいなものがないと、上司の人が評価するのでしょうか、どうしても主観が入ったり、いろいろしますよね、人間ですから。

ですから、その辺の評価の仕方のシステムというか、そういうのは、きちっとできているのかどう

なのか。

それともう1点、先ほど申し上げたように、その評価というのは絶対評価なのか相対評価でいくのか、そういったこと。

それと、当然予算の範疇ということですから、そういういい仕事をしているのに評価がされないという部分がないのかどうなのか。

その辺お聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 今回の給与構造改革につきましては、平成22年まで、5年間をかけて行うというような内容になっておりまして、今、千葉議員からご質問のありました勤務評価については、今、国の段階で試行をしているという状態であります。

その勤務評価制度につきましては、今私たちの方に入ってきている情報では大体5段階評価、AからEまでというような形の中で評価をしるというようなものが入ってきていますけれども、具体的な評価の手法、絶対評価なのか相対評価なのか、そういったものなどについては、今後国の試行状況を見ながら評価制度については導入されてくるというふうに私どもの方は押さえておりますので、今、研究期間という状態であります。

ですから、即18年度から評価が始まるという形ではないというふうに私どもは捉えております。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○22番（千葉幹雄） 現実問題、18年の4月1日から始まるのだけでも、まだ詳しいことはわからないということですよ。

4月1日から評価するわけでないですから、1年間見るということですか。それとも4月1日に17年度の評価をして、18年の4月1日からすぐ生かすということなのでしょう。それだとすれば全然間に合わない話ですよ。

18年の4月1日から1年間、来年の3月31日まで振り返って、来年の4月1日に評価して査定をするというのであれば、来年ですから今でなくてもいいでしょうけども。

それと、これがわからなかったらすべてわからないからわからないといえればそれまでなのですが、要するに評価は全体評価なのか相対評価なのかわからないということ。それで、要するに予算内でやるということですから、だから先ほど言ったように、せっかく一生懸命やっているけども予算がないから、例えば上げられないとか、そういう矛盾とか、せっかく能力主義を取り入れて評価してやっていこうというのに、それが現実問題として昇給になかなか跳ね返ってこないということにならないのかということを知っているのです。

○議長（本保証喜） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 私の説明がちょっと足りないのかもわからないのですが、まず、今国の段階では試行段階にあるというようなことで、多分18年度については今までの1号俸というのが4分割されて細分化されていると。

この中で、5段階評価の中では特に極めて良好な職員については8号俸上がるとか、そのようなものが示されてはおりますけれども、評価制度自体がまだ確立されていないということですから、18年度については一律1号俸の昇給というのが、定期昇給があればそういった形になっていくのだろうと思います。

今年の8月にまた人事院勧告が示されまして、その辺、一定の評価制度の導入について、手法も含めて示されるというふうに思いますので、こういった勤務成績等についての給与についての表し方、これは18年以降、19年ぐらいに導入されてくるのか、ちょっとその辺の推移を私どもとしては見守っているという状況であります。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○22番（千葉幹雄） わかりましたというか、わからないのですが、まだわからないということなのですよ。

ちょっと4月1日から施行していくわけですから、その評価のシステムだとか、実際は1年過ぎてからでもいいのでしょうか、ある程度、おおまかに5段階ということではなくて非常に細かいポイントがあるのだと思うのですけども、だからそういったシステムがきちっとできあがっていて、誰が評価しても同じような数字が出るようなシステムでなければならないということが一つですよね。

それと、それは今後の話ですからまた違うところであれしたいと思いますけれども、今年1年は今言ったように機械的に1号俸上げたり、それはそれでいいのですけども、ただ、これを読んでいくと、先ほど言ったように、せっかく評価をしていくのですけども、評価をしてそれを数字に反映させていくという中で、その人件費の抑制というか、予算が頭で決まってくると、それとの矛盾というか、そういうのがないのかなと私は単純にそう思うのです。

せっかく評価するといって、一生懸命やったら給料上げるよといって、総額がこれだから抑えていくよということになると、その辺どうなのかなとちょっと矛盾を感じる部分も僕はあるのですけども、さりとて幾らやってもいいと言っているわけではないのですけどもね。

そんなことをちょっと感じるのですけども、それだけお願いします。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） 今回の給料表、1号俸4分割にされた基本的なねらいは、今千葉議員おっしゃるとおりでございまして、国としては評価制度を導入していきたいという考え方であることはもう明白だと思います。

ただ、先ほど総務部長が言いましたように、総体の人件費の枠というのは予算上定められているわけですから、例えば、1年間で今まで1号俸上げるところを成績良いから2号俸上げたということになれば、逆の話として上がらない人間も出てくると、総体の中としては、人件費総額は変わらないという制度だというふうに私ども承知をしております。

ただ、これは公務員の職場においてどの程度評価制度がなじむのかというのは、今国が試行始まった段階で、はっきりそれらの成果がどうなるのだということは今の段階では見えた成果として私どもに伝え聞けるところございませんので、これはじっくり検証しなければならないというふうに思っておりますし、また、それをすぐうちの町として導入していくのかどうなのかという問題点につきましては、これは職員との十分な協議も必要となってまいりますので、今の段階で何年度から導入してどうするとか、あるいはそれをやっていくのだという確たる町としての考え方、きちんとしたものは現段階では持っておりませんが、今回の給料表の改正はそういうねらいがあるということだけは間違いないというふうに感じております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

豊島議員。

○10番（豊島善江） 今のことに関連してお聞きしたいのですけども、今のお話では、評価制度は確立をしていない。国の段階でも試行の段階である。しっかりと検証しなくてはいけないというようなことが、評価のこの制度のことについて言われました。

そういう段階で、この改正条例の中にこれが条文として盛り込まれるということに、私は非常に何か奇異なものを感じるのですけども、これはやはりきちんと評価制度に対しては、いろいろな意見もありますから、きちんと確立されて町としての考えをまとめてから、私はこういう条例に載せるべきだというふうに思うのですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 今回の条例改正の中には、具体的にこのような評価制度に基づいてやるという内容のものにはなっていないというふうに、私どもは解釈しておりますけれども。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） それで、その対応というのですか、そのことは十分わかりました。

ここに載せたからすぐ実施するわけではないということで、それはわかるのですけども、それであ

るならば、この改正条例に、私は載せなくいいのではないかと思うのですが、それは人事院勧告との関係で非常に難しいことなのでしょうか。

○議長（本保証喜） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 人事院勧告に基づきまして、国は5年間かけてこういった給与構造改革を行うと。

私は、これは一体のものだと。国の人事院勧告に基づいて給与制度を変えるわけですから、一体の中で進めていかなければならないということでの改正だという判断をしております。

○議長（本保証喜） ほかに。

増田議員。

○19番（増田武夫） 一つお尋ねしたいと思います。

合併して初めての給与改定ということで、忠類総合支所の職員の問題についてお伺いしたいと思えますけれども、私の承知しているところでは、ラスパイレス指数その他からいいまして、忠類総合支所の職員の給与の平均は、幕別の本庁の職員よりもやはり平均して低く抑えられているというふうに承知しているわけですが、もちろんその職員によってはうんと低い人、それから本庁よりも高い人とかいろいろな方はおられるとは思いますが、そうした中で平均どのくらいの差があるのか。

そしてそれを、同じ町の職員となったわけですから、それをどういう手順でそうした格差を是正していこうとおられるのか。

その点についてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（本保証喜） 総務部長。

○総務部長（菅好弘） 合併協議の中で、職員の給与についての比較をさせていただきました。

確かに今増田議員が言われるように、幕別町の職員と比べて同じ年齢で低いところ、それから同じ年齢においても忠類地区の職員が上回っているところ。これは個人差がそれぞれあります。

高いところにつきましては、やはり早く管理職に到達した職員については高い給与にあると。低いところにつきましては若年層にあります。

そういった給与構造の中で違いがありまして、平均してどれくらい低いのかと言われますと、これはなかなか比較対象ができない部分がございます。

あくまで個人の採用された時期、それから前歴の部分だとか、そのような経過がありますので、一概には申し上げられないのかなと。

ただ、言えますことは、若年層においては2号俸ぐらいの開きがあるということは事実でございます。

これにつきましては、合併協議の中ではそれぞれスタート時点、すなわち幕別町に採用された、又は忠類役場に採用された。その時点から発生しているものでありますから、それを合わせるということとはなかなか難しいのではないかと。

高い人はそしたら下げるのか。こういう形にもならないだろうということで、現行のまま引き継ぐということで合意をさせていただいたところでございます。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） これは現行のまま引き継ぐ、はいいと思いますけれども、しかしながら同じ職場になるわけですから、そうした格差があればしっかりと是正していく措置をとっていくべきだというふう思うのですよね。

もし高すぎる者があるのであれば足踏みする必要ももちろんあるでしょうけれども、しかし2号俸なりが低い人間をそのままずっといくということにはならないのではないかと。

やはり同じ意欲をもってしっかりと働いてもらうためには、それをやはり是正する努力をする必要があるのではないかと、そう思いますがいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾治） これは先ほど総務部長が言いましたように、なかなか本人のご努力によって係長、課長職に早く昇格した人間については、当然のことながら、管理職あるいは役職になる年齢かなり旧忠類村の職員が早い状況にございましたので、今言いましたように一定の役職についている職員については、場合によってはうちの職員よりも高い職員もおられます。

今、増田議員がおっしゃるとおり、なかなかその人間の給与を足踏みさせる、あるいは下げるという処置は厳しいものかなというふうには思っております。

今、格差のある部分について、今後、幕別町としてどう考えていくのだというご質問だと思いますけれども、これは一切今回の給与制度の中で、一応そういうことでは引き継いでおりますけれども、今おっしゃるとおり職員の士気の問題、同じ職場として働いていく、同年齢、同学歴を持っていて何で違うのだという職員の思いもありますので、これは今すぐどういう方法でどうやれるかということまでお答えすることはできませんけれども、何らかの手法は講じていきたいなという思いで組合とも協議をさせていただいておりますので、今どういう形ということとはなかなか言いにくい点はありますけれども、それらのことも念頭に置きながら、これからの給与制度が切り替わった時点で十分町として考えていきたいというふうには考えております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がございますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立、多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第29号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第29号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料14ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、平成18年度から平成20年度の3年間におきます65歳以上のいわゆる第1号被保険者の介護保険料率の見直しを行うものであります。

また、地方税法の改正により、保険料段階が上昇する者に対し、特例として平成18年度及び平成19年度については激変緩和措置を設け、附則で定めるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第7条の保険料率であります。第1号被保険者の保険料率につきましては、3年度を単位として設定されておりますことから、「平成15年度から平成17年度」とありますものを、「平成18年度から平成20年度」に改めるものであります。

基準保険料についてであります。平成18年度から平成20年度における標準給付額から算出した月額では、3,465円となりましたが、介護給付費準備基金の一部を取り崩しまして、基準保険料の月額を現行より400円増とし、3,350円とするものであります。

また、現行の第2段階につきましては、低所得者に配慮して二つに細分化し、市町村民税非課税世帯で課税年金収入額の合計所得金額の合算額が80万円以下の者を第2段階とし、市町村民税非課税世帯で第2段階以外の者を第3段階とするものであります。

したがいまして、所得段階が現行の5段階から6段階になるものであります。

この結果、年間の保険料率につきましては、第7条第1項第1号から第6号に定めるとおり、第1段階が現行より2,400円増の2万100円、第2段階が6,400円減の2万100円、第3段階が3,600円増の3万100円、第4段階が4,800円増の4万200円、第5段階が6,000円増の5万200円、第6段階が7,200円増の6万300円とするものであります。

第9条第3項につきましては、現行の第2段階を細分化する介護保険法施行令の改正に伴う条項の整理であります。

説明資料の15ページをお開きいただきたいと思います。附則第6条につきましては、地方税法の改正により、保険料段階が上昇する者に対し、激変緩和措置を設けるもので、税制改正により市町村民税が課税となる者及び税制改正により市町村民税本人非課税となる者について、平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例を設けるものであります。

第6条第1項の第1号から第7号までは、平成18年度における保険料率の特例について定めたものでありまして、第1号では、第1段階から第4段階に上昇する者について2万6,500円、第2号では、第2段階から第4段階へ上昇する者について2万6,500円、第3号では、第3段階から第4段階へ上昇する者について3万3,300円、第4号では、第1段階から第5段階へ上昇する者について3万100円、第5号では、第2段階から第5段階へ上昇する者について3万100円。

引き続きまして、説明資料の16ページになりますが、第6号では、第3段階から第5段階へ上昇する者について3万6,500円、第7号では、第4段階から第5段階へ上昇する者について4万3,400円とするものであります。

次に、第6条第2項については、平成19年度における保険料率の特例について定めたものでありまして、第1号では、第1段階から第4段階に上昇する者について3万3,300円、第2号では、第2段階から第4段階へ上昇する者について同じく3万3,300円、第3号では、第3段階から第4段階へ上昇する者について3万6,500円、第4号では、第1段階から第5段階へ上昇する者について4万200円、第5号では、第2段階から第5段階へ上昇する者について同じく4万200円、第6号では、第3段階から第5段階へ上昇する者について4万3,400円。

引き続きまして、17ページになりますが、第7号では、第4段階から第5段階へ上昇する者について4万6,600円とするものであります。

また、附則第6条を加えたことによりまして、現行の第6条から第12条までを1条ずつ繰下げ、それぞれ第7条から第13条とするものであります。

議案書に戻りまして、議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてでございますが、第1項で施行期日を平成18年4月1日からとし、第2項で改正後の条例第7条の規定については、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとする経過措置を規定するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

この際、11時5分まで休憩をいたします。

10:54 休憩

11:04 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋議員。

○9番（中橋友子） 今回の改定の中身につきましては、国の方の区分が5段階から6段階に変わったこともありまして、一部保険料そのものが引き下がるというようなところも生まれてきていることを

踏まえた上でお尋ねするのですけれども、それぞれの該当者がどのぐらいになるのか。この区分によりまして、それぞれ段階ごとに教えていただきたいと思えます。

それともう一つは、以前にもお尋ねしたことあるのですが、各種の税制の改正によって、この改定以外にも税制の改定によって、税が上がることによって、保険料が引き上がる人たちも生まれてきます。

それは、この中でどのぐらい含まれるのか、幾らぐらいになるのか伺います。

○議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） まず、段階ごとの人数でありますけれども、第1段階の方が100名、それから第2段階が1,158名、第3段階が629名、第4段階が1,883名、第5段階が1,658名、第6段階が666名で、計6,094名ということになっております。

それから、2点目の税改正による影響ということでもありますけれども、助役の方から説明がありましたとおり、かなりの方がということなのですけれども、そのうち幕別町において影響を受ける方につきましては、まず、第2段階から第4段階へ上がる者、これが36名、それから、第3段階から第4段階、これが37名、次に、第3段階から第5段階、これが489名、それから、第4段階から第5段階に上がる者が349名と推計しております、これによる影響額ですけれども、激変緩和措置がありますけれども最終的に到達したときには1,400万円程度の影響があるというふうに思っております。

激変緩和措置がありますので、1年目の影響額については467万円、2年目については933万円と推計しております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 今回はかなり詳細に、一つひとつの保険料の負担の対象区分あるいは軽減措置をとっていくという点では、随分努力をなされて決められたというふうには思えます。

それから、幕別町自体の引上げが他町村から比べても現時点では下から2番目ということで、かなり低く抑えられたというふうにも理解をしております。

その上で、しかし抑えられたといってもやっぱり引上げは引上げなのですね。

介護保険の保険料については、他の所得税や住民税、あるいは国保税もそうなのですが、そういうものと比較しましても、大変低所得者の方の負担が重くなる。逆進性の強い内容であるということ、これは幕別町がそうしたというのではなくて、国の決め方がそうなものですから、そういう状況にあります。

今回の改定に至って、第2段階の年間80万円以下の人たちについての緩和措置はとられたというふうに思うのですが、しかし80万円以下といいますと、そこにやっぱり保険料がかかる。生保以下の基準に料金がかかっていくということでもありますから、依然として低所得者に対して重たい保険料改定であることには変わりはないと思えます。

そこで、今回激変緩和をとられた措置と併せて、本来であればやはり減免措置というのをも併用して行うことが、保険料の全体の軽減、そして低所得者の軽減にしっかりとつながっていったのではないかと思うのですが、そういった考え方についてはどうだったのでしょうか。

○議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） ただいまのご質問ですけれども、確かに制度の改正によりまして上がる部分もある。

しかしながら、第2段階については、今、中橋議員がおっしゃったとおり細分化をされているということで、80万円以下の方、国民年金相当額以下の方について軽減を図られているというようなことであります。

これは先ほど申しましたように、1,158名の方がこれに該当するということでもありますから、この方たちが年額にいたしまして6,400円の減になるというようなことでもありますから、国の制度としてかなり軽減をされてきたということだと思えますので、これに従って町としては進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

- 議長（本保証喜） 中橋議員。
- 9番（中橋友子） ということは、減免の考え方は持たなかったということですね。
そこは確認をさせていただきます。
- 議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。
- 保健福祉センター所長（久保雅昭） これについては以前からもこの件に関して質問とか頂いておりますけれども、あくまでも今回の国の改正の中で、この第2段階が細分化されて、相当数の方がそういう減免の恩恵という言葉はおかしいですけれども、そういう下がるというようなことで理解しておりますので、その中で、あくまでも国の制度の中でということで、町としての減免としては考えなかったということでもあります。
- 議長（本保証喜） ほかにございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議ありの声あり）
- 議長（本保証喜） 異議がございますので、起立採決をいたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 議長（本保証喜） 起立、多数であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第6、議案第30号、幕別町重度心身障害者及び一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
説明を求めます。
西尾助役。
- 助役（西尾治） 議案第30号、幕別町重度心身障害者及び一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
議案の説明資料18ページをお開きいただきたいと思います。
本条例の改正につきましては、平成17年11月に公布されました障害者自立支援法の施行に伴うものであります。
児童福祉施設及び知的障害者援護施設の入所者につきましては、従来、医療費につきましては公費負担でありましたが、障害者自立支援法の施行により、平成18年度から原則として一部自己負担となる予定であります。
このため、これまで本条例におきまして、医療費助成の対象外であったこれらの方々の医療費を、助成対象とすることが主たる改正点であります。
以下、条文に沿ってご説明申し上げます。
第2条第1項につきましては、対象者が幕別町の区域内に住所を有する者であることを明確に示すために、従来、規定のなかった受給対象者の住所要件を加えるものであります。
第2項につきましても同様の理由で、幕別町の区域内に住所を有する者でと加えるものであります。
説明資料の19ページになりますけれども、第3号につきましては、第2条第1項の改正に伴い、国民健康保険法の法令番号が明記されていることに伴いまして、この号における法令番号が不要となるため削除するものであります。
議案説明資料の20ページになりますが、第3条の第1号から第5号は、助成対象外となるものを示しているものでございますが、現行条例では第2号において、児童福祉施設に入所している者を、また、第3号において、知的障害者援護施設に入所している者を対象外と規定しているところでありますが、改正条例では、各施設に入所していて公費負担の医療給付を受けている方のみを対象外とする

ことと規定するものであります。

また、第3条第2号及び第3号中の条文番号を改正いたしますのは、根拠法令の改正に伴うものであります。

議案書の22ページにお戻りいただきたいと思えます。

障害者自立支援法におきまして、知的障害者援護施設にかかわるものにつきましては、平成18年4月1日から施行し、児童福祉施設にかかわるものにつきましては、10月1日から施行されることとなっておりますことから、本条例につきましても附則にありますとおり、原則的には4月1日からの施行とし、ただし書で児童福祉施設に係る第3条第2項の改正規定については、10月1日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第31号、幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第31号、幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料21ページをお開きいただきたいと思えます。

条例改正に主な内容につきましては、本年4月1日の機構改革に伴います課の名称の変更によるものであります。

第6条中、保健福祉センターを福祉課に改めるものでございます。

保健福祉センターの業務は、身体障害者の自立支援法の改正等も受けまして、現在、保健福祉センターとして業務を行っておりますが、4月1日の課の機構改革に伴いまして、保健課と福祉課の2課体制で業務の内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、第6条中、保健福祉センターを福祉課に改めるものであります。

なお、この条例の施行期日については、平成18年4月1日とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第32号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

- 助役（西尾治） 議案第 32 号、幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 22 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例第 17 条の一般廃棄物の処理手数料を規定いたしております別表のうち、燃やせるごみ、燃やせないごみの区分の金額欄にただし書を加えるものでございます。

以前から町民の方からの要望がありました庭木の枝の収集方法について、新たに追加するため改正するものであります。

庭木等を束ねた紐にシール状の処理券を折り返して貼るようにするものでありまして、40 リットル相当の束で処理手数料を 120 円と規定するものであります。

具体的なシールの形状及び束の大きさ等につきましては、規則で定めるものであります。

なお、本条例の施行月日につきましては、平成 18 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 33 号、幕別町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

- 助役（西尾治） 議案第 33 号、幕別町防災会議条例の一部を改正する条例の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案説明資料の 24 ページをお開きいただきたいと思います。

第 3 条第 5 項の委員の数を、「20 人以内」から「30 人以内」へ改正するものであります。

昨年 7 月に改正水防法が施行されまして、また、昨年 9 月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進特別措置法が施行され、本年 2 月 20 日には、本町が対策推進地域に指定されたところであります。

これら法律では、高齢者などのいわゆる災害弱者の支援や情報提供の充実のため、関係機関・団体の連携が求められているところであります。

このため、委員数を増やし、その体制の強化を図ろうとするものであります。

具体的には、帯広土木現業所、帯広保健所、NTT などに参加を依頼したいと考えているところであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成 18 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長は市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります西田久氏につきましては、平成18年6月30日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の27ページに記載いたしておりますのでご参照いただき、推薦につきご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。諮問第1号は、原案のとおり推薦することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第11、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の30ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項に規定により、市町村長は市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります桜田はるみ氏につきましては、平成18年6月30日をもって任期満了となりご勇退されますことから、その後任の委員を推進いたしたく意見を求めるものであります。

桜田委員には、平成9年5月より、人権尊重思想の普及啓蒙に努めていただきましたことに対しまして、ここに深く敬意を表するものであります。

後任といたしましては、札幌市高橋玲子氏を推進いたしたく、意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の28ページに記載いたしておりますのでご参照いただき、推薦につきご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。諮問第2号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

日程第12、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の31ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項に規定により、市町村長は市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります紺野タカ氏につきましては、平成18年6月30日をもって任期満了となりご勇退されますことから、その後任の委員を推進いたしたく意見を求めるものであります。

今野委員には、昭和59年12月より、人権尊重思想の普及啓蒙に努めていただきましたことに対して、ここに深く敬意を表するものであります。

後任といたしましては、忠類白金町の印牧洋子氏を推進いたしたく、意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の29ページに記載いたしておりますのでご参照いただき、推薦につきご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。諮問第3号は、原案のとおり推薦することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明11日から19日までの9日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって3月11日から、3月19日までの9日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月20日、午後2時からであります。

11：28 散会

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成18年第1回幕別町議会定例会

(平成18年3月20日 14時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
13番 助川順一 14番 杉山晴夫 15番 齊藤順教
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第2号 道州制特区推進法案に関する要望意見書
- 日程第3 発議第3号 新たな「高校教育に関する指針」(素案)の高校配置計画の撤回を求める要望意見書
- 日程第4 発議第4号 米国産牛肉輸入の全面停止継続等を求める要望意見書
- 日程第5 発議第5号 高速道路整備計画に関する要望意見書
- 日程第6 発議第6号 上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する要望意見書
- 日程第7 発議第7号 平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書
- 日程第8 議案第6号 平成18年度幕別町一般会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成18年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第8号 平成18年度幕別町老人保健特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 平成18年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成18年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成18年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成18年度幕別町公共用地取得特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 平成18年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成18年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成18年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第18 議案第23号 幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例
- 日程第19 議案第24号 幕別町国民保護協議会条例
- 日程第20 議案第25号 幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 日程第21 議案第35号 東十勝障害程度区分認定審査会の設置について
- 日程第22 請願第1号 「患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第23 幕別町議会史編さん特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第24 各常任委員会所管事務調査報告
- 日程第25 閉会中の継続調査の申出

会 議 録

平成18年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年3月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月20日 14時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (27名)
議 長 本保証喜
副議長 額額太郎
1 前川雅志 2 芳滝 仁 3 前川敏春 4 牧野茂敏 5 草野奉常
6 岡田和志 7 中村弘子 8 大坂雄一 9 中橋友子 10 豊島善江
11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一 14 杉山晴夫 15 齊藤順教
16 堀川貴庸 17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫 20 野原恵子
21 永井繁樹 22 千葉幹雄 23 坂本 偉 24 古川 稔 25 佐々木芳男
26 南山弘美 27 杉坂達男 28 大野和政
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁夫 代表監査委員 市川富美男
農業委員会会長 上田健治 総務部長 菅 好弘 経済部長 中村忠行
民生部長 新屋敷清志 企画室長 佐藤昌 親建設部長 高橋政雄
忠類総合支所長 田岡利勝 札内支所長 本保 武 教育部長 藤内和三
糠内出張所長 中川輝彦 企画室参事 羽磨知成
忠類総合支所地域振興課長 水谷幸雄 監査事務局長 森 広幸
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
13番 助川順一 14番 杉山晴夫 15番 齊藤順教

議事の経過

(平成 18 年 3 月 20 日 14:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13 番助川議員、14 番杉山議員、15 番齊藤議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2、発議第 2 号、道州制特区推進法案に関する要望意見書から、日程第 7、発議第 7 号、平成 18 年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書までの 6 議件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、発議第 2 号から、日程第 7、発議第 7 号までの 6 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第 2、発議第 2 号、道州制特区推進法案に関する要望意見書及び、日程第 3、発議第 3 号、新たな「高校教育に関する指針」の高校配置計画の撤回を求める要望意見書の 2 議件を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

坂本偉議員。

○ 23 番（坂本偉） 発議第 2 号。

平成 18 年 3 月 20 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員坂本偉。

賛成者、幕別町議会議員中野敏勝議員。

道州制特区推進法案に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

道州制特区推進法案に関する要望意見書（案）。

国において、北海道を道州制の先行モデルとする道州制特区推進法案の検討がなされており、今国会に提出されようとしています。

地方分権を推進し、地方の自主・自立を進めることの必要性は、我々町村議会も十分認識しているところであります。

しかしながら、政府が平行して進めている「総人件費改革基本方針」の取り組みの中で、国家公務

員の大胆な定員削減として国土交通省の「北海道開発」が挙げられていることについて、国のスリム化により北海道開発局やその所管する事業所が進める道路・河川・農業など各地域資本整備による地域振興対策に支障が生じるのではないかと、極めて憂慮しているところであります。

北海道の開発は、これまで過去6期にわたる北海道総合開発計画によって、その豊富な資源や広大な国土を利用し我が国の発展に寄与するという観点から、組織的かつ計画的に推進されてきましたが、いまだ全国水準に比べれば遅れた状態に止まっていると言わざるを得ません。

このような中で、広大な面積を有する北海道は、今後においても日本の他地域にない優れた特色を生かし、安全で良質な食料の安定供給や環境保全、観光交流などの様々な分野で、我が国に貢献するという役割を担うことが求められております。

北海道がこれからも「我が国発展への貢献や国土の保全」を担い、「地域の自立的発展」を実現していくためには、関連する必要な施策が国の政策、とりわけ直轄事業を引き続き、位置づけされることが必要であり、住民生活を図る上で全国水準に達していない社会資本整備をより一層充実・強化及び北海道開発体制を維持することが必要であります。

このような現状を踏まえ、道州制推進法案を検討するに当たり、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記。

1、道州制を進めるに当たり、北海道を先行する理由、また、そのメリット・デメリットを個別具体的に示すこと。

2、北海道開発（開発法、予算一括計上、北海道特例）の基本的枠組みと地域の実情に即した総合的な行政を推進するため、北海道開発局及びその所管する事業所等における組織体制を維持すること。

3、広大な面積を有する北海道の実情を十分配慮し、社会資本整備の強化と地域振興対策をより一層推進すること。

4、国・地方において十分議論を行い、地域の合意を得ること。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出いたします。

平成18年3月20日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、規制改革担当大臣、財務大臣、国土交通大臣、北海道知事。

次に、発議第3号。

平成18年3月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員坂本偉。

賛成者、幕別町議会議員中野敏勝議員。

新たな「高校教育に関する指針」（素案）の高校配置計画の撤回を求める要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

新たな「高校教育に関する指針」（素案）の高校配置計画の撤回を求める要望意見書（案）。

北海道教育委員会は、平成18年2月、中長期的な高校教育と配置の在り方を示す、新たな「高校教育に関する指針」（素案）をまとめた。

その中の高校配置計画について、1学年3学級以下の高校は原則として再編を図る方針を明記。今後、道内各地での意見聴取などを踏まえ、平成18年度中に指針を策定、平成20年度から実施するとしている。

素案では、1学年3学級以下の高校は原則として、近隣高校との再編整備の対象となり学校規模の適正化を図るとし、同2学級以下の高校は統廃合する方針を盛り込んでいる。2学級以下の高校については例外的に、地域の要望に応じた市町村への移管や、地理的条件などを考慮した地域キャンパス校（分校）化の導入も検討するとしている。

十勝管内では19校のうち10校もの多くが対象となった。

道立高校の統廃合は、生徒の進路が制約され、経済的負担が増えること、また人口の減少、若い世代の都市部への流出で、過疎化により一層の拍車がかかるため、受け入れられるものではない。

また、2学級以下の高校の町村移管は、1学級高校で約1億円かかると言われている経費の負担はこの財政事情では、選択の道ではない。

現行では毎年翌年分を策定し、公表している高校配置計画を、三か年計画にして開始3年前に公表する仕組みに転換するとあり、平成18年度の早いうちに平成22年度までの配置計画が示されようとしているが、地域の声を十分聴取し、反映されるスケジュールとなっていない。

よって、北海道教育委員会は、先に公表した新たな「高校教育に関する指針」（素案）による高校配置計画を撤回し、既存高校が存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規程により、意見書を提出いたします。

平成18年3月20日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、北海道教育委員会教育長。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第2号、道州制特区推進法案に関する要望意見書は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第3号、新たな「高校教育に関する指針」（素案）の高校配置計画の撤回を求める要望意見書は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第4、発議第4号、米国产牛肉輸入の全面停止継続等を求める要望意見書及び、日程第5、発議第5号、高速道路整備計画に関する要望意見書についての2議件を、一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

伊東昭雄議員。

○12番（伊東昭雄） 発議第4号。

平成18年3月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員伊東昭雄。

賛成者、幕別町議会議員小田良一。

米国产牛肉輸入の全面停止継続等を求める要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

米国产牛肉輸入の全面停止継続等を求める要望意見書（案）。

平成17年12月12日に、日本政府はBSE発生国である米国・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し、食

肉事業者は早くも輸入を開始した。この政府決定は食品安全委員会の12月8日の答申に基づくものだが、この答申は多くの仮定に基づくものであり、米国・カナダ産牛肉の安全性を科学的に証明したものではない。

加えて、そこで指摘されていた米国でのBSE対策と日本向けの輸入プログラムが守られればという仮定は、本年1月20日に米国から輸入された牛肉390キログラムから特定危険部位（SRM）のせき柱が発見され、もろくも崩れ去った。

また、米国内では依然として家畜の飼料、代用乳、人工乳に肉骨粉、牛脂、血粉を使用するなどBSE対策のずさんさを示している。

さらに、SRM混入発覚後も米国政府首脳は、「交通事故より安全だ」などと日本の消費者を愚ろうする発言を繰り返しており、こうした食の安全をないがしろにした米国政府のやり方、姿勢を糾弾するとともに、輸入再開を拙速に決定した厚生労働省・農林水産省の責任を問うものである。

よって、米国産牛肉の全面輸入停止を継続するとともに、直ちに米国・カナダ産牛肉の安全性評価の見直しを行うことなど、下記事項を添えて強く要望します。

記。

1、政府は米国・カナダ産牛肉の輸入再開を拙速に決定した責任を認め、米国産牛肉の輸入停止を継続するとともに、カナダ産牛肉も輸入を停止すること。

2、食品安全委員会は米国・カナダ産牛肉の再評価を行うこと。

その際、日本で実施しているBSE対策（全頭検査、トレーサビリティ、全頭からのSRMの除去、肉骨粉の禁止）を基準に評価すること。

併せて、日本が輸入する可能性のある牛肉を生産する国のBSEリスクを評価し、ランク付けすること。

3、食の安全を実現するために、牛肉及びそのすべての加工食品の販売、外食、中食において原料・原産地表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月20日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、食品安全担当大臣。

次に、発議第5号。

平成18年3月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員伊東昭雄。

賛成者、幕別町議会議員小田良一。

高速道路整備計画に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

高速道路整備計画に関する要望意見書（案）。

国土交通省は、2月3日、高速道路整備計画に盛り込まれている区間の抜本的見直しを行い、当面全線整備を断念する方針を固め、7日、国土開発幹線自動車道建設会議で決定された。

北海道は2路線で、一部が新直轄方式での整備に転換及び、残りが既存国道を利用し、整備の断念となった。

道庁所在地と主要都市を結ぶ高速道路ネットワークは、国の政策として整備する事が基本と考える。

高速道路の採算性を考え、道路整備を進めるなら、ますます地方は取り残されてしまい、地域間競争のスタートラインの平等が確保できない。自然と環境が最大の売り物である北海道では、その地域にあった道路整備が望ましいと考えております。新直轄方式の建設コストを圧縮した工法による整備には理解できるが、都道府県の25%負担、北海道は特例で負担が15%と軽減されているが、厳しい北海道の財政状況の中では、建設の促進は厳しいと見ている。

しかしながら、広大な面積を有し、都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道の道路整備促進は、本道各地域の活力ある地域づくりや安全で快適な生活環境づくりを支援する上で、より一層重要となっている。

特に高速道路のネットワーク形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保、さらには我が国における安定した食糧供給基地・観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための最重要課題である。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記。

1、高速道路は都市間がつながってこそ生きるものであり、地域間の是正、交通事故の軽減に結びつくものである。

2、道路整備が完了していない現状では、受益者負担という制度趣旨に則り、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。

3、高速道路のさらなる有効活用により、一般道路も含めた道路全体の渋滞や沿道環境、交通安全問題の解決を図るため、不連続区間の解消、インターチェンジの最適配置とアクセス強化、弾力的な料金設定などを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月20日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第4号、米国産牛肉輸入の全面停止継続等を求める要望意見書は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本意見書は、原案のとおり可決されました。

これより、発議第5号、高速道路整備計画に関する要望意見書に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

増田議員。

○19番（増田武夫） 高速道路整備計画に関する要望意見書に反対の討論を行います。

この意見書には、どうしても同意できない事柄が含まれています。

それは、自動車重量税を含む、道路特定財源を一般財源化することなく、すべて道路整備に充当することを求めている点であります。

道路特定財源は、まだ国道、県道の舗装率が5%以下の1953年、昭和28年につくられ、当時はそれなりの使命を持っていました。

しかし、それから50年以上を経て、現在では、舗装率も96%を超える状況となり、平成18年度には、道路特定財源が余ってしまう状況とさえ言われています。

税金が入った分だけ道路をつくり続けることを、果たしてこのまま続けていいのでしょうか。

現在の地方自治体を取り巻く状況は、国の財政難を理由に、非常に厳しいものがあることを否定する人はおりません。

意見書の言うように、受益者負担の名のもとに、国と地方の約6兆円の道路特定財源をすべて道路

建設に充当することを許さない現実がそこにはあるのではないのでしょうか。

もとより、自動車社会のもとで負担しているガソリン税や自動車重量税は、排気ガスによる環境破壊や交通事故対策、障害者対策など、道路建設以外にも充てられるべき性格のものです。

そこに、一般財源化を主張する根拠の一つがあります。

さらに、1971年、昭和46年につくられました自動車重量税は、もともと用途を特定しない一般財源でありましたが、田中角栄氏の一声でその8割を道路建設に充てることが決められ、今日まで続けられているものであります。

したがって、自動車重量税の法的根拠のない2割は、その気になれば直ちに一般財源化できるものであります。

その後、平成13年の塩川大臣をはじめ、その後、小泉総理までもが一般財源化の意向を表明しておりますけれども、その都度、道路族議員やゼネコンの抵抗にあって実現していないところであります。

道路公団民営化のときに、民営化された会社が建設できない高速道路の不採算路線を、国直轄方式で道路特定財源を投入して建設する方針がとられる中で、これ以上、費用対効果のない無駄な道路をつくり続けることを、国と地方の財政状況が許さないのではないかと考えるところであります。

私は、高速道路をはじめすべての道路建設に反対しているわけではありません。

道路特定財源を一般財源化した上で、本当に必要としている道路を建設する計画を練り直すよう要求したいと思えます。

以上の理由によって、高速道路整備計画に関する意見書には、反対するものであります。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

発議第5号、高速道路整備計画に関する要望意見書は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本意見書は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第6、発議第6号、上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する要望意見書及び、日程第7、発議第7号、平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書についての2議件を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

乾邦広議員。

○17番（乾邦広） 発議第6号。

平成18年3月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員乾邦広。

賛成者、幕別町議会議員中橋友子議員、同じく佐々木芳男議員、杉坂達男議員、古川稔議員、永井繁樹議員。

上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

上限関税断固反対など WTO 農業交渉に関する要望意見書（案）。

要望の理由。

昨年 12 月に開催された WTO 香港閣僚会議では、本年 12 月の最終合意に向けて、関税削減率などの要件が入ったモダリティ（保護削減の基準）を 4 月末に、これに基づく包括的な譲許表案を 7 月末までに提出することなどを盛り込んだ宣言を採択しております。

宣言では、日本政府が強く反対していた上限関税の設定は明記されず、重要品目の位置づけも認められたが、重要品目の品目数の扱いや米国、EU が主張する低関税輸入割当数量の拡大義務付けなどの動きもあり、4 月末のモダリティ確立に向け極めて厳しい交渉が続けられております。

日本の食料自給率 40%、国民の食料の大半を海外に依存している現状の中で、農業生産と食料自給率を根幹から揺るがす「上限関税」や「重要品目」の扱いは、国民の命と健康、暮らしに直結する問題であり、特に、小麦、砂糖、でん粉、小豆・菜豆、乳製品、米などの高関税品目を抱える本道及び十勝農業の生死を左右する重要課題であります。

仮に、今後の交渉で大幅な関税引下げとなれば、第 1 次産業と結びつきの深い製造業など、地域経済全体に甚大な打撃を与えること必至であります。

このため、WTO 農業交渉が重大局面を迎える今日、多様な農業の共存と食糧主権の確立が図られるよう、下記事項を添えて強く要望いたします。

記。

1、WTO 農業交渉に当たっては、農業・農村の多面的機能の発揮や食糧主権の確保を図るため、各国が多様な農業の共生・共存できる農業モダリティを実現するよう確固たる姿勢で臨むこと。

2、上限関税の設定には断固反対するとともに、重要品目については各国の裁量が発揮できるよう十分な数の品目を確保し、本道の重要品目である小麦、でん粉、小豆・菜豆、砂糖、乳製品、米などに係る適切な国境措置を維持すること。

3、国内農業の維持を可能とする関税率水準の設定や関税割当、国家貿易体制の堅持、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保すること。

4、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、要望意見書を提出いたします。

平成 18 年 3 月 20 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

次に、発議第 7 号。

平成 18 年 3 月 20 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員乾邦広。

賛成者、幕別町議会議員中橋友子議員、佐々木芳男議員、杉坂達男議員、古川稔議員、永井繁樹議員。

平成 18 年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 18 年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書（案）。

要望の理由。

北海道及び十勝の酪農・畜産は、専業経営を主体として発展し、乳業、食肉加工業などの関連産業とともに、地域を支える基幹産業として重要な役割を果たしております。

しかし、近年は、食の安全・安心に対する国民の関心が高まり、牛肉に象徴されるように消費者からは信頼される農業生産と安全に対する管理責任などが求められております。

また、WTO 農業交渉などで国際化がより進展すると見込まれる中で、酪農・畜産においても、国際競争力を強めながら、多様な担い手の育成を図り、畜産環境対策への適切な対応安全・良質な畜産物

の生産管理などに努めるなど、環境保全を重視した持続可能な農業生産活動に取り組むことが強く求められております。

つきましては、国内の酪農・畜産の持続的な発展と酪農・畜産農家の経営安定に向けて積極的な政策を講じるよう、下記事項を添えて強く要望いたします。

記。

1、食料・農業・農村基本計画及び酪農・肉用牛近代化基本方針に基づく、酪農・畜産の自給率目標など目指すべき方向を具現化するため、十分な予算の確保を図り、担い手が安心して営農を持続できるよう万全な施策を講じること。

2、酪農・畜産経営が安定的に所得の確保が図られるよう、国際規律にも適応できる「経営所得安定政策」の確立、及び農業の多面的機能の維持・管理行為に対する「環境等直接支払政策」の導入を早急に図ること。

併せて、必要な財源の確保を図ること。

3、平成18年度の加工原料乳生産者補給金については、生乳の再生産確保及び乳質等向上の生産者努力、酪農経営の安定と体質強化などに十分配慮し、現行単価を基本に適切に決定すること。

また、限度数量は、新たな計画生産の推進や乳製品の自給力維持、新規需要拡大の取組などに配慮して、適切に決定すること。

4、平成18年度の牛肉及び豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情を踏まえ、経営の安定と再生産の確保の観点から、現行価格を基本に適切に決定すること。

5、平成18年度の肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格及び合理化目標価格は、再生産の確保と経営の安定の観点などから、現行価格を基本に適切に決定すること。

6、生乳及び乳製品需給の安定を図るため、飲用牛乳、脱脂粉乳、チーズ、生クリーム等の国産乳製品の新たな需要創出、需要（消費）拡大に向けた支援対策を継続強化すること。

7、家畜ふん尿処理施設の新增設への支援対策を拡充するなど畜産環境対策や耕畜連携の推進に向けた支援対策を推進すること。

8、酪農ヘルパー及びコントラクター、TMR（混合飼料）センターなどの経営サポート組織などに対する支援対策を充実すること。

9、肉用牛経営並びに養豚経営の体質強化に向けて、肉用牛肥育経営安定事業及び地域肉豚生産安定基金造成事業の継続や、地域肉用牛振興対策事業や養豚振興事業などの充実を図ること。

10、国内でのBSEの感染経路・感染原因の早期究明と再発防止対策の徹底を図ること。

また、と畜場でのBSE全頭検査にかかる支援や農家経営支援など必要な対策を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、要望意見書を提出いたします。

平成18年3月20日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第6号、上限関税断固反対などWTO農業交渉に関する要望意見書は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第7号、平成18年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書は、原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書は、原案のとおり可決いたしました。

[一括議題・委員長報告]

○議長(本保証喜) 日程第8、議案第6号、平成18年度幕別町一般会計予算から、日程第17、議案第15号、平成18年度幕別町水道事業会計予算までの10議案を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長前川敏春議員

○3番(前川敏春) 平成18年3月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

予算審査特別委員長前川敏春。

予算審査特別委員会報告書。

平成18年3月1日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成18年3月13日・14日・15日(3日間)。

2、審査事件。

議案第6号、平成18年度幕別町一般会計予算。

議案第7号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計予算。

議案第8号、平成18年度幕別町老人保健特別会計予算。

議案第9号、平成18年度幕別町介護保険特別会計予算。

議案第10号、平成18年度幕別町簡易水道特別会計予算。

議案第11号、平成18年度幕別町公共下水道特別会計予算。

議案第12号、平成18年度幕別町公共用地取得特別会計予算。

議案第13号、平成18年度幕別町個別排水処理特別会計予算。

議案第14号、平成18年度幕別町農業集落排水特別会計予算。

議案第15号、平成18年度幕別町水道事業会計予算。

3、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長(本保証喜) お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

[討論]

○議長(本保証喜) これより、議案第6号、平成18年度、幕別町一般会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋議員。

○9番(中橋友子) 日本共産党町議団を代表し、議案第6号、平成18年度幕別町一般会計予算に対する反対討論を行います。

平成 18 年度一般会計予算は、歳入歳出総額 156 億 9,780 万 7,000 円で、平成 17 年度の幕別町・忠類村 2 町村合計予算に比べ、4 億 9,778 万 3,000 円、率にして 3.3%の増額で提案されました。

提案に当たって、町長は、厳しい税財政状況のもと、事務事業の見直しや人件費の抑制の上、優先度の高い事業や住民要望に応えるべき意を用いたと基本姿勢を示されました。

まず、厳しい税財政状況の問題です。

政府が三位一体の改革の名で、強行に進める地方財政政策は、財源の一部を地方に移すことの引換えに、国の責任で行うべき福祉・教育のための国庫補助負担金を縮小廃止し、地方交付税をも削減するという地方財政削減政策にあります。

このことは、国自らの政策である地方分権の推進にも反するものであり、厳しく改善を求めていかなければなりません。

財源の移譲についても、税源に乏しい地方は自ずと少なくなり、都市と地方の格差を拡大しています。

それだけにとどまらず、すべての自治体に 2005 年から 5 年間、集中改革プランを策定させ、職員の削減、業務の民間委託と民営化など福祉と暮らしのための政策の一斉切り捨てを推し進めようとしています。

これらの地方政治への方向は、住民福祉の機関という地方自治体そのものを否定するだけに、総力を挙げて中止を求めていかなければなりません。

同時に、町民に直接かけられている制度変更による各種負担の増額なども、国に中止を求めるとともに、独自の政策で支援を行う必要があります、それらの姿勢が予算に反映されることが求められるものです。

そこで、具体的な幾つかの内容について、申し上げます。

本予算では、住民要望の応え、子育て支援事業やオストメイト用トイレの設置が提案されたことは評価するものです。

しかし、一方では、これまで忠類村で実施してきた小学校就学前までの乳幼児医療費の無料化年齢の引下げによる後退、新たに導入した障害者に対する負担増は、弱者をより困難に陥れるものであります。

特に、障害者の新たな負担による影響で、例えば、共同作業所ひまわりの家では、退所者も生まれています。

ここでは、多くの皆さんの協力で、月額 5,000 円の労賃が支払われていましたが、これまでの 2,000 円の給食費のほかに、1 割の施設利用料が新たにかけられたことで、やむなく退所に至ったと聞きます。

審議の中で、継続可能な制度維持のため、軽減策はできないと答えられていましたが、利用でいない人を生み出しては、制度そのものも生かされないのではないのでしょうか。

障害者関連事業費が利用者 1 割負担により、町の持ち出しも 1 割削減されることとなります。

これらの財源で、総額 120 万円の障害者負担を軽減することがなぜできないのでしょうか。

弱者に対する町の根本姿勢が問われます。

また、税制改革による町民の新たな税負担は、7,700 万円に及ぶと示されましたが、このうちの 25% は、町の歳入となります。

これらは、住民の各種負担軽減を最優先に充て、収入が下がる中で、制度改定によって負担が増えた町民の対策に充てるべきです。

次に、職員の人件費削減についても申し上げます。

職員の暮らしはもとより、地域経済に与える影響も大きく、民間格差の是正にもなっていないことは、北海道の最低労働賃金が全国でも低く、641 円に抑えられていることをみても明らかです。

人事院勧告どおり、町の方針とするなら、広く国民に奉仕する公務員の労働に対しての対価として、しっかりと保証するよう国にこそ改善を求めていくべきではないのでしょうか。

職員にだけの負担を強いる方向は問題と考えます。

政治姿勢においても、高規格道路を推進するとしていますが、1メートル450万円、総額で2,000億円のこの高規格道路については、工事費は本町予算の約10年分にも及ぶものであります。

利用状況からみて必要性が高いとは考えにくく、建設予定の新しい道の駅政策とも逆行するものと考えます。

国も財政難というなら、この高規格道路を推進する立場はとるべきではないと考えるところです。

また、忠類との新しいまちづくりに当たり、一体感のあるまちづくりを目指すと言われていますが、その具体策としては、住民自治の確立が最も大切と考えます。

機構の改革も含めて、忠類地域の地域行政がスムーズに運ぶよう、改善と意識改革を図るべきです。最後に、今、格差社会が大きな問題となっています。

町民の置かれている状況は、増税や年金の削減、失業や賃金の引下げなど、暮らしも営業も大変な困難にさらされ、どこでも行き先の暮らしに対する負担が広がっています。

こんな情勢であるときだからこそ、町政が防波堤となって、町民を支える政治が求められます。

地方自治の本旨である住民の安全と福祉の向上を図る役割を、総力を挙げて果たされるよう申し上げ、反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

古川稔議員。

○24番（古川稔） 議案第6号、平成18年度幕別町一般会計予算の委員長報告に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

岡田町長は、先の行政執行方針の中で、新幕別町の町政運営に対する思いとして、四つのことを述べられました。

一つに、一体感の醸成。

二つに、均衡ある発展の確保。

三つ目に、協働のまちづくりの推進。

最後に、行政改革の推進でありました。

合併後の新しい町の運営に対する深い思いと決意であると感じたところであります。

そして、今議会に提案されました新年度予算案は、合併後初の予算となるものであります。岡田町長を中心として全職員が一丸となり、幕別忠類両地域の特色を全面に、さらには、地域の課題解決に向けた思いが大きく伝わるものであると、私は高く評価するものであります。

町政執行に係る各種施策につきましては、予算審査特別委員会で十分論議されていると思っており、細部については申し上げることはいたしません。合併協議における決定事項の具現化や、地方交付税の大幅な削減により、財源の確保が難しい中で、人件費をはじめ、経常経費の徹底した削減を行い、限られた財源の中で、多様化する町民要望に応えるためのきめ細かな配慮がなされたものと思っております。

特に、少子化・子育て支援対策に対する取り組みは、町民要望を十分に反映させているものと思っております。

時代の大きな潮流の中で、住民に身近な基礎自治体が、主体性をもって知恵を出し合い、創意工夫を重ねるとともに、地域と行政が対等な立場で連携し、協力しながら、地域の課題を解決し、心豊かな安心して暮らすことのできる町を築くことが、今日ほど求められているものではありませんか。

こうした意味でも、私は、今予算の中で、時代を捉えたものであり、その思いが本予算の中に的確かつ十分に反映されており、平成18年度幕別町一般会計予算は、私も委員長の報告を可とするものとして討論を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） ほかに討論はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第6号、平成18年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

この際、15時10分まで休憩いたします。

14：55 休憩

15：09 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[討論]

○議長（本保証喜） 次に、議案第7号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

豊島善江議員。

○10番（豊島善江） 日本共産党町議団を代表し、議案第7号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対し、反対の討論を行います。

国民健康保険は、憲法に基づいてつくられた、医療を保障する制度です。

長期の景気低迷の影響などもあり、毎年加入者が増加し、幕別町でも約過半数の5,415世帯が加入しています。

他の制度に比べ、税負担が大きく、特に低所得者には重い負担となっております。

低所得者の担税能力を超えている実態をどう改善させるか。

加入者が必要なときに必要な医療を受けられる。このことが国民皆保険制度としてつくられた国民健康保険制度の大きな課題となるのではないのでしょうか。

昨年、新聞やテレビでも取り上げられ、全国的に大きな問題となったのが、滞納者の滞納のため、保険証がもらえずに18名の方が亡くなったことでした。重病になって病院に行ったときには手遅れだった。病気が悪化しているのはわかっているにもかかわらず、払うお金がないため、市販の痛み止めを飲み我慢してきたなど、実態が報道されました。

国民皆保険が崩れてきている。このことを重く捉えなければなりません。

幕別町の場合は、機械的対応はせず、全員に保険証を交付することを基本とし、接触できた人には保険証を渡しているということでありました。

引き続き、全国で起きているような悲惨な状況を防ぐためにも、個々の実態を把握し、きめ細やかな適切な対応を求めたいと思います。

次に、低所得者に対する軽減についてです。

この制度は、他の制度と違い、応能応益割という保険税の決め方に特徴があり、低所得者に重い負担となっております。

制度では、7割、5割、2割減免を行っていますが、現状では、平成16年度決算をみても200万円以下の世帯が451世帯と滞納世帯の83.5%を占めており、厳しい状況は解決されてはいません。

さらに、追い討ちをかけるように、国の税改革が実施され、町自体は国保税を据え置いています、税控除の縮減などにより、18年度は1,195人、総額657万円が引上げとなり、これは19年度も続きます。

日本共産党議員団は、これまでも町独自の申請減免を求めてきました。

今、国の庶民増税実施のもとで、多くの加入者が影響を受けています。

町民にとって非常に困難なときだからこそ、低所得者に対する一層の軽減対策が求められます。

帯広市などが実施をしている減免を、町としても実施すべきです。

国の制度ではありますが、実施主体は町であり、町民の安全・健康を守るべき町としての一層の改善を求めて反対といたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

乾邦広議員。

○17番（乾邦広） 私は、議案第7号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

ご承知のとおり、国民健康保険制度は、社会保険など職域健康保険に加入できない農業者や自営業者などの命と暮らしを守り、国民皆保険制度の根底を支える制度として、確実にその使命を果たしてきたところであります。

昨今は長引く不況などの影響を受け、社会保険から国保へ移行する方が増えていることや、被保険者の高齢化が進んでいること。さらには、医療の高度化により、医療費が増加しているところであり、国保の運営は全国的にも非常に厳しい状況であると伺っております。

国民健康保険制度は、相互扶助の精神に基づくものであり、その運営費用は加入者が負担する国保税と国や町などの負担金等で賄われております。

この国保税につきましても、低所得者救済のために、7割、5割、2割の軽減措置が講じられており、加入者の4割以上の世帯に適用されているところであります。

一方、負担の公平を図るために、納税の特例に努めており、悪質な滞納者に対しましては、短期被保険者証や資格証明書の交付の制度がありますが、伺うところによりますと、一方的に交付措置を行うのではなく、それぞれの世帯の状況について相談を受け、個別の状況に応じて行われており、命を守るという観点からの配慮も含まれていると感じております。

さらに、これまで幕別地域にあっては6期、忠類地域にあっては3期であった納期回数を、平成18年度から8期に増やし、納税しやすい環境づくりにも配慮されているものと思っております。

ここ数年、収納率向上対策に取り組まれてきた結果、国保税の収納率は年々上がっており、高く評価するところであります。

今後も、負担の公平化と財源確保のために、引き続き努力されることを期待しております。

町の一般会計からの繰入金につきましても、低所得者への配慮であります軽減措置の実施に伴い、減収された分を、道と町が保険基盤安定繰入金として補填するとされております。

また、福祉医療費助成事業の実施に伴い、増加する医療費への支援を本年度も町単独で実施されるとお聞きしており、引き続き、厳しい財政状況にあっても、町理事者はじめ、担当部局のその姿勢を高く評価するところであります。

前段でも申し上げましたが、国民健康保険は国民皆保険制度の根幹を担う制度であります。

住民の命を守るためには、国保事業を安定的そして持続的に運営していくことが最も重要であり、そのためにも厳正かつ適正な運営により、健全財政の維持に努めていただくことを強く期待いたします。本特別会計予算についての賛成討論をいたします。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第7号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成18年度幕別町老人保健特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[討論]

○議長（本保証喜） 次に、議案第9号、平成18年度幕別町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

野原議員。

○20番（野原恵子） 日本共産党幕別町議団を代表いたしまして、議案第9号、平成18年度幕別町介護保険特別会計予算について、反対討論をいたします。

介護保険は、高齢者に対する公的な介護サービスを提供する制度として、実施されてから既に5年が経過しましたが、現状は、誰（だれ）もが安心して必要な介護を受けられる制度にはなっておらず、改善が強く求められています。

介護保険の導入のとき、政府はその目的を家族介護から社会が支える制度へ。在宅で安心できる介護へ、サービスが選択できる制度へと宣伝していましたが、老々介護の広がりや家族介護のため、職場をやめなければならなくなったり、休職しなければならなくなった人が、女性を中心に増えています。

また、介護保険料は、3年ごとに改定され、サービスの利用が増えると保険料が値上げになる仕組みになっています。

小泉内閣が進めている増税は、社会保険料などに影響を与え、介護保険にも負担増となって表れています。

高齢者本人の収入は変わらないのに、課税対象者になることによって、保険料段階が上がる場合が14.9%、世帯が課税世帯となり、段階が上がる非課税者の場合が1.2%となり、合計すると16.1%と、高齢者の6人の一人が、保険料段階が上がるのが、厚生労働省の試算でも明らかになっています。

このことに対して、厚生労働省は激変緩和を措置するとしていますが、2年間だけです。

幕別町の介護保険料は、3,350円と、十勝の平均保険料より低くなっていますが、今回の新保険料2段階に該当する高齢者の所得は、生活保護世帯基準より低く、手立てが必要と考えます。

介護保険法では、市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免できると定めています。

しかし、厚生労働省が全国の市町村に保険料を減免してよい場合として示した特別理由の例は、地

震、台風などの天災、長期入院、失業、不作によって負担能力が低下した人に限られていますが、所得の低い高齢者も対象にして減免していくべきと考えます。

しかし、国がその手立てを講じていない現状では、町が所得の低い高齢者に対して、救済の手立てを行うことが必要と考えます。

この改善には、税制改正による介護保険料の増収分を財源にすること。

介護保険制度が始まったときに、それまでは介護施策にかかわる費用のうち、50%負担していた国が25%まで引き下げた負担割合をもとに、引き上げることを強く求めていくことです。

国の負担を引き上げることにより、サービス料や事業者への介護報酬を引き上げると、保険料の負担増に連動する介護保険の根本矛盾を解決し、安心できる制度にするための道を開いていけると考え、反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

永井議員。

○21番（永井繁樹） 議案第9号、平成18年度幕別町介護保険特別会計の委員長報告に対して、賛成の立場で討論を行います。

介護保険制度は、平成12年度からはじまり、6年が経過したわけですが、社会的にも制度は着実に浸透してきているところでもあります。

しかし、一方では、要支援者や要介護者は増加の一途をたどり、認定者数、利用者数は2倍以上となっています。

それにより、介護保険に係る費用も伸び続けており、利用者のニーズもますます多様化しています。

こうした状況の中にあつて、幕別町は平成15年3月に策定しました幕別町高齢者保健福祉ビジョン2003により、高齢者が住みなれた地域で心豊かに安心して生活が送れる様々な施策の推進に努めてきたところでもあります。

国においては、平成27年には、いわゆる団塊の世代が65歳以上を迎え、高齢率は約30%となる超高齢社会が到来し、今後、高齢者を取り巻く社会状況は大きく変化をし、新たな課題が出てくるものと予想されます。

このようなことから、現行の保健福祉サービスや介護保健福祉サービスについても大きな転換期を迎えることが想定されるため、国は介護保険制度の大幅な見直しを実施したところでもあります。

本町におきましても、少子高齢化の影響は大変大きいものがあり、今後、ますます保健福祉行政に対する様々な課題に適切に対応していく必要があります。

こうしたことから、国の介護保険制度の改正等を十分踏まえ、今回の町長による行政執行方針の中にもありましたが、幕別町は平成18年度から20年度までの3年を1期とした高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について、介護保険運営等協議会に諮問をさせていただき、先月、答申をいただいたところであり、本日、委員の皆さんをはじめ、関係機関団体に、幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006の計画書が配布されているところでもあります。

この計画においては、本年度から新たに幕別町として、地域包括支援センターを設置し、軽度な高齢者や認定の対象外となった高齢者に対して、介護予防を重点としたサービスの提供に努めることとしています。

また、認知症高齢者のグループホームについては、他の町村に比べ、設置数が既に計画量を大幅に上回っていること。

また、帯広、音更などの施設の増加により、施設職員の確保が難しいことや、資格を持った人の配置が追いつかないため、サービスの低下や行き届かないといった恐れがあることなどから、本年度4月からは新たな施設を認めないこととしたとこであり、その認可権が道から市町村に移譲することになったところでもあります。

なお、介護保険料の基準月額保険料については、現行の2,950円から400円増の3,350円とする旨の提案がされており、十勝管内では下から5番目の料金であり、低く抑えられた町の努力姿勢が評価

されるものであります。

また、低所得者に対する負担軽減等の措置に関して、特別養護老人ホームの入所者については、経過措置について、さらに5年間延長が認められたことなど、措置があります。

さらに、国の施策としては、一つに、特定入所者介護サービス等費の新設があります。

いわゆる施設給付の食費、住居費が自己負担となったことを受け、低所得者、いわゆる所得段階の1から3の方に対し、補給を行う措置です。

二つ目には、社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担軽減措置があります。

いわゆる特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイサービスを対象に、非住民課税世帯のうち、特に生計が困難なものに対して行う業者負担の軽減に対して、権限した総額の2分の1以下の範囲で助成をする措置です。

三つ目には、高額介護サービス費があります。

いわゆる、新第2段階の方について、現在負担、限度額、2万4,600円を、1万5,000円に引き下げたことです。

そのほか、利用者の保険料負担段階を5段階から6段階に改正し、第2段階の80万円以下についての方については、基準保険料が、0.75倍から0.5倍に引き下げられたことであります。

一方、町単独の施策としては、訪問介護利用者に対する軽減措置があります。

いわゆる、低所得者に対して利用者負担は6%とすること。

これについては、今後の見直し検討も視野に入れているものであります。

以上のように、低所得者に対する軽減等の措置はいろいろと配慮されているところであります。

介護保険の運営事業計画に当たっては、旧忠類村老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の方々や、幕別町介護保険運営等協議会の方々の貴重な意見やアンケートなども十分に反映されていると思われま。

今後、計画の実施に際しては、障害者福祉計画、エンゼルプラン、幕別健康21などの各分野の保健福祉計画との連携を図り、さらには合併後の新まちづくり計画との調和を図り、取り組んでいく町の姿勢を確認することができます。

介護保険制度における住民負担については、それぞれいろいろな考え方がありますが、これは国の制度であり、条例や法令に従って、制度を適切に推進していかなくてはなりません。

厳しい財政状況のもと、適正な負担の在り方、いや公平性、さらには住民の理解を得られるかなど、十分に検証し、施策の推進に全力を挙げて取り組むことを強く期待するものであります。

以上、議員の皆さんの賛同を求めまして、私の賛成討論に代えます。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号、平成18年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第10号、平成18年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号、平成18年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第12号、平成18年度幕別町公共用地取得特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第13号、平成18年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第14号、平成18年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第15号、平成18年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(本保証喜) 日程第18、議案第23号、幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例から、日程第20、議案第25号、幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の3議件を一括して議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長坂本偉議員。

○総務文教常任委員長(坂本偉) 3議案を一括して報告いたします。

平成 18 年 3 月 20 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成 18 年 3 月 1 日本委員会に付託された事件（議案第 23 号）を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 18 年 3 月 1 日（1 日間）。

2、審査事件。

議案第 23 号、幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例。

3、審査の経過。

審査に当たっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、武力攻撃事態等における国民の保護の為の措置に関する法律に基づき必要な事項を定めた条例であり、反対討論では有事を起こさない努力が大事で、有事を想定していくことは、近隣の国に新たな脅威を与えることになるとの意見があり、起立採決により結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

次に、平成 18 年 3 月 20 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成 18 年 3 月 1 日本委員会に付託された事件（議案第 24 号）を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 18 年 3 月 1 日（1 日間）。

2、審査事件。

議案第 24 号、幕別町国民保護協議会条例。

3、審査の経過。

審査に当たっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、武力攻撃事態等における国民の保護の為の措置に関する法律に基づき、幕別町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めた条例であり、反対討論では、国全体が武力攻撃事態法の下に集約され、戦前の状況に戻らないためにも反対するという意見があり、起立採決により結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

次に、平成 18 年 3 月 20 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成 18 年 3 月 1 日本委員会に付託された事件（議案第 25 号）を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 18 年 3 月 1 日（1 日間）。

2、審査事件。

議案第 25 号、幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例。

3、審査の経過。

審査に当たっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、地方自治法施行令に基づき必要な事項を定めた条例であり、適正な条例であるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[討論]

○議長（本保証喜） これより、議案第 23 号、幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋議員。

○9 番（中橋友子） 議案第 23 号、幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例に対する反対討論を行います。

幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例は、政府が 2003 年 6 月に成立した武力攻撃事態法に基づき制定された国民保護法をはじめ、米軍支援法、特定公共施設利用法など関連 7 法、いわゆる有事関連法の具体化として、市町村に条例の制定を求めてきたものであります。

有事に際し、国民や自治体を総動員させる仕組みとして、国民保護計画の策定と合わせています。

武力攻撃事態としてどのような状況を想定するかは、武力攻撃法第 2 条で、我が国に対する外部からの武力攻撃、又は、武力攻撃が発生した事態、又は、武力攻撃が予測される事態と規定されています。

つまり、政府が判断をすれば、日本がどこかの国から攻められていなくても、予測されるということで国民を動員する体制に移れる仕組みです。

他方、政府が決定した防衛計画の大綱では、本格的な侵略事態の正規の可能性は低下と指摘し、武力攻撃の可能性はほとんど想定していないという見解です。

基本指針で示された上陸攻撃、ゲリラ特殊部隊攻撃など、想定事態の四つを示されていますが、この基本指針と防衛計画の大綱とは大きく乖離するものであります。

では、なぜ今の時期にこのような条例制定を求めてくるのでしょうか。

想定される事態になり得るのは、現在行われているイラク戦争のような米国の軍事介入に同盟国として日本が参加した際、自治体、民間挙げて米軍の支援を行う体制をつくることなどが挙げられます。

つまり、災害救助における住民避難計画などとは根本的に異なるものであります。

しかも、関連法に従わなかった場合は、罰金や懲役などを国民に科せる 11 項目の罰則規定まで設けられています。

万が一の不当な侵略、あるいは、大震災や大規模災害のときに、政府や自治体が国民の保護に当たらなければならないことは当然であります。武力攻撃事態法における国民保護計画は、むしろ住民を危険にさらすものと考えます。

このような内容であることから、全国の地方自治体の中で、国の求めであっても、条例の制定は行わず、東京国立市のように、総合防災計画の中で対応するところが生まれています。

十勝管内でも、8 自治体が条例の提出を行っていません。

幕別町においても、国の求めることのみを優先するのではなく、各自治体の対応も踏まえ、慎重な対応が必要です。

何よりも自治体の住民保護対策は、自然防災対策を優先させるべきであり、有事を想定していくことは近隣の国に新たな脅威を与えることにつながります。

このような条例制定は行うべきではないと考え、反対といたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第 23 号、幕別町国民保護対策本部及び幕別町緊急対処事態対策本部条例に対する、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 24 号、幕別町国民保護協議会条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 25 号、幕別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第 21、議案第 35 号、東十勝障害程度区分認定審査会の設置についてを議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長乾邦広委員。

○民生常任委員長（乾邦広） 報告をさせていただきます。

平成 18 年 3 月 20 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

民生常任委員長乾邦広。

民生常任委員会報告。

平成 18 年 3 月 1 日本委員会に付託された事件（議案第 35 号）を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成18年3月7日（1日間）。

2、審査事件。

議案第35号、東十勝障害程度区分認定審査会の設置について。

3、審査の経過。

審査に当たっては、規約新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。本規約は、障害者自立支援法に基づき必要な事項を定めた規約であり、適正な条例であるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決しました。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第35号、東十勝障害程度区分認定審査会の設置についての委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第22、請願第1号、「患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長乾邦広議員。

○民生常任委員長（乾邦広） それでは、報告をさせていただきます。

平成18年3月20日。

幕別町議会議長本保証喜様。

民生常任委員長乾邦広。

民生常任委員会報告。

平成18年3月1日日本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成18年3月7日（1日間）。

2、審査事件。

請願第1号、「患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書」の提出を求める請願書。

3、請願の趣旨。

医療制度構造改革法案は、医療給付の総額抑制、公的給付範囲の縮小により、患者と高齢者に大幅な負担を強いるもので、国民皆保険制度を崩壊させるものである。医療制度改革大綱では、高齢者の負担増加、高額医療・人工透析の患者負担増、入院時の食費・病室代の自費負担化、後期高齢者医療制度の創設が盛り込まれ、国民に著しい負担をもたらそうとしている。

また、低医療費政策は、医療現場での過重労働につながり、医療事故を引き起こす原因となる。

「誰でも、いつでも、どこでも安心して平等に医療を受けられる国民皆保険制度」を堅持するため意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査では、紹介議員より請願の趣旨について説明を受け、慎重審議がなされた結果、総合的な観点から医療制度改革は必要であるとの意見が大半を占め、起立採決により結論をみた。

5、審査の結果。

「不採択」とすべきものと決しました。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[討論]

○議長（本保証喜） これより、討論を行います。

委員長の報告は、不採択でありますので、まず、原案に賛成者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

増田議員。

○19番（増田武夫） 日本共産党町議団を代表いたしまして、「患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書」の提出を求める請願書に賛成する立場から討論を行います。

今回の定例会でも議論されてきましたように、多くの住民の所得は、7年連続で減り続けているところであります。

それに加えまして、所得税の定率減税の廃止、各種控除の廃止、課税最低限の引下げなどによって、年金暮らしのお年寄りをはじめ、社会的な弱者にとって耐え難い状況が生まれています。

政府は追い討ちをかけるように、今国会に医療制度改革法案を提出してまいりました。

今回の請願書は、町民の皆さんが医療制度の今後について抱えている不安や願いを、政府に届けてほしいという議会に対する期待を込められたものであります。

請願された5項目は、健保3割負担の軽減、高齢者の窓口負担、高額医療費、人工透析負担上限などの引上げによる患者負担増の中止、高齢者医療制度の創設の中止、混合診療の拡大をやめ、必要な医療を医療保険でという願い、また、安心できる医療のため、医師、看護師の増員など安心して医療にかかれるよう求めています。

今度の医療制度改革法案の内容を心配するごく当然の願いばかりであります。

特に、高齢者等の従来の負担がさらに増えることに加えて、75歳以上のお年寄りに月6,000円もの負担を求める高齢者医療制度の創設は、新たな困難を高齢者に押し付けるものであります。

また、混合診療の拡大は、保険の使えない医療を大幅に拡大することになり、保険証を持って病院に行っても、重い病気は保険では間に合わない、軽い病気には保険がきかないというようなこととなるのであります。

このようなことが現実になりますと、国民みんなが安心してかかれる公的医療制度が土台から崩れて、人の命も金次第ということになりかねません。

民生常任委員会の審議の中では、請願の文言や表現方法などに対する意見も出されておりましたが、多くの町民の願いである請願の趣旨をくみ取っていただきたいと思うところであります。

十勝管内でも、陸別町をはじめ同様の意見書が前回一定で可決されている町村も出ていることも考慮していただき、多くの議員の皆さんの賛同を心からお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、原案に反対者の発言を許します。

千葉議員。

○22 番（千葉幹雄） 原案に反対する討論を行いたいと思います。

請願第 1 号に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願は、患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書の提出を求める請願であります。

一見すると耳当たりがよく、余り問題がないような表現であります。しかし、具体的項目には、医療制度の根幹にかかわることが含まれております。

請願項目は 5 項目ありますので、1 項目ずつ私の考え方を述べさせていただきたいと思っております。

第 1 点目であります。

現在の健保 3 割負担を 2 割負担に戻せとのご意見でございます。

私の認識では、健保すなわち社会保険と考えます。

社会保険のみを 2 割負担にすると、国保との不公平感はどうなるのでしょうか。

百歩譲ったとしまして、双方 2 割負担となれば、減らすことになる膨大な財源はどこに求めるのでありましょうか。

消費税などいずれにいたしましても最終的に国民の負担増につながると思っております。

もともと、国民健康保険は 3 割負担、社会保険は 2 割負担であったものが、平成 15 年 4 月より保険により負担率が異なるのはおかしいとのことで、現在の負担率になったものと理解しております。

よって、負担率を下げることは非現実的であり、それよりも現在の負担率を維持することが大事だというふうに考えております。

第 2 点目であります。

高齢者等の負担を増やすなということであります。

今回の制度改革は、基本には少子高齢化が進み、現役世代の負担が増加する中、負担の公平を図る内容であります。

確かに、若干の増にはなりますが、見逃してならないのは、医療制度改革の中で、診療報酬が 3.16% の引下げが盛り込まれて、併せまして、乳幼児医療の負担見直し、今まで 3 歳までであったものが就学前までと 2 割負担が延長されました。

また、出産育児一時金の引上げなど、子育て支援なども盛り込まれており、全体としてはやむを得ない内容であります。

第 3 点目であります。

後期高齢者医療制度であります。超高齢化社会に対応するための医療制度であり、高齢世代と現役世代との負担を明確化、公平化して、安定的な運営を目指すものと理解しております。

また、6,000 円を年金より天引きするなどのことではありますが、私が考えるとき、後々支払わなければならないものであれば、受給時に天引きした方が、年金受給者の利便性や行政事務の効率化が向上すると考えますが、何か考えがあるのでしょうか。

私には理解することができません。

第 4 点目であります。

混合医療を拡大させないで、保険ですべてをとのことです。

これについては、大学病院など一部の指定された病院で一定のルールのもと、患者の要望により未承認薬の投与や先進的・高度な医療などが考えられますが、患者の希望もあり、一概に混合診療の拡大を否定することはできません。

また、これらがすべて医療保険でとなると、医療費の増大につながり、ひいては、加入者に負担増になることは明白であります。

第 5 点目であります。

医師、看護師の増員、質の向上のため、診療報酬を改善せよということです。

ここで改善せよということは、診療報酬を上げろということだというふうに私は理解をいたします。増額すれば当然保険料にも跳ね返ってくるでありましょう。そうなれば、この請願の趣旨とは矛盾

するものではないでしょうか。

一般的に勤務医、開業医とも高額所得者が多いと言われております。

医師、看護師の待遇などは、それぞれの病院経営者の経営理念の問題であると思います。

町民の皆さんが負担するものは少しでも安く、サービスは少しでも多くと思うのは責められないと思いますが、責任ある議員の立場としては、適正な受益と負担の在り方は難しいと思いますが、一定の適正な負担はする。そして、後世に過重な借金は残さない健全財政を維持することが大事ではないでしょうか。

私は、対極的な見地に立ち、本請願については不採択と。すなわち委員長報告に賛成をいたすものであります。

良識ある議員の判断を期待して、原案に対し反対討論といたします。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

請願第1号、「患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書」の提出を求める請願に対する、委員長の報告は「不採択」であります。

したがって、原案について採決をいたします。

請願第1号、「患者負担増計画の中止と保険で安心してかかれる医療を求める意見書」の提出を求める請願書は、「採択」とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立少数であります。

したがって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第23、幕別町議会史編さん特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配布のとおり、4人の委員で構成する「幕別町議会史編さん特別委員会」を設置し「旧忠類村議会のあゆみ」編さんに関する調査を目的とし、委員の任期満了まで、閉会中も継続して調査することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は4人の委員で構成する「幕別町議会史編さん特別委員会」を設置し、調査することと決定いたしました。

次に、「幕別町議会史編さん特別委員会」委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、指名をいたします。

事務局に朗読いたさせます。

○局長（堂前芳昭） 「幕別町議会史編さん特別委員会」委員に、15番齊藤順教議員、19番増田武夫議員、26番南山弘美議員、27番杉坂達男議員。

以上でございます。

○議長（本保証喜） ただいま、朗読いたしましたとおり、「幕別町議会史編さん特別委員会」委員に指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

16：05 休憩

16：10 再開

○議長（本保証喜） 休憩前を解いて再開いたします。

ただいま、決定いたしました「幕別町議会史編さん特別委員会」の正副委員長の氏名が議長の元に届きましたので、報告いたします。

委員長、杉坂達男議員。

副委員長、齊藤順教議員。

以上のおり決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第 24、総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻、ご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長（本保証喜） 日程第 25、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 18 年、第 1 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

16：12 閉会